

2013

年度 夏合宿 活動記録

*Strength and Weakness of Ties
- Essence of "the Nation" -*



2013年 7月6日(土)～8日(月)

早稲田大学 軽井沢セミナーハウス

早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系

現代共生理論

森ゼミナール

目 次

まえがき (vi)

年間予定 (vii)

夏合宿予定 (x)

第1部 M・グラノヴェターの社会理論と経済

1章 アベノミクスと日本銀行・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 本稿の目的 (1)
2. 量的緩和政策について (1)
 - 2―(i) アベノミクス政策概要
 - 2―(ii) 米国と日本の戦後金融政策とアベノミクス
3. 日銀法改正 (9)
 - 3―(i) 中央銀行と日本銀行法
 - 3―(ii) 旧日銀法の改正内容
 - 3―(iii) 日本銀行法改正後の問題点
 - 3―(iv) 今後の日本銀行についての考察

2章 量的緩和の正当性・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1. 本稿の目的 (15)
2. フリードマンの貨幣数量説 (17)
3. フィッシャーの交換方程式と貨幣の流通速度 (18)
 - 3―(i) 第一次石油危機から第二次石油危機
 - 3―(ii) プラザ合意から始まるバブル経済
 - 3―(iii) バブル後の日本人の消費性向
4. まとめ (26)

3章 現行の年金制度とその行く末・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

1. 本稿の目的 (33)
2. 日本の年金制度の仕組み (33)
3. 年金の問題点 (38)
 - 3―(i) 消えた年金問題

- 3—(ii) 年金未納問題
- 3—(iii) 生活保護と基礎年金
- 3—(iv) 非正規雇用者の年金
- 3—(v) 専業主婦（第3号被用者）の年金
- 4. 他国の年金制度の仕組み（46）
- 5. 年金財政の将来（47）
- 6. まとめ（49）

4章 2008年金融危機とサブプライムローン問題の本質

—Weak ties との関連性— 53

- 1. 本稿の目的（53）
- 2. 投資銀行とその変化（54）
- 3. 7つの要因と tie との関連性（57）
 - 3—(i) 7つの要因
 - 3—(ii) weak ties of strength
- 4. 投資銀行と格付け機関（58）
 - 4—(i) 投資銀行 —大量証券化のしくみと意図—
 - 4—(ii) 格付け機関 —なぜリスクが高い証券にトリプルAをつけたのか—
 - 4—(iii) 投資銀行と格付け機関の weak ties
- 5. まとめ（60）

第2部 B・アンダーソンの『想像の共同体』と 日本のナショナリズム

5章 竹島問題 63

- 1. はじめに（63）
- 2. 領土問題の始まり（63）
- 3. 両国の見解（64）
 - 3—(i) 日本の見解
 - 3—(ii) 韓国の見解
- 4. 討論メモ（64）
- 5. 竹島とナショナリズムについて考える（65）

6章 尖閣諸島問題 67

- 1. 本稿の目的（67）

2. 歴史的背景 (68)
 - 2―(i) 日本の主張
 - 2―(ii) 中国の立場
3. 尖閣諸島国有化について (70)
4. 討論メモ (71)
5. まとめ (72)

7章 従軍慰安婦問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

1. 従軍慰安婦とは (73)
2. 従軍慰安婦問題の歴史 (73)
3. 研究結果から明らかになっていること (74)
 - 3―(i) 慰安所の種類
 - 3―(ii) 慰安婦の多様性
 - 3―(iii) 設置の理由
4. 争点 (76)
5. 討論メモ (76)
6. まとめ (76)

8章 靖国問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

1. 靖国問題とは (79)
2. 問題の位相 (79)
 - 2―(i) 遺族感情の問題
 - 2―(ii) 歴史認識の問題
 - 2―(iii) 宗教の問題
 - 2―(iv) 文化の問題
 - 2―(v) 国立追悼施設の問題
3. 討論メモ (81)
4. まとめ ―B・アンダーソンとM・グラノヴェターを参考に― (82)

第3部 「日本」とナショナリズムについての理論・思想的及び経験的研究

Tessa-Morris Suzuki を精密に読む・・・・・・・・・・・・・・ 83

まえがき

本誌は3部で構成されており、最初の2部では其々4つの章に分けられている。

第1部では、マーク・グラノヴェッターの社会理論を参考に、経済を巡る4つの論稿を示す。そのうち、1章では、2012年12月に発足した安倍内閣の掲げた経済政策の通称である「アベノミクス」と日本銀行の現在の関係性とその将来を政策内容と人事という2つの視点から読み解く。2章では、アベノミクスの量的緩和政策の将来性を、貨幣数量説の観点から、日本の20世紀後半の経済状況の分析とともに考察する。3章では日本の年金制度を見直し、社会と経済が緊密に関わりあうその接点を提示する。4章では、2008年の金融危機に火をつけたサブプライムローンと、その引き金役となった欧米の投資銀行を分析し、その構造的な問題に迫る。

第2部では、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』を参考にしつつ、日本のナショナリズムの過去と現在の問題を見ていく。5章で竹島問題、6章で尖閣諸島問題、7章で従軍慰安婦問題、8章で靖国問題を取り上げ、この4つの事例からナショナリズムそのものの問題の深層を考察する契機を与える。

そして第3部では、Tessa Morris Suzuki 著の”Re-Inventing Japan”を、前期ゼミメンバー一同で邦訳したものを掲載する。

矢頭 佳苗

社会構築論系 共生社会論プログラム 現代共生理論ゼミ Can We Live Together? (定員 1学年15名)

講義要項内容： (1) Can We Live Together? を基本テーマにして、社会学を軸に経済学、政治学、サイバネティクス、統計学の知識と方法を習得しつつ、知的な討論を繰り返して、メンバー各位の固有の意見、理論をまとめていく。とくに理論的で、論拠を明確にした議論をしていく能力の養成を最重視する。(2) その前半40分はreadingsとし新旧重要文献を読む。後半120分は、チームワークによる報告と討議を繰り返していく。疲れたら、みんなでビールを飲みに行く。(3) 3年度生の目標は、2年生までに学んだ知識とSPSSなどの基本統計ソフトウェアのスキルを確認しつつ、基本テーマについて各自の研究成果をまとめていくこと、4年度生の目標は、1年間行ってきた研究成果をゼミ論文を仕上げることにする。経済と社会というテーマが、日本の過去、現在、将来を考えるのに最も重要だと、このゼミナールでは考えるので、経済社会学と社会経済学の基礎知識を習得しつつ、その裾野を広げるために社会学の理論的知識と経験的方法も教示する。教科書 森 元孝著

合宿等費用について： 年間3回ほど合宿を予定している。合宿ならびにコンパは個人負担。合宿については、大学セミナーハウスを利用し、JR団体割引料金を利用するので、概ね2泊3日1回18,000円前後となる。

SS：				
月	日	課題 1 心臓を鍛える	課題 2 理論的・論理的思考を養う	
4	11	「日本」とナショナリズムについて理論・思想的、および経験的研究 ―Tessa Morris-Suzukiを精密に読み	テーマ「〈円〉のナショナリズムとトランスナショナリズム」	
		Chapter 5	TessaMorris Suzuki の “Culture”？（先輩報告）	The Embeddedness and the Strength of Weak Ties(1)
		18 Chapter 5	ソニーとSONY（先輩報告）	The Embeddedness and the Strength of Weak Ties(2)
	25	Chapter 5	「失われた10年？」北海道拓殖銀行と山一証券倒産の意味	「失われた10年？」長期信用銀行制度崩壊の意味
5	9	Chapter 5	財政投融资とは何か？ 国債と市場の関係	リーマンショックとは何か？
	16	Chapter 5	銀行の信用創造	
	23	Chapter 5	日本銀行貨幣博物館訪問	
	30	Chapter 5	ケインズ 有効需要論を考える	EU危機の意味
6	6	Chapter 5	フリードマン 貨幣数量方程式を考える	貨幣商品説と貨幣法定説、そして貨幣発行自由化論
	13	Chapter 5	マコーヴィッツ ポートフォリオ論を考える	クレジットカードの誕生と歴史
	20	Chapter 5	『想像の共同体』について	Embeddedness と Weak Ties 思考実験(1)(2) テーマ開陳
	27	Chapter 5	『想像の共同体』について	Embeddedness と Weak Ties 思考実験(3)(4) テーマ開陳
7	4	Chapter 5	合宿の準備	
7/6-8	合宿（7/6-8）夏合宿（2泊3日） 軽井沢セミナーハウス			
	課題 1 Embeddedness と Weak Ties 思考実験			45分×4
	報告			
	課題 2 課題図書 ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』を論じる			20分×4
	報告			
	議論 1 課題 1 および課題 2 をめぐって			120分×1 60分×1
	議論			
	課題4 ゼミ論文について進捗状況報告			120
	・これから行っていく各自の課題について報告			
	課題5 映画鑑賞会			
		・各自の批評を文章化する。		
	11	プロシーディングスの制作		
	18	プロシーディングスの制作		
	25	プロシーディングスの完成		

WS					
		課題 1 心臓を鍛える	課題 2 理論的・論理的思考を養う		
		「日本」とナショナリズムについて理論・思想的、および経験的研究 ―Tessa Morris-Suzukiを精密に読む	テーマ「組織と人格」		
10	3	Chapter 6	日本論概説（講義形式）	資本主義論概説（講義形式）	
	10	Chapter 6	コジエーブとフクヤマの日本文化論	ウェーバー 支配の諸類型	
	17	Chapter 6	『菊と刀』をこう分析する。	スミス 分業論	
	24	Chapter 6	『Tokugawa Religion』をこう分析する。	マルクス 上部構造・下部構造論	
11	7	Chapter 6	Japan as No.1をこう読む	マルクス 疎外論	
	14	Chapter 6	『アメリカン・マインドの終焉』とその時代	シュムペータ 企業家像	
	21	Chapter 7	『心の習慣』をこう分析する。	リースマン 政治スタイル3類型	
	28	Chapter 7	クレジットカードの誕生と歴史		
12	5	Chapter 7	日本人の貯蓄性向		
	12	Chapter 7	人格と組織 グループによる事例提示		
	19	合宿の準備			
		合宿（12/14－16）冬合宿（2泊3日） 川奈セミナーハウス			
12/14-16		課題1「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を精読した 報告と議論	45分×2		
		課題2 “Enjoy Now! Pay Later”の精神とプロテスタンティズム 報告と議論	45分×2		
		課題3 日本の組織と社会的人間像 報告と議論	45分×4		
		課題4 ゼミ論文について進捗状況報告 ・これから行っていく各自の課題について報告	40分×8		
		課題4 映画鑑賞会 ・各自の批評を文章化する。	120		
	1	9	新年会		
		16	プロシーディングスの制作		
	23	プロシーディングスの制作			
	30	プロシーディングスの完成			
		ゼミについては忘れ、自分			

2013年度森ゼミ夏合宿 タイムテーブル		
7/6(土)	7/7(日)	7/8(月)
	7:30 朝食 8:30	7:30 朝食 8:30
	自由時間	自由時間
9:45 文キャン正門前集合 10:00 出発	9:30 Imageined 11:30 community	9:30 茶話会等 11:00
	12:00 昼食	12:00 昼食
13:00頃 到着	遠足(サイクリングにより旧 軽井沢散策・美術館・画廊 訪問、博物館観覧)あるい はテニス、ソフトボール、卓 球など.雨天の場合、映画鑑 賞会(The Iron Lady)	13:00 出発
14:00 The Iron Lady 16:00		16:00 文キャン正門前解散
16:30 Embeddedness①② 18:00		
18:00 夕食 19:00		
自由時間		
20:00 Embeddedness③④ 21:30		
	18:00～ ゼミ論文 進捗報告 + BBQ +Compa	
コンパ		

第1部 M・グラノヴェターの社会理論と経済

1章 アベノミクスと日本銀行

伊藤綾子 加藤彩 矢頭佳苗

1. 本稿の目的
2. 量的緩和政策について
 - 2―(i) アベノミクス政策概要
 - 2―(ii) 米国と日本の戦後金融政策とアベノミクス
3. 日銀法改正
 - 3―(i) 中央銀行と日本銀行法
 - 3―(ii) 旧日銀法の改正内容
 - 3―(iii) 日本銀行法改正後の問題点
 - 3―(iv) 今後の日本銀行についての考察

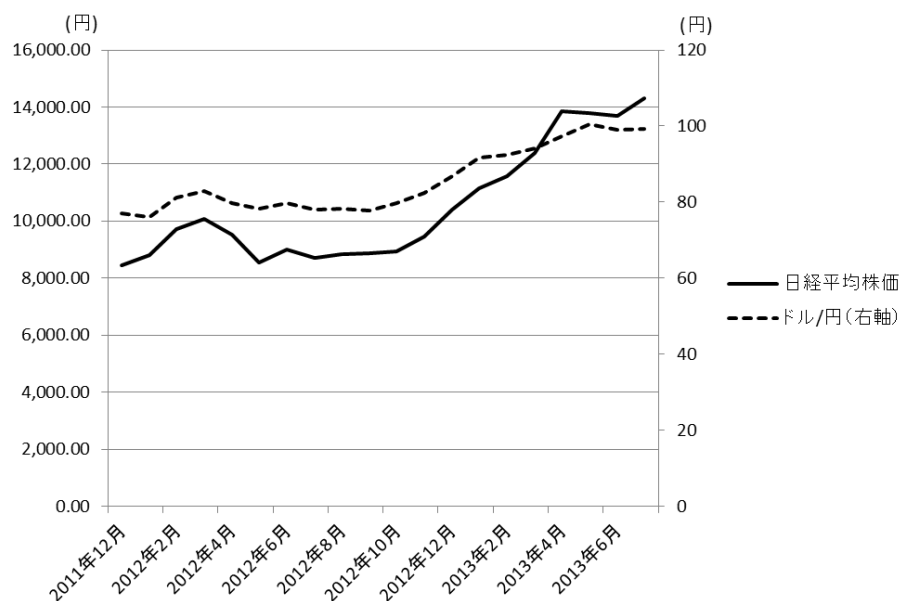
1. 本稿の目的

2012年12月に発足した第2次安倍内閣において、掲げられた経済政策は、「アベノミクス」と呼ばれるようになった。我々はこう呼ばれる経済政策中でも日本銀行が深く関連する政策方針2つを挙げ、分析考察を行う。まず、日本銀行が中心になって行う量的緩和政策に関して、以前の米国と日本の金融政策の歴史を振り返って現代への類推を行う。次に日銀法改正の機運を取り上げ、日本銀行と政府とのあり方に関して考察を行う。

2. 量的緩和政策について

2―(i) アベノミクス政策概要

アベノミクスの基本方針は「金融政策」「財政政策」「成長戦略」の「3本の矢」と呼ばれている。まず1つ目の「金融政策」からみていこう。日本経済はバブル崩壊後、20年にも及ぶデフレーションに陥っている。そこから脱却するために、政府は物価上昇率2%を目標に定め、日銀に量的金融緩和政策を行うことを決定した。これによって日経平均株価は上昇し円高は是正がされ、「金融政策」は成功したと言える。

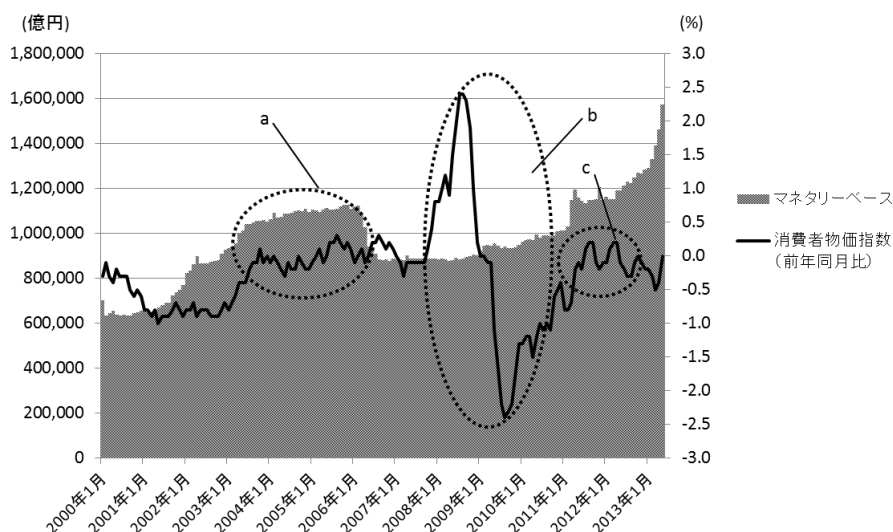


Yahoo!ファイナンスより作成 (2013 年 7 月参照)

図 2 - 1 日経平均株価と円の推移

そして「財政政策」と「成長戦略」では、政府が消費や投資を行うことによって内需を拡大させて国民の所得を増やし、消費も増やそうという狙いがある。つまりアベノミクスの狙いは、金融緩和によって円安が誘導され、輸出企業の利益の増加や公共事業によって雇用が拡大されることで消費が増加し、インフレーションを起こすことにある。

ここまではアベノミクスの概要を見てきた。ここからはさらに具体的に、日銀の量的金融緩和政策に着目をしていく。日銀は、マネタリーベースを 12 年末時点の 138 兆円から、14 年末に 270 兆円にすると発表している。マネタリーベースとは、信用創造により市場で増加するマネーストックの元となる通貨のことである。図はマネタリーベースと消費者物価指数（生鮮食品は除く）の関係を表した。消費者物価指数とは、「全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの」である。ここで二つの期間に分けてマネタリーベースと消費者物価指数の関係をみる。



Yahoo!ファイナンス・政府統計の総合窓口より作成（2013年7月参照）

図2-2 マネタリーベースと消費者物価指数の関係

図中aは小泉内閣（2001年4月～2006年9月）が構造改革を打ち出した期間であり、マネタリーベースを増加するとともに、消費者物価指数も安定的に上昇している。つまり、断片的には量的金融緩和政策によって物価上昇は達成されることが可能であるといえる。

次に図中bでは、消費者物価指数は大きく増減をしている。これは2003年のイラク戦争以降からの石油高騰による一時的なインフレーションである。一方で米国のサブプライムローンの波及で大幅な株安、円高となったことで2009年の消費者物価指数は減少している。ここでのマネタリーベースはサブプライムローン問題の対策のために約20兆円が投入されているが、それ以上に消費者物価指数は乱れている。

図中cは、東日本大震災後の金融市場の安定の確保、金融・決済機能を維持するための資金供給や金融緩和の強化がされたが、消費者物価指数ではマイナス値を記録していることが分かる。

結果として、必ずしも日銀がマネタリーベースを増加することで物価も上昇するとはいえず、今の日銀が行っている異次元の量的金融緩和政策による物価上昇率2%には疑問がのこるだろう。

2-（ii）米国と日本の戦後金融政策とアベノミクス

さて、次は実際のアベノミクスにおける金融政策を、戦後の米国と日本の中央銀行の政策の推移から分析してみたいと思う。ここで、アベノミクスが行っている量的緩和政策を見直すために必要な論点として、「マネタリーベースとマネーサプライの関係性」を挙げたい。この論点を取り上げた理由は、ここ数十年の先進国の金融政策の成功失敗

においてカギとなってきたものだからである。今回は紙幅の関係などから、日本とアメリカの中央銀行の金融政策を中心に見つつ、そういったケースがアベノミクスの現在と将来にどう援用できるのかを考えていく。

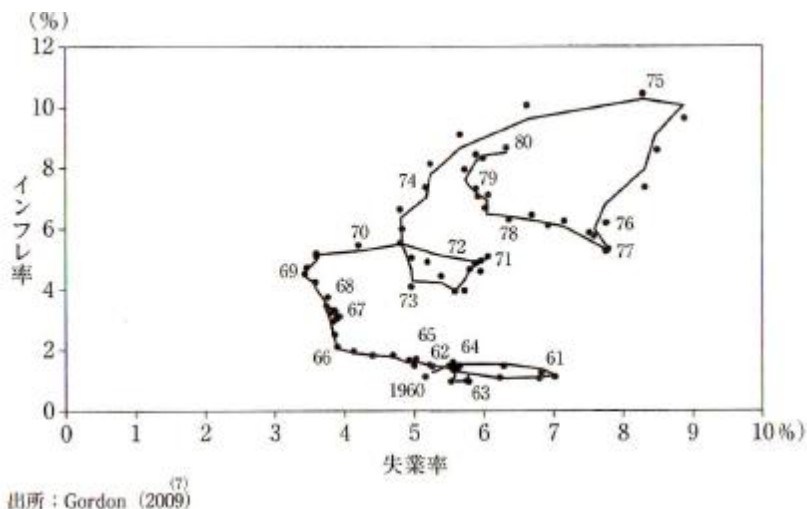


図 2－3 米国の失業率とインフレ率：1960 年—1980 年（4 半期データ）

「マネタリーベースとマネーサプライの関係性」について、これは現在になってよく注目される関係性ではあるものの、その起源は 1970 年代に浸透していくことになるミルトン・フリードマンによって提唱されたマネタリズムであり、そう遠い昔の話ではない。1960 年代末までは、政府の総需要管理政策によって完全雇用を維持できる、という初期のケインジアン経済学の全盛期で、実証的にはインフレ率と失業率との間のトレードオフの関係性を示す「フィリップス曲線」¹（図 2－3）が脚光を浴びていた頃だった。この関係が安定していれば、最適なインフレ率と失業率の組み合わせを実現する総需要管理政策が望ましいことになり、実際の米国経済でも図 2－3 が示す通り、安定したトレードオフが成立しているように見える。

しかし、1970 年代にはいつて石油危機が勃発すると、インフレ率は高まると同時に景気が後退し、失業率は年末に 6 % を超えるもインフレ率は低下の兆しを見せず、インフレと景気後退が共存する状態、いわゆるスタグフレーションが発生する。ここで政府によるマクロ経済学に基づく経済安定化政策に陰りが生じたところで、フリードマンが登場した。彼は政府の介入をよしとする傾向を大きく否定的な方向に振り戻させると同時に、マネタリズムを通じて中央銀行の政策にも大きな影響を与えるものとなった。

¹ アルバン＝ウィリアム＝フィリップスが 1958 年の論文『英国における失業と貨幣賃金変化率の関係、1861 年より 1957 年』（原文名 "The Relation Between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rates in the United Kingdom, 1861-1957"）にて発表したもの。英国において、賃金上昇率と失業率の間に安定的なトレードオフ関係が経験則として成り立つことを示した。このデータは超長期的なもので、その限りでは政策的に利用可能であるように見えた。

資 産 (110兆円)	負 債 (107兆円)
国 債 (70兆円)	発行銀行券 (75兆円) (世の中に流通するお札)
金融機関への貸出金 (25兆円)	当座預金 (13兆円) (金融機関から預かったお金)
	その他 (19兆円)
その他 (15兆円) (外国為替、土地、建物など)	純資産 (3兆円)
	資本金・準備金など

出所：白川⁽¹³⁾
(2008)

図 2-4 日本銀行のバランスシート略図

マネタリズムとは何か。それを説明するためにはマネタリーベースとマネーサプライの表すものの違いを明らかにしなければならない。マネタリーベースに関しては同節内にて簡単に言及したが、ここで改めて説明すると、中央銀行などの通貨性の負債を合計したものである。負債とは、日本銀行のバランスシート（図 2-4 参照）における「収入」（資金をどのように調達したか）を記すセクションである。具体的に言えば、市中に流通している「現金」と中央銀行当座預金の合計にあたる。対してマネーサプライ（あるいはマネースtock）とは、市中に供給された貨幣、いわゆるマネタリーベースが、市場に出回るにつれ、銀行などの信用創造のサイクルを通じて元の何倍にも膨れ上がった貨幣量のことを指す。

ここまで説明したところであえて誤解を恐れずに言うと、マネタリズムとは、通貨供給量をコントロールすることでマネーサプライをも安定へ導き、金融市場もののものの安定に寄与しようという考え方であるといえる。しかし、程度の問題として、フリードマンは基本的に政府・中央銀行の裁量的な介入を好まず、飽くまで「適切な金融政策により通貨自体が経済混乱の主因になるのを防ぐということ」が第 1 目標であった。これ以上の政策に踏み込む中央銀行は不必要だというのが彼のスタンスであった。

しかし、中央銀行にその思想が忠実に受け継がれることは勿論なく、米国日本両方でその影響を中途半端に受けた政策がこの後登場することになった。以下の 2 例に関してはアベノミクスの金融政策分析を目的とした本節に直接的に関係はしないが、次節に影響してくる布石ともなるため、ここであげておく。

米国の例としては、1979 年 8 月 6 日に連邦準備制度理事会（以下 F R B）の新議長に就任したポール・ボルカーによって 10 月に導入された「新金融調節方式」が有名であろう。これによって短期金利を中心とした金融調節からマネーサプライの伸び率の達成を目指す政策方針に切り替わり、数年間においてはインフレの脱却に成功した。しかしその後、コントロールの対象外となった短期金利は乱高下し、しかもマネーサプライも乱暴に動くことになってしまった。後からわかったことだが、ボルカーはマネタリズム

ムをFRBの隠れ蓑として利用していたにすぎず、本来インフレの鎮静化に必要だった金利の大幅な引き上げを、政治的な抵抗を回避するべく政策の表舞台から消し去っていただけだったのである。

日本でも、このように政治的な意見から完全に独立できなかったがために誤った判断を行った例が存在する。日本に関しては直接的にマネーサプライにコミットしたものはなかったが、1980年代半ばに、日本銀行金融研究所長であった鈴木淑夫元理事が、日本銀行はマネーサプライを中間目標として政策判断上重視し始めた、と発言したように、いわゆる金利へのコミットは維持するもののその先の判断材料としてマネーサプライを注視する様になったのである。しかし、旧日本銀行法下では日本銀行は自らの裁量で政策決定を下すことができず、大蔵省とのコンセンサスを必要不可欠としていたために、最終的な政策決定は予算審議などに影響を受け、結局マネーサプライを根拠の軸にした政策運営はかなわなかったのである。

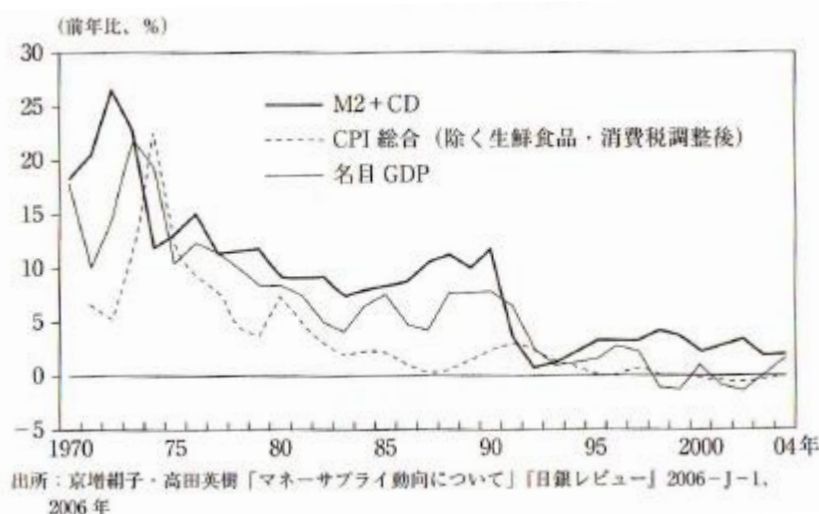


図2-5 マネーサプライ動向

以上の2例にて、政治的論点の介入によって「マネタリズム的政策運営を適時適所に行わなかった場合」と「マネタリズム的政策運営が途中で阻害された場合」を見てきた。次に日本でのバブル崩壊後の1990年代前半において「マネタリズム的政策運営を行っていない日本銀行」を巡る論争を見ていく。これは、日本銀行職員だった翁邦雄²と上智大学元教授の岩田規久男³との間におこった、中央銀行の操作目標をマネタリーベースにすべきか、金利のままにするべきか、という議論で、岩田は当時のマネーサプライの伸び悩み(図2-5参照)を問題視した際、その原因はもっぱら日本銀行がマネタリーベースの供給を絞っているためだと指摘したのである。この前提のもとで、岩田は、

² 日本の経済学者。日本銀行金融研究所長を歴任。現在は京都大学公共政策大学院教授。

³ 日本の経済学者。現在は日本銀行副総裁。

日本銀行は操作目標を短期金利からマネタリーベースに切り替え、マネーサプライの増加に必要なだけのマネタリーベースを逆算で供給するべきだと主張した。これは現在第2次安倍内閣が主導で行っている量的緩和政策の考え方と類似しているといえるだろう。しかし、ここで翁は以下のように反論した。この文章にて必要となるポイントとして2点挙げる。

①マネタリーベースを増加させるために超過準備（準備預金制度の対象となる金融機関が、法律により日本銀行に預け入れなければならない最低金額を超えて日本銀行に預けている準備預金のこと）を一方的に供給すると、短期金利はゼロまで落ち込み、本来の金利機能が阻害され、流動性の罫が発生する。

②このオペレーションは単に信用乗数（1単位に対して、何単位のマネーサプライを作り出すことができるかを示す指標。信用創造サイクルが正常に機能しているかどうかを計ることができる）を低下させるだけである。

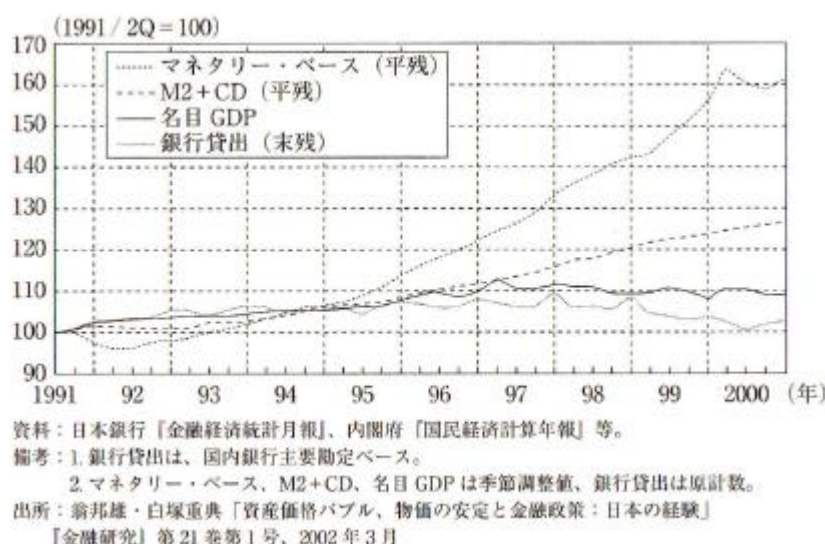
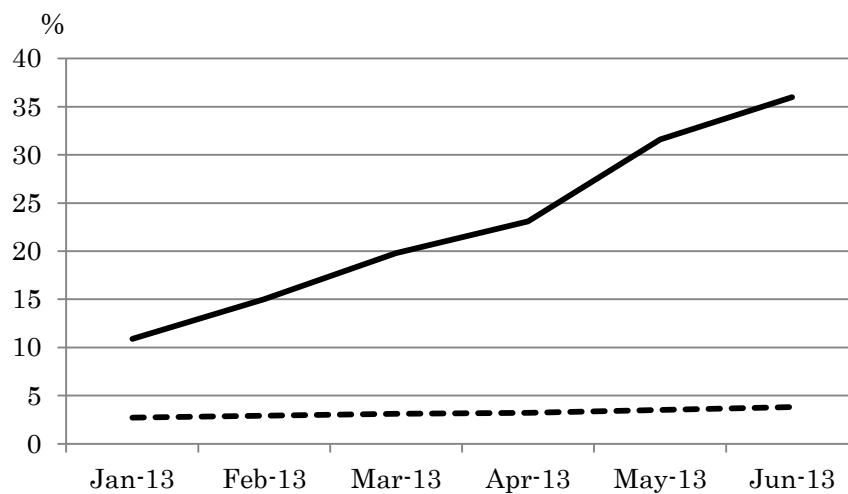


図2-6 マネタリーベースとマネーサプライ（M2+CD）等との関係

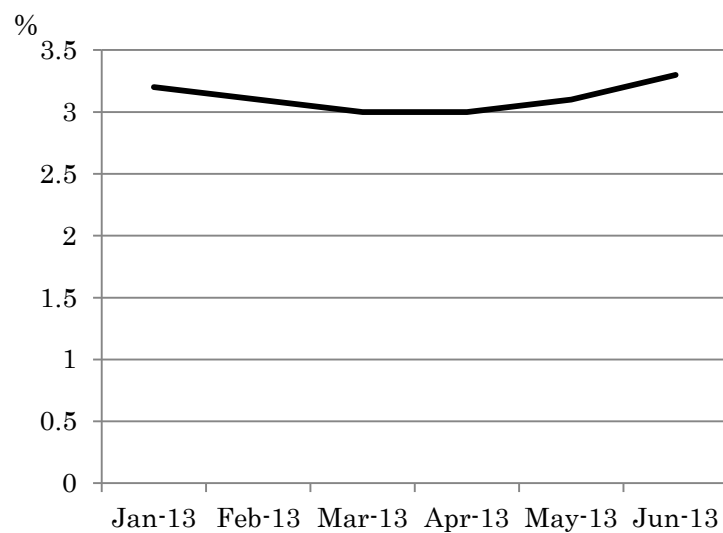
ここで、その後1990年代末から2000年代の日本でデフレ深刻化のリスクに直面してゼロ金利政策（政策目標金利をほぼゼロに近い状態に操作する金融政策）が実施され、ついにこれ以上金利を下げるできないとなって量的緩和政策に踏み込んでいく際に、超過準備の供給がほとんどゼロに近づいた「ゼロ金利」に直結し、結果短期金利市場が機能不全に陥り、信用乗数は劇的に低下、マネタリーベースの増加はマネーサプライの増加に寄与しないという事態が発生した（図2-6参照）。翁の反論が間違っていなかったことが証明されたといってよいと考える。



日本銀行ホームページより作成（2013年7月参照）

図2-7 2013年1月以降の日本におけるマネタリーベース（黒線）とマネーサプライ（M2：破線）の前年比

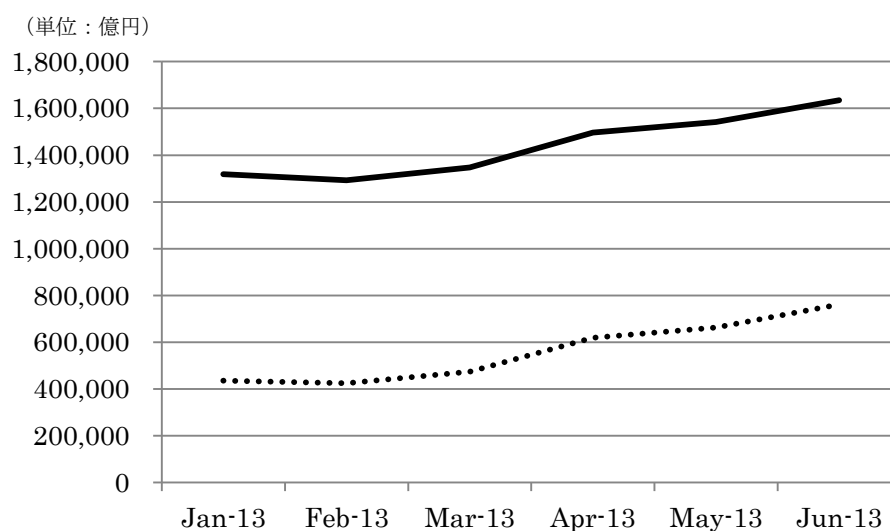
では、アベノミクスにおけるマネタリーベースとマネーサプライの関係はいかなるものなのか。ここで図2-7を見ていただきたい。マネタリーベースの伸びほどマネーサプライが伸びていないのが分かる。やはりどこかで詰りが起きている可能性があるのだろうか。ここで次にマネタリーベースの増加の中身を見てみようと思う。



日本銀行ホームページより作成（2013年7月参照）

図2-8 日本銀行券発行高の前年比

図 2－8 を見ればわかるとおり、日本銀行券の発行高には、実はあまり変化がない。つまり、黒田東彦日銀総裁下の日本銀行は言うほど銀行券を発行していないということになる。では、何が増えているのか。次の図 2－9 を見る。



日本銀行ホームページより作成 (2013 年 7 月参照)

図 2－9 マネタリーベース (黒線) と日本銀行当座預金残高 (点線) の月次推移

驚くほどに類似した変遷を見せていることが分かると思う。つまり、日本銀行が市中銀行から国債を買い上げるなどして、マネタリーベースの一部という当座預金高を増やしているのはいいが、それが再び市中に出ることなくそのまま日本銀行当座預金の中に積まれている可能性が高い、ということをこのグラフは教えてくれるのではないだろうか。マネーの回転速度を上げなければ、真の「金融緩和」にはならず、最悪の場合は信用創造サイクルにも支障をきたす可能性があるということである。

そもそも、フリードマンの提唱した純粋なマネタリズムにも欠陥があったことは否めないものの、今までの中央銀行がなしてきた政策はフリードマンの唱えた成功モデルの条件から大きく外れた、裁量主義的なものであったことは間違いないだろう。今回のアベノミクスにおける量的緩和政策もその例外ではない。こういった例示から、中央銀行の独立性の在り方を考え直すことが必要であることはお分かりいただけると思う。ここで、次の節にて、日本銀行の独立性や透明性を巡った議論について法的観点から紹介したいと思う。

3. 日銀法改正

3－(i) 中央銀行と日本銀行法

この節ではアベノミクスと重要な関わりを持つ中央銀行、すなわち日本銀行と、その日本銀行法についての説明と、日銀法改正における今日の問題について述べたいと思う。

まず、1882年に中央銀行が設立された。そして、昭和17年（1942年）に制定された日本銀行法が1997年に全面改正されて、現在まで続く「日本銀行法」に基づき日本銀行は運営されている。

日本銀行は日本における唯一の発券銀行であり、通貨の管理を行うところである。1997年に全面改正された日本銀行法には、旧日本銀行法から以下の4点、①物価の安定、②金融システムの安定、③金融政策過程の透明性④政府からの独立性が追加された。特に、1997年の改正では、4つ目の中央銀行の独立性の確保を法制度として明確化することが目的であった。日銀法改正において、なぜ独立性の確保が特に重要なポイントだったのかということ、1942年に制定された旧日銀法は政府が日銀に対して大きな権力を持ち、いつでも干渉できるような内容であったためである。そのような内容だった背景には、旧日銀法が改正された時代が第2次世界大戦中ということもあり、戦争で勝つためには政府の言うことを聞く中央銀行であるほうが、政府にとっても都合が良かったのである。

3—（ii）旧日銀法から改正内容

では実際に旧日銀法がどのような内容であり、独立性の確保について、具体的にそれがどのように改正されたのかを見てゆきたい。まず、旧日銀法では、「大蔵大臣による業務命令権・監督権」（旧法第42条、第43条）「日銀役員の解任権」（旧法第47条）「大蔵大臣が任命する日銀監理官による日銀の監視や検査の報告命令権」（旧法第45条、第46条）等、日銀に対して、特に大蔵大臣の権限が強いものとなっている。

このような内容から、1997年に改正された日銀法では、日銀の独立性の確保を強調した以下の新法が盛り込まれた。「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない（新法第3条）」「日本銀行の業務運営における自主性は十分配慮されなければならない（新法第5条2）」。その他、日銀の政策委員会にその最高意思決定機関としての地位を与え、その権限を強化した。日銀役員の任命に関しては、総裁、副総裁の任命は「内閣の任命」（旧法第16条）から「両議院の同意を得て」（新法第23条）内閣が行うことになり、監事の任命は「主務大臣」（旧法第16条3）ではなく内閣が行うこととなった（新法第23条3）日銀役員の身分保障に関しては、主務大臣の役員の解任を認める権利はである旧法第47条は廃止され、任命後は「在任中、その意に反して解任されることがない」（新法第25条）とした。

3—（iii）日本銀行法改正後の問題点

1997年に大幅改正された日銀法の、今日における問題点として、行き過ぎた日銀の独立性があげられており、日銀の独立性に関して、2013年4月25日に、維新の会とみんなの党が日銀法改正案を国会に提出し、以下の内容を改正案として要求した。①解任権付与②政府と日銀による物価変動目標とその達成時期を定めた協定の締結③日銀に

よる外国為替の売買④正副総裁と審議委員の解任は衆参両議院の同意の義務付け、この4点である。①に関してだが、現在の日銀法では、日銀総裁の任命権は有するものの、解任権は政府・国会になく、総裁が任期満了するか、自ら辞職をするしかないのである。また、6月21日には菅義偉官房長官が「日銀法改正は当然視野に入っている。現在の日銀総裁には政府の考え方と同じ人が選ばれているが、そうでないこともあり得る。」と述べている。日銀法改正に関しては今後も争点の1つとなるだろう。

3— (iv) 今後の日本銀行についての考察

これまでは日本銀行法の改正内容、特に独立性に注目して議論を進めてきた。これらのことを踏まえ、私たちが今後の日本銀行に関して考察したことを述べていきたい。それは、政府と日銀はあくまで政策目標の達成のために適切な独立性をキープした協力関係を築く必要があるということと、独立性の確保にのみ重点を置くのではなく、総裁任命の透明性に関して目を向けるべきであるということである。

1997年の日本銀行法が改正をきっかけに、大蔵省と日本銀行出身者で交互に総裁が任命される、いわゆるたすきがけ人事は廃止された。2003年から2008年まで総裁を務めた福井俊彦は速水優に続き日銀OBである。福井の後に就任した白川も日銀OBであり、2013年現在就任している黒田東彦は元大蔵省である。黒田は安倍の政策に大いに賛同しているという点から、黒田の人事は、問題とされている日銀の行き過ぎた独立性を制御する意図が少なからず存在するに違いなく、政府と日銀の強いつながりを感じる。また、現行のアベノミクスでは、政府の要請から、日銀が国債を市中銀行から購入している。しかし、前でも述べたが、日銀による国債の買い入れはそのまま日本銀行当座預金の中に積まれている可能性が高く、うまく機能しているのか疑問である。

以上の考察は、経済社会学者のマーク・グラノヴェッターが"The Strength of Weak Ties"(1973)『弱い紐帯の強さ』において述べていた、Strong ties (強い紐帯)によって結ばれた関係性の非効率性や非生産性を如実に示しているように思う。これまでの経済不況から、日銀の独立性が問題としてあげられてはいるものの、現在の政府と日銀は適切な独立性が保たれていないのではないだろうか。

政府と日銀はあくまで政策目標を達成するために、お互いに協力関係を築くことが重要であり、政府の言いなりになってしまうような日銀では独立性が保たれないだろう。また、日銀総裁の任命は内閣と国会の意志が反映されるが、国民の意志は任命と解任、どちらにも反映されない。日銀法改正に伴い、政策委員会での会合は議事録として公表することが決められたが、日銀人事に関する透明性は国民にとっては依然として不透明である。そのため、日銀総裁がどのような理由で選ばれ任命されているのか、日銀人事に関する透明性と、先に述べた適切な独立性の確保が今後は重要であると思う。

つまり、我々国民は、透明性確立によって、国民と政府・日銀との間で強い結びつきではなく、弱い結びつきで結ばれたコミュニケーションを確保し、日銀の独立性を巡る

より生産的な議論を通じて政府や日銀を賢明な政策判断へと導いていく方策を主体的に考えていくべきなのではないだろうか。

参考文献

- ・ 翁邦雄『ポスト・マネタリズムの金融政策』日本経済新聞出版社 2011 年 6 月。
- ・ 江草忠敬『増補版 新しい日本銀行 その機能と業務』日本銀行金融研究所 2004 年。
- ・ 立脇和夫『改正日銀法』東洋経済新報社 1998 年。
- ・ 三木谷良一、石垣健一『中央銀行の独立性』 1998 年。
- ・ 森永卓郎『日銀不況』東洋経済新報社 2001 年。
- ・ [総務省法令データ提供システム](#) (2013 年 7 月 16 日参照)。
- ・ [Yahoo!ファイナンス](#)
[日経平均株価時系列 \(2011 年 12 月～2013 年 7 月 5 日\)](#) (2013 年 7 月 5 日参照)。
- ・ [Yahoo!ファイナンス](#)
[為替時系列 \(2011 年 12 月～2013 年 7 月 5 日\)](#) (2013 年 7 月 5 日参照)。
- ・ [政府統計の総合窓口 e-Stat、消費者物価指数 \(生鮮食品を除く\) \(2000 年 1 月～2013 年 5 月\)](#) (2013 年 7 月 5 日参照)。
- ・ [日本銀行ウェブサイト](#) (2013 年 7 月 16 日参照)。

‘Abenomics’ and Bank of Japan

Aya Kato Ayako Ito Kanae Yato

Quantitative easing Policy in the Abenomics

The Abenomics refers to the economic policies that are declared in the Second *Abe* Cabinet, which was established in December 2012. This aims at the activation of the Japanese economy that has fallen into the deflation for last 20 years. Its policies are planned as three orientations, so-called "three arrows" program, the "monetary policy" "fiscal policy" and "economic growth strategies ". Especially in "monetary policy", the government decided to set a target of two percent inflation rate, and to perform the quantitative easing policy to Bank of Japan. Above all a quantitative easing policy is to increase a monetary base and increases quantity of currency (money supply or money stock) increasing by trust creation in a market. Monetary base is the sum of the issue amount of bank bills and the current amount by Bank of Japan. As a result it is expected to stimulate economy.

Here, we would like to review a trend of the past Japanese economy and exhibit two questions about the result that we can expect for this quantitative easing policy.

The first is the relationship of the inflation rate and quantitative easing policy. This can be considered by looking at the relationship between the monetary base and the Consumer Price Index. At the time of the *Koizumi* administration, the index was also increasing with the increase of the monetary base. However, after facing the issue of the remarkable rise of oil prices after outbreak of the Iraqi War and problem on the subprime loan, these two factors aren't correlated.

From this, the first place is questionable to logical relationship at the stage of policy setting of the *Abe* administration.

Then the second is the relationship between monetary base and money supply. The direct reason why we research this relation is "Money supply dispute" which occurred in Japan, in 1990s. This is a discussion occurred between *Kikuo Iwata*, the present vice Governor of Bank of Japan, and *Kunio Okina* who has worked for Bank of Japan, about the financial policy operation, and Iwata's argument was similar to a logic in the present Abenomics' policy. He argued that Bank of Japan should remove the interest rate, which was used mainly in many countries from the control target, and instead by controlling the monetary base increase money supply, and try stimulating the market economy. However, *Okina* countered that if it would have

provided excess reserve one-sidedly, the short-term rate of interest would fall to zero, the original function of the interest rate would be hindered, and credit creation cycle would stop. Therefore, in order to confirm *Okinaka's* assertion, we look at relative change from last year of monetary base and money supply in this year. Then, it became clear that compared with the rate of growth of monetary base, the one of money supply is surprisingly bad and that the increase of monetary base is only piled in the current account of Bank of Japan and perhaps is not on the market.

From these above-mentioned points, you'll see the risk of failure in Abenomics financial policy.

The Amendment of the Bank of Japan Act

The Bank of Japan Act was totally amended in 1997. At the second *Abe* Cabinet, it raised the possibility to revise the Bank of Japan Act. As a reason for that, the Liberal Democratic Party insisted that the reason for that "the lost two decades" occurred was that the government and the Bank of Japan couldn't establish concerted target by excessive independence of Bank of Japan. In fact, under the old version of Bank of Japan Act which was made during World War II, the discretionary policy of Bank of Japan controlled by the Ministry of Finance was failed. Also under the current Bank of Japan Act, we feel that the *Abe* Cabinet chose the Bank of Japan executives who support the policies of their own. Therefore, we think the chances of success would be low.

It would show inefficiency and unproductivity of the relationship connected by strong ties described in M. Granovetter's "The Strength of Weak Ties"(1973). Now the independence of Bank of Japan is under threat. We would like to request not any independence of Bank of Japan but also transparency of information for the Japanese people. We have to think how to construct not strong ties but weak ties between the people, the government and the Bank of Japan, and lead to wise policy decisions.

2 章 量的緩和の正当性

手塚美有紀 高野純一 成田智洋 後藤早紀

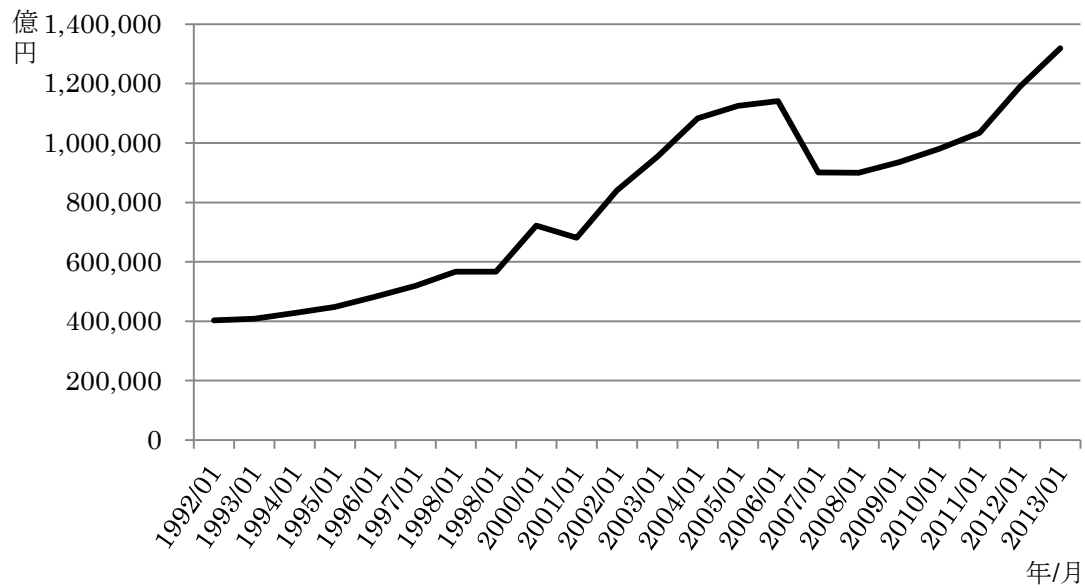
1. 本稿の目的
2. フリードマンの貨幣数量説
3. フィッシャーの交換方程式と貨幣の流通速度
 - 3―(i) 第一次石油危機から第二次石油危機
 - 3―(ii) プラザ合意から始まるバブル経済
 - 3―(iii) バブル後の日本人の消費性向
4. まとめ

1. 本稿の目的

安倍内閣は日銀総裁を黒田東彦に任命し、日銀と一体になってデフレ脱却のための政策を行っている。2012 年 4 月 4 日に日本銀行は「量的、質的金融緩和」の導入を決定した。具体的な内容は、消費者物価の前年度比上昇率 2 % の「物価安定の目標」を 2 年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現することである。そのためにマネタリーベースおよび長期国債、E T F (証券取引所で扱われる投資信託を指す) の保有額を 2 年間で 2 倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を 2 倍以上に延長するなど、量、質とも次元の違う金融緩和を行うというものである。マネタリーベースとは日本銀行が供給する通貨の量であり、これを年間約 60 兆円から 70 兆円のペースで増加させようとしている。

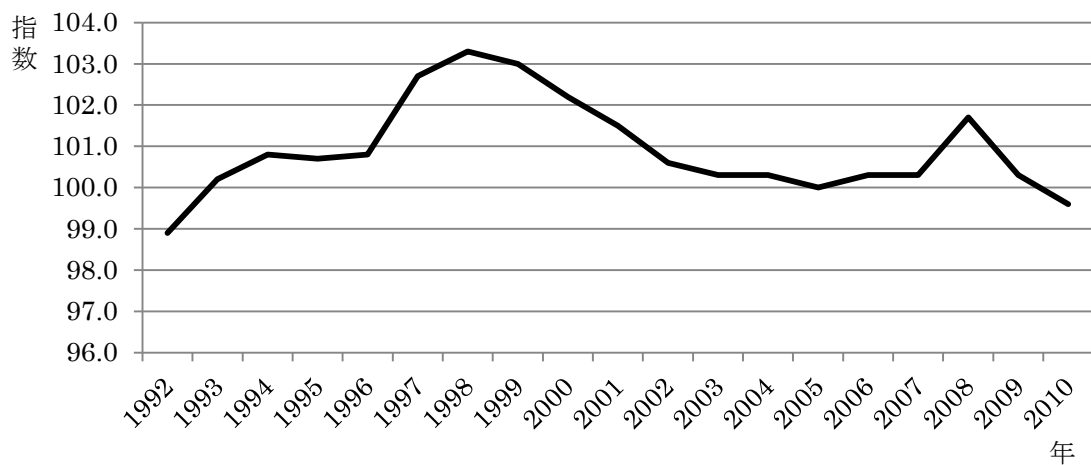
この大規模な量的緩和の目的は市場に出回る通貨量 (マネタリーベース) を増やし、通貨の流動性を高め、消費者物価指数を 2 % 上昇させることである。通貨量が物価水準を変化させるという発想は、ミルトン・フリードマンらが唱えた貨幣数量説に似ている部分がある (2 節参照)。

しかし、日本人にとって量的緩和は安倍政権の意図するような政策として適切なのだろうか。マネタリーベースはバブル崩壊後も増加傾向にあるなかで (図 1-1)、消費者物価指数はあまり増減していない (図 1-2)。



日本銀行ホームページより作成（2013年6月参照）

図1-1 マネタリーベースの推移



総務省統計局データベースより作成（2013年6月参照）

図1-2 消費者物価指数

失われた 20 年のなかに生きる私たちにとって量的緩和は、使わない金を増やしてしまうことになるのではないかと考えられる。その理由を以下で考察していく。量的緩和の有効性について考えるうえで、我々はフィッシャーの交換方程式から導かれる「貨幣の流通速度」を用いて、貨幣数量説という観点に関わりながら、日本の経済の動向を見通し、量的緩和について考える。

2. フリードマンの貨幣数量説

「貨幣の流通速度」は、貨幣数量説の論者であるアーヴィング・フィッシャーが考案した「フィッシャーの交換方程式」を前提した考えである。「貨幣の流通速度」について考える前に、元となっている「貨幣数量説」の考え方について概説する。

ここでは貨幣数量説を唱えた代表的な人物である、フリードマンの貨幣数量説について説明する。

貨幣数量説とは社会に流通している貨幣の総量とその流通速度が物価の水準を決定しているという経済学の仮説であり、物価の安定には貨幣流通量の管理が必要であるという考えである。

フリードマンの貨幣数量説を要約すると以下のようになる。

- ① 貨幣量の増加率と名目経済成長率との間には正確ではないが、整合的な関係が存在する。
- ② そこには間（ラグ）があり、その期間は6～9ヶ月である。
- ③ 名目経済成長率の変化は貨幣量の変化から6～9ヶ月後に産出量に現れるが、まだ物価の変化はない。
- ④ 平均すると、貨幣量の変化から物価に影響を与えるのは12～18ヶ月。
- ⑤ 短期では貨幣量の変価は、主として産出量に変化を及ぼし長期では物価に影響を及ぼす。長期では産出量に変化は及ぼさない。長期で産出量に変価を及ぼすのは企業家精神、国際情勢、発明や開発、勤勉などの実物要因ある。
- ⑥ 貨幣量が産出量を超えて、急激に増加するときにインフレーションになる。したがって、インフレーションは貨幣的現象である。
- ⑦ 貨幣量の増加は所得増加につながる。貨幣増加は支出を増やすので利子率は下がる。新たな生産への刺激となる。
- ⑧ 貨幣量増加により、最初は利子率が下がるが、後に上昇する。したがって利子率は金融政策にとって誤導的な指標である（吉野 2009）。

つまり、物価が長期的に見てどう動くかは「通貨の供給量」で左右されるということである。例えば、日本円の貨幣量が年率5%、10%、15%増えたとすると、1年、2年という短期間で見れば、産出量や雇用に影響を与える。しかし、長期的に見れば貨幣量の増加は物価水準を上げることに留まるのみであるとフリードマンは述べている。あくまで貨幣量の増加は長期的（フリードマンは数十年という期間も想定している）には物価に変化を及ぼすと述べているのだ。

日銀の量的緩和はこの貨幣数量説に従って考えると、正当性のあるように思える。4月の量的緩和決定からまだ3ヶ月あまりしか経っていないが、日系株価平均は13,000円を超えるようになった（2013年7月現在）。この株価の上昇が企業の雇用創出や、産出量増加につながる場合もあるだろう。

さて、貨幣数量説についての概説が終わったところで、次は「フィッシャーの交換方程式」から導かれる「貨幣の流通速度」について説明したのち、実際に分析に入っていく。

3. フィッシャーの交換方程式と貨幣の流通速度

安倍政権が主導する経済政策、いわゆるアベノミクスは日本銀行の資産を2倍にすることで、消費者物価指数の上昇を目指していることは先にも述べた。はたしてそれは有効な手段なのだろうか。感覚では測れない消費者物価指数のインフレ率を視覚化するために、インフレ率とマネーストックの回帰分析を行った（データは日本銀行が公開しているものを用いる）。結果は $R^2 = 0.0212 \dots$ となり、一致係数は極めて低いことが分かった。この結果は単純な金融緩和は消費者物価指数の上昇には直接作用しないことを意味する。つまり、アベノミクス3本の矢の1本目である金融緩和の正当性が疑われたことになる。量的緩和の正当性について考えるためにほかの手段を考えなくてはならない。

他の手段とは何だろうか。我々は、景気の動向を貨幣供給量や消費者物価指数ではなく、「貨幣の流通速度」で測ることにする。貨幣の流通速度とは何か。貨幣の流通速度とは、特定の生産高を算出するために必要とする貨幣の交換回数である。つまり、流通速度の数値によって、その経済社会がどれほど貨幣の交換を行っているか、どれほど貨幣が流通しているかを示す数値のことである。では貨幣の流通速度はどのようにして導くことができるのか。フィッシャーは次のような式で表わした。

M = 貨幣供給量、 V = 貨幣の流通速度、 P = 物価水準、 T = 所得（取引量）

$$MV=PT$$

$$\rightarrow V=PT/M$$

ここで P と T の積は名目GDPに等しい。つまり、貨幣の流通速度を求めることとは、名目GDPを貨幣量で割ることである。

実際に貨幣の流通速度について求めた結果が下のとおりである。この算出結果を(i)(ii)(iii)に分けて分析し、動向の意味合いを考察することが我々の目的である。

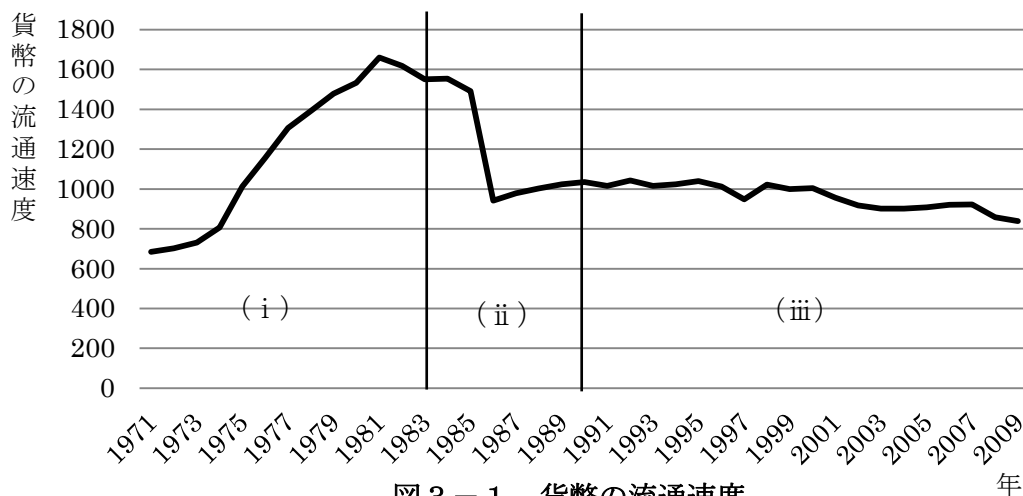


図 3 - 1 貨幣の流通速度

3 - (i) 第一次石油危機から第二次石油危機

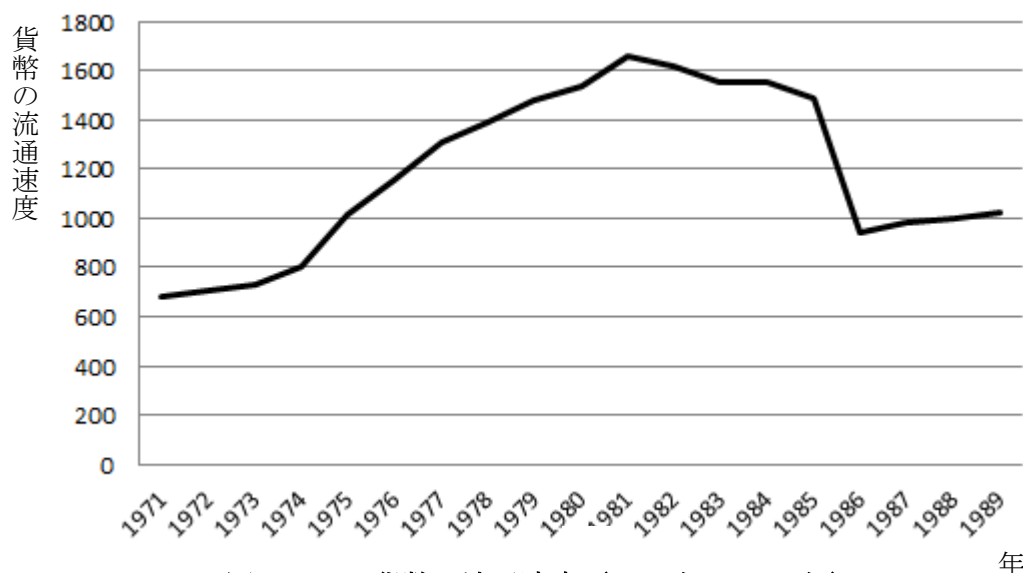


図 3 - 2 貨幣の流通速度 (1971 年～1989 年)

この期間、大きな動向として、高度経済成長、第一次・第二次石油危機が挙げられる。1954 年から 1973 年までの長期にわたって高度経済成長を続けてきた日本経済は 1970 年代前半、その成長路線の変更を迫られることになった。公害等の環境問題の深刻化、IMF 体制の揺らぎと変動相場制への移行、世界市場における日本の輸出品のシェアの拡大と貿易摩擦の発生等が日本経済の成長の限界を示唆し始めていた。そのような状況下に景気過熱とインフレに加えて、1973 年末に発生した第一次石油危機は、世界の原油価格を一挙に 4 倍に高騰させ、激しいインフレをもたらし、各国に厳しい総需要抑制政策の実施を余儀なくさせた。そして、日本経済も戦後最大の不況に陥った。

そして 1974 年、高度経済成長が終焉を迎えることとなった。しかし、政府のさまざ

まな調整過程を経て「全治3年」といわれた第一次石油危機は次第に収束していくことになった。

こうした中で世界は1979年、再び石油危機に見舞われた。第一次石油危機以降、石油価格の高騰や、消費国での石油節約政策の効果、景気の停滞等に伴う石油需要減退が徐々に顕在化するようになった。ここでも、原油価格の高騰があり、1978年11月12.7ドルであったアラビアン・ライトとの公式販売価格が1979年に40ドルまで上昇した。さらに、石油以外の一次産品の国際市況も1979年に入ってから大幅な上昇となり、その要因は、先進諸国の景気回復と石油価格の上昇に加えて、通貨不安等による換物需要の増加、ソ連、インド等での穀物不作、期待していた穀物類の収穫がほぼ無くなるなどの大影響を及ぼした欧米の寒波などであった。

一方で、1980年代前半、日本はいち早く第二次石油危機から抜け出した。これは、米国経済の回復に伴い、輸出が増勢に転じたこと、在庫調整が終了したこと、石油価格の低下によって交易条件が緩やかながら改善したこと、物価の安定等の要因によるものと推測される。

このような背景の下、貨幣の流通速度は上昇し、1981年円安のピークと同時に、次第に下降していった。

3－(ii) プラザ合意から始まるバブル経済

1997年から1998年にかけての山一証券、北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の相次ぐ破綻に代表される日本の金融不安の根本的な原因は、この1980年代後半における株価、地価、ゴルフ会員権など資産価格の急激な上昇とその後の下落の過程で発生した不良債券の増大にあると言われている。よって、本項では、図において顕著な変動が見られ、日本経済にとっても鍵となる1980年代に注目する。

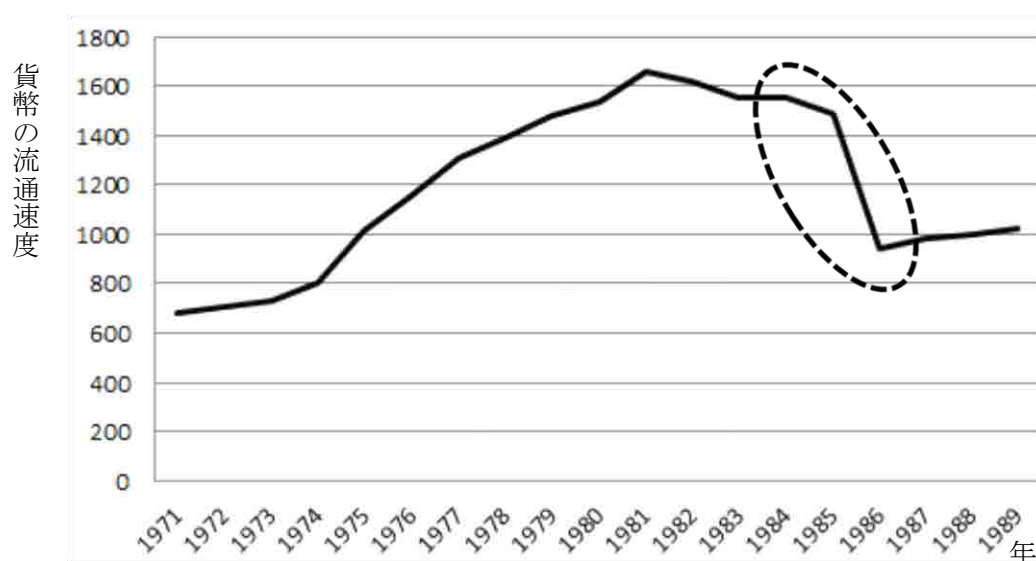


図3－3 貨幣の流通速度

図3-3における急激な流動性下降の原因は、1985年に5ヶ国蔵相会議（5G）で、ドル高是正のための「プラザ合意」がされたことにある。この合意の発端となったのは、1970年代の日本の高度経済成長である。当時、急激な経済規模拡大を続けていた日本は、安価で高品質な製品を多く米国へ輸出し、そのコストパフォーマンスの高さゆえに高い評価を得ていた。これによって、人々のアメリカ製品への購買意欲は低下し、米国企業はたちまち経営危機に追い込まれてしまった。その結果、円安ドル高を実現させ、アメリカ製品の販売拡大を図る必要性が生まれたのである。日本はプラザ合意直後には円高ドル安がなかなか定着しなかったものの、10月24日に日本銀行が短期金利高目誘導を行ったことで、円高ドル安の経済が定着することとなった。

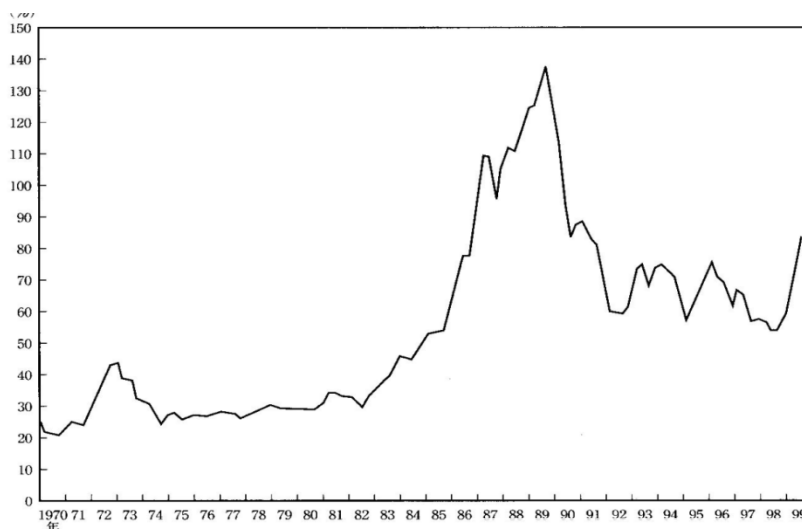
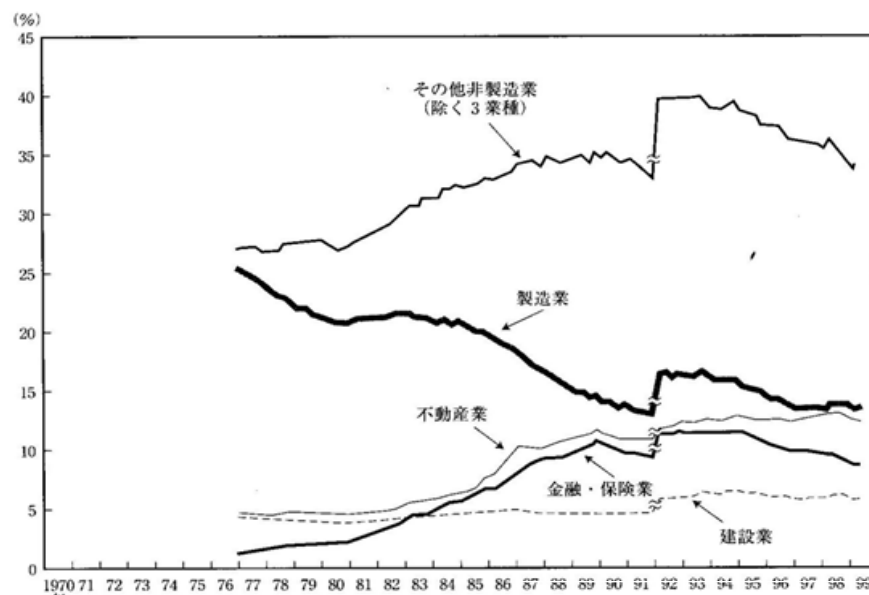


図3-4 東証1部株式時価総額（対GDP比率）

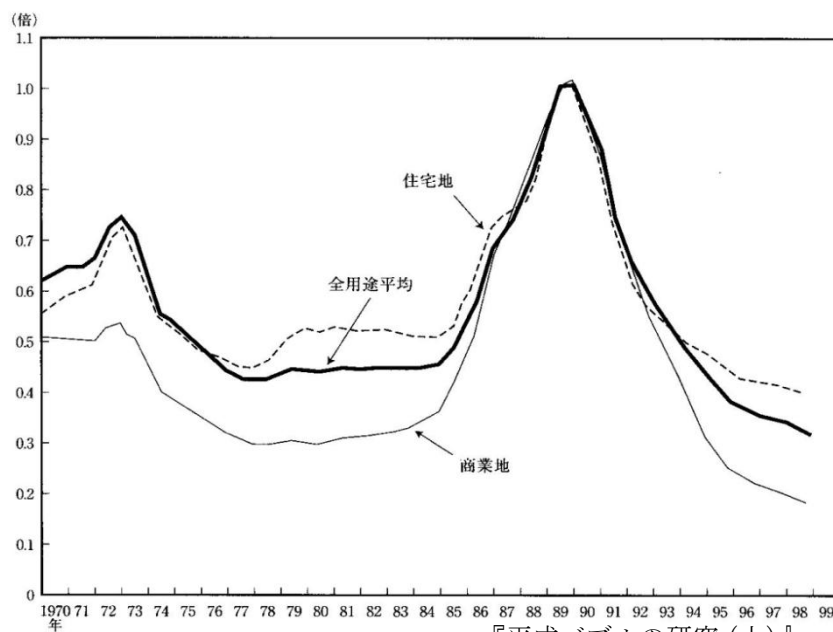
余儀なくされた。その対象となったのが、不動産投資を行う中堅中小企業や家計である。



『平成バブルの研究(上)』p.93 参照。

図3-5 業種別貸出残高（国内銀行ベース、対名目GDP比率）

また、銀行はこれらの新たな投資先に資金提供を行う際、不動産担保に過度に依存する傾向にあった。土地を担保にすることで長期プライム金利での借り入れが可能となった結果、86年から89年にかけて住宅地はバブル期以前の0.5倍程度から約2倍まで上昇した。



『平成バブルの研究(上)』p.99 参照。

図3-6 市街地価格指数（半期、対名目GDP指数比率）

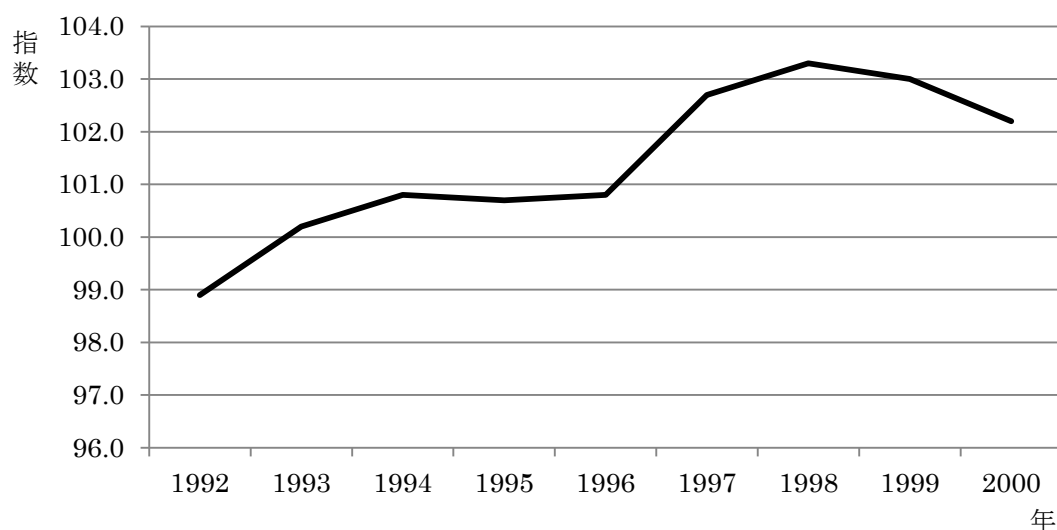
こうして泡が膨らむように経済が活性化し、株式や土地などのストック価格が異常に上昇し続けるバブル現象が起きたのである。しかし、このような状況も長くは続かない。1991年から徐々に不良債券問題が明るみに出始め、株価は暴落して不動産価格も下落、会社も相次いで倒産し、日本は失われた10年、20年に呼ばれる不況へ突入することとなる。

3―(iii) バブル後の日本人の消費性向

ここからは、バブル崩壊後日本人の消費性向について考察したい。失われた20年と消費性向の変化を1995年、そして2000年以降に焦点を当てて分析する。

まず、1995年から1997年から消費者物価指数が上昇した原因について考察する。1995年を取り上げる理由としては、消費者物価指数が上昇したからである(図3-7)。通貨流動性には1990年以降から現在まで大きな変化が見られないので、震災という大きな社会現象を境に、比較し分析する。

1995年の消費者物価指数(年平均、総務省統計局よりデータ引用)は100.7から102.7と2%上昇している。図3-7は消費者物価指数の変動をグラフ化したものである。1995年は阪神淡路大震災が起こった年である。



総務省統計局のデータベースより作成(2013年6月参照)

図3-7 消費者物価指数(年平均)

以下の図は2つの震災後の景気動向指数を示したものである。以下の図から震災後の景況感を比較する。CI指数とは景気変動の大きさやテンポ(量感)を表す指数である。

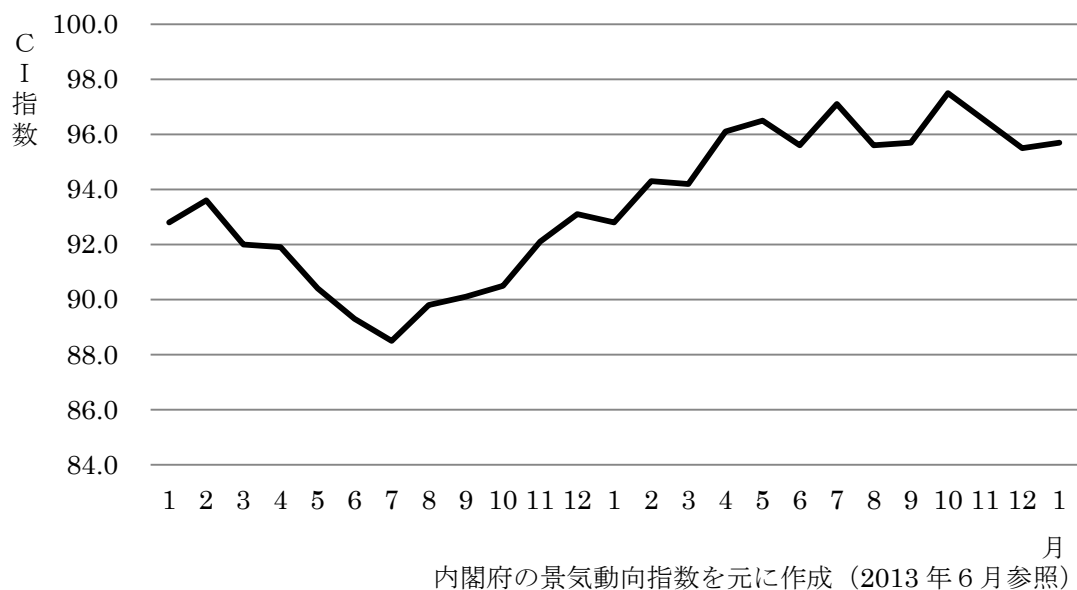


図3－8 1995年1月からの景気動向指数

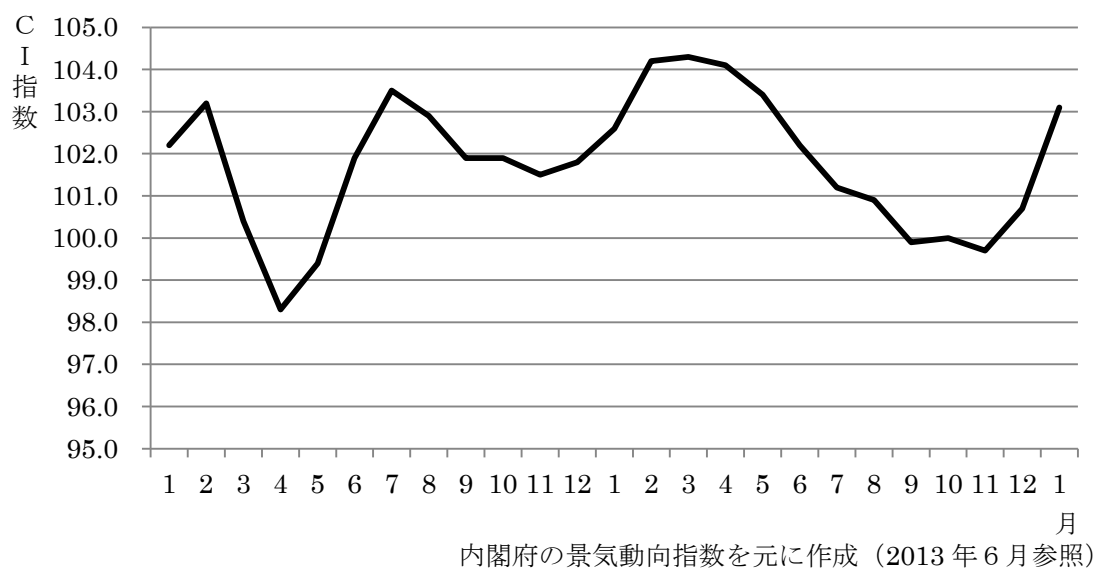


図3－9 2011年1月からの景気動向指数

1995年の1月17日の阪神淡路大震災後の消費者の景況感を見ると（図3－8）、震災発生後に6ヶ月間は景気の落ち込みが見られるがゆるやかに回復している。また、東日本大震災後には急激な落ち込みと急激な回復が見られる（図3－9）。しかし、消費者物価指数を見ると平成23年の3月は99.8、25年の3月は99.3である（平成25年4月26日総務省統計局）。

2つの震災後の景況感において大きな違いが見られるものの、2年後の消費者物価指数の変化が見られたのは1995年のほうであった。阪神淡路大震災のときは消費者物価

指数が上昇したが、東日本大震災では減少した。通貨流通高、通貨流通量が増えているにも関わらず、1995 年と 2011 年で物価指数の変化が見られるのは、日本人の消費感覚が変化したことを示している。原因としてはバブル崩壊後のデフレにより、日本人の消費意欲が落ち込んだことが要因であると考えられる。確かに東日本大震災は原発問題、停電、サプライチェーンの分断など、未曾有の事態に陥った。しかし、阪神淡路大震災も消費者の購買意識に影響する相当なショックだったと考えられる。景気動向指数と消費者物価指数が比例して増加していないということは、やはり日本人の消費性向に変化が訪れていると推測することができるだろう。

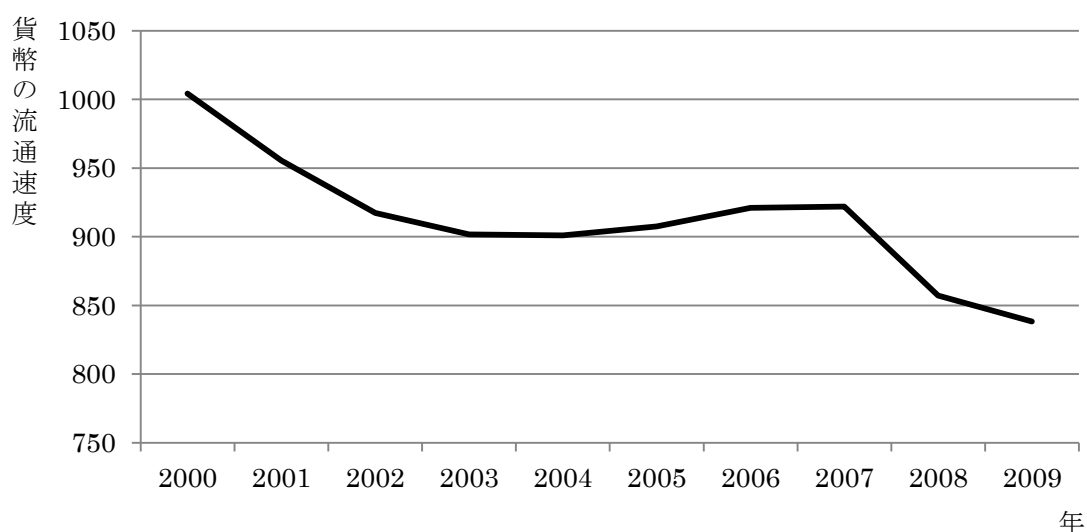


図 3－10 貨幣の流通速度（2000 年～2009 年）

次に、バブルの崩壊後の失われた 20 年以降の貨幣の流通速度を考察する。図 3－10 は 1995 年から 2009 年までの貨幣流通速度を示したものである。

ここで注目すべき点は 21 世紀の停滞、衰退である。バブルがはじけた後は下降が続く、小泉政権時に多少持ち直し、2007 年にサブプライムローン問題が顕在化し、2008 年にはリーマンショックによる激減がこのグラフで見てとれる。リーマンショックについては 3 章で事細かく見ていくこととなるので、ここでは詳細は省く。

日本経済の停滞、衰退の原因は何だろうか。図 3－11 と図 3－12 は日本とアメリカの家計の金融資産の比率である。日本とアメリカの現金預金率を見ると、大きな相違があることがわかる。日本が 55%であるのに対して、アメリカは 14%しかない。アメリカ人は家計資産を変動率の低い現金、預金の形を取らずに、運用し市場に投機する消費性向がある。この性向は日本にはない。日本人は失われた 20 年という日の目を見ない長い暗闇の景気状況によって消費意欲が明らかに減退している。そのマインドが現金、預金率 55%という数字に表れている。この眠れる資産を市場に流入させることが、日本の消費者物価指数の上昇へと導く有効な政策と考えられる。

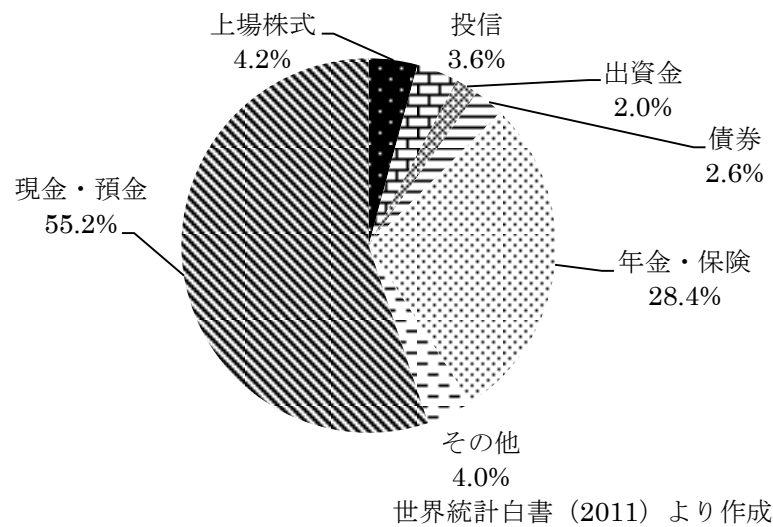


図 3－11 日本の家計金融資産

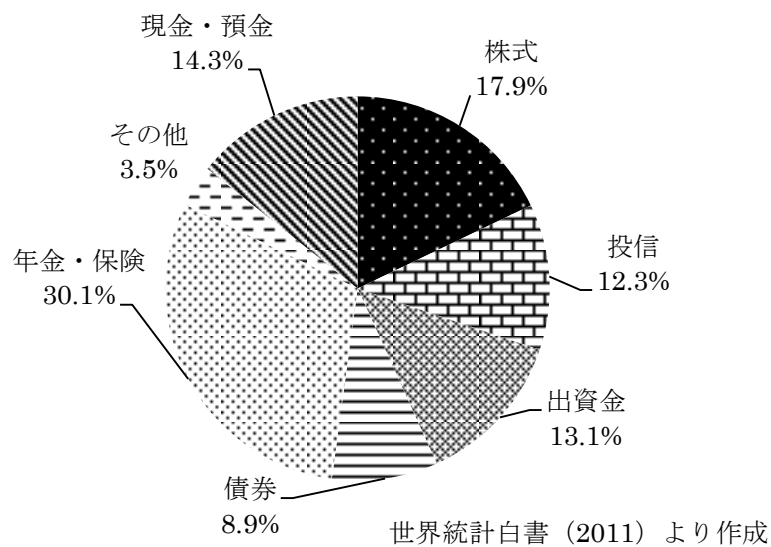


図 3－12 アメリカの家計金融資産

5. まとめ

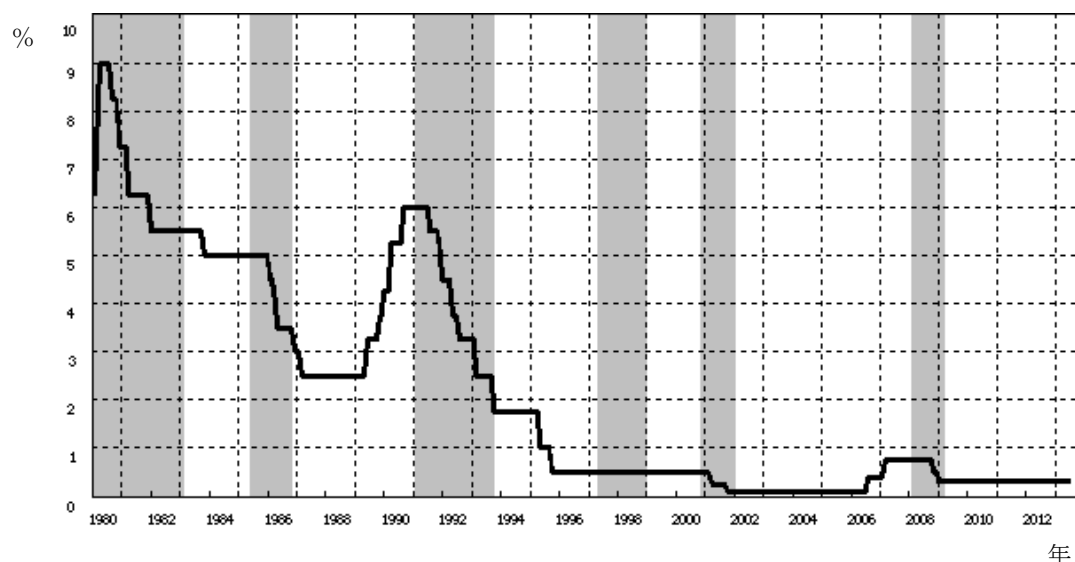
ここまで、1970 年以降の日本の経済動向を（i）（ii）（iii）に分けてそれぞれ考察してきた（図 3－1）。一部分の考察から学び取ることは何かあるだろうか。

（i）の時期としては、石油危機に始まり、高度経済成長を経験した時期であって、インフレが進行した。つまり需要が供給を大きく上回り、モノが不足し、生産すれば生産するだけ売れ、貨幣の流通過多であった。

しかし、（ii）の時期で、プラザ合意による円安是正が行われ、日本の輸出産業は大打撃を受けた。さらに金利の引き下げから財テクが横行し、バブル経済を生むきっかけ

を作り出してしまった。そのバブルがはじけることで日本は失われた 10 年、20 年に突入することとなる。日本のデフレ時代への突入である。

(iii) の時期では、日本の経済構造が大きく変動したと思われる。つまりインフレの時代が終焉を迎え、バブルがはじけ、デフレに突入することで、日本人の消費性向が安全志向型に走ったと考えられる。図 3-11 に表した通りに日本人は極めて現金預金保有率が高い。



日本銀行ホームページより作成(2013 年 6 月参照)

図 5-1 基準貸付利率 (公定歩合)

しかし、膠着した日本経済の状況を打開する可能性がある。金利の低下である。現在の日本銀行の公定歩合は図 5-1 が示す通り極めて低い水準まで引き下げられている。この傾向から、日本人は預金という運用方法をとらなくなると予測される。バブル後の日本の硬直経済を柔和させる機会が到来しているのかもしれない。預金から流れる資金を市場に集約することができるか。預金しても意味がないのなら、その資金はどこかへ流出するはずである。流出する資金を市場で循環させることができるかが、消費者物価指数上昇の鍵となる。ただし (ii) で見たように、財テクといった支出に繋がってしまうと、バブルを繰り返すこととなるので、注意が必要である。

また、日本人は極めて経済に埋め込まれている国民だと思われる。2013 年 7 月 18 日現在、安倍政権の支持率は減少している。景況感のみで支持率が左右される日本の国民性も問題あるだろう。アベノミクスにより、株価など一部では高揚したものがあるが、市民がその恩恵に与っていないなど、ミクロの範囲では実感が持てない状況に連動して支持率が低下する。バブル後の日本人の消費性向をアメリカと比較した通り疑心暗鬼の消費状況が進んでいる。少なからずこのことが日本人の経済を中心として捉える志向が漂う原因となっているだろう。

日本経済全体に大きな変動をもたらすために、インフレ期である（i）（ii）の時期ならともかく、貨幣の流通を国民に促す量的緩和という手段は、（iii）のバブル後の日本においては中々難しいだろう。それ以上に、低金利が続く状況で、流出するであろう資金の行き場を作り出すことが重要になってくるのではないだろうか。ただし、バブル経済、リーマンショックといった、金余りが起きて投資マネーが発生し、はじけるという構造をもう学習したうえでの政策が必要となってくる。

参考文献

- ・『世界統計白書（2011年版）』木本書店 2012年。
- ・J.A.トレヴィシク著、堀内昭義訳『インフレーション—現代経済学への挑戦—』岩波書店 1974年。
- ・吉野正和『フリードマンの貨幣数量説』学文社 2009年。
- ・村松岐夫、奥野正寛編『平成バブルの研究（上）』東洋経済新報社 2002年。
- ・永濱利廣、鈴木将之『第三次オイルショック—日本経済と家計のゆくえ—』平凡社新書 2008年。
- ・[総務省統計局ウェブページ](#)（2013年6月参照）。
- ・[日本銀行ウェブページ](#)（2013年6月参照）。
- ・[内閣府ウェブページ](#)（2013年6月参照）。

The Validity of Quantitative Easing

Tezuka Miyuki

Takano Junichi

Narita Tomohiro

Goto Saki

Introduction

The Bank of Japan has made a decision of the introduction of “quantitative and qualitative monetary easing” on April 4, 2012. Their aim is to increase the amount of money in circulation on the market, and increase the liquidity of the currency. And then, the Bank of Japan will increase consumer prices up to 2 percent.

However, is that policy effective for Japanese? We consider it by velocity of money. Before we analyze its effect, we introduce quantity theory of money that is basis on method of thinking of velocity of money.

The Quantity Theory of Money

The quantity theory of money is a hypothesis of economics. The velocity and the total amount of money in circulation in the society determine the level of prices.

According to the article of *Friedman*, the price level depends on "supply amount of currency". He said that the increase of the amount of money only change the price level if we think of long term (he also assumes period of several decades).

Velocity of Money

Now, if we understand the quantity theory of money, we can think about velocity of money. We analyze the trends in the Japanese economy, using the velocity of money. What is the velocity of money? That's the numerical value of the velocity represents how money circulates. We divided the output results into three periods, and we analyzed each period.

(1) High Economic Growth and the Oil Crisis

During the period of 1971 to 1984, “oil shock”, which is the oil crisis, happened twice and also it was the time when the economic growth came to an end. Japanese economy fell into the worst recession in the postwar period. Although Japan experienced the oil shock, Japan promptly recovered from this tough period.

The factors, in addition to the rise in oil prices and economic recovery in

developed countries, attributed to an increase of demand in conversion of money into goods due to monetary instability, poor harvest of cereals in the Soviet Union and India, and the cold wave in Europe and the United States that caused lean crop of grain.

Japan also went into soaring inflation. This means demand outstripping supply, shortage of goods that would sell well whenever in circulation, and the excess circulation of money.

(2)The Bubble Economy Starting from the Plaza Accord

It is 1985 when the Plaza Agreement was performed that currency liquidity shows a big change. This is agreement aiming at strong-dollar correction. In Japan, the government gradually established economy of the strong yen weak dollar by performing high induction of the short-term interest rate. However, the export industry of Japan caught a heavy blow by interest rate policy, and gradually fell into recession.

Japanese government performed the reduction of an interest rate as measure of recession. But contrary to an aim of the government, money management technique (Zai-teku) was prevalent. Afterwards, the price of stocks and land abnormally rose for a long term. As a result, bubble economy was completed. And because of collapse of the bubble economy, Japan would enter into the recession called the lost decade or two decades.

(3)Trend in Consume of Japanese Post-Bubble

I think of the propensity to consume taking up two earthquakes in Japan.

Consumer price index rose when the Great Hanshin Earthquake, but decreased by the Great East Japan Earthquake. Although the amount of circulation and currency circulation has increased, the change in the price index was not seen in 2011. It shows that the consumption sense of Japanese has changed.

Great East Japan Earthquake caused an unprecedented situation, which is an accident nuclear, power failure, such as the division of the supply chain. However, I considered the Great Hanshin-Awaji Earthquake was also events substantial shock that affect the purchasing consumer awareness. That does not increase consumer price index and the diffusion index in proportion in 2011, will be able to infer changes and have visited the consumption trend of Japanese.

Conclusion

By some factors such as deflation of “the lost two decades”, Japanese people are increasingly embedded in mechanism of economy. Abenomics’s effect does not come to spread to household budgets, so a decline in the support rate of *Abe* Cabinet is remarkable. The interest in Japanese is influenced in a way of being involved in the movement of the mechanism of economic.

In (3), the way of quantitative easing to stimulate the circulation of money would be difficult, because thought about consumption of Japanese has inclined to safety-oriented. So, it would be important to make a place for money flow which is produced by decrease of interest rates.

3章 現行の日本の年金制度とその行く末

大澤章 重田尚子 永田彩 吉田有里

1. 本稿の目的
2. 日本の年金制度の仕組み
3. 年金の問題点
 - 3―(i) 消えた年金問題
 - 3―(ii) 年金未納問題
 - 3―(iii) 生活保護と基礎年金
 - 3―(iv) 非正規雇用者の年金
 - 3―(v) 専業主婦（第3号被用者）の年金
4. 他国の年金制度の仕組み
5. 年金財政の将来
6. まとめ

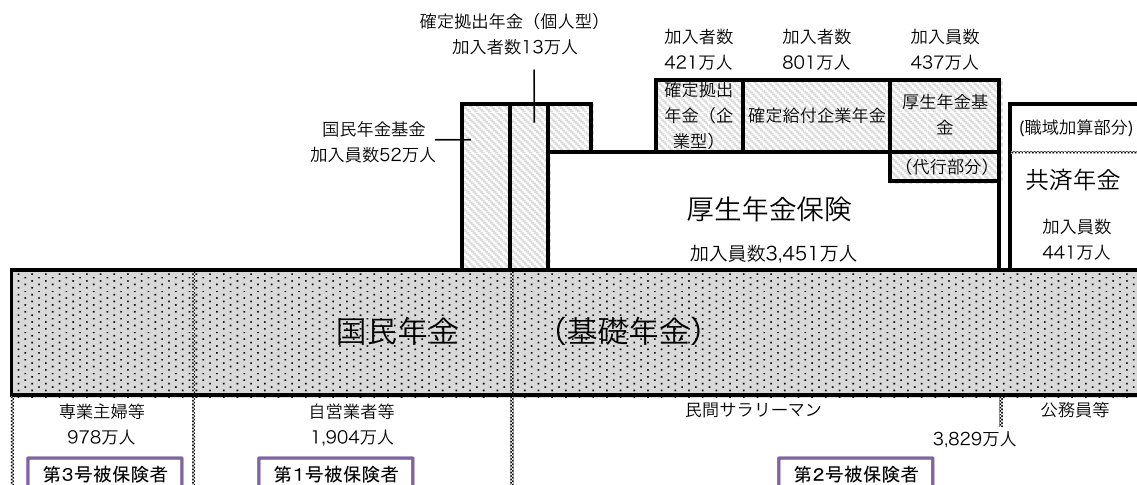
1. 本稿の目的

間もなくハタチになろうというある日、いきなり年金の振込用紙が送り付けられて来た。日本国民は全員年金に加入しなければならないということを漠然と知ってはいても、年金について正確に理解している人は少ないのではないだろうか。成人し、国民として年金の納付は義務となった。しかし国から言われるがまま、限られた知識と漠然とした義務感だけでこの制度に「埋め込まれ」て良いのだろうか。本稿ではこれから約40年間にわたり年金を納めていくにあたり、年金制度の仕組み、その問題点、そしてその将来推計を考察することで、改めて年金制度を見つめなおしたい。

2. 日本の年金制度の仕組み

まずこの節では、日本の年金制度の仕組みについて紹介する。年金を一言で表すと、「収入を支えていた人が働けない状態」になったときに家族の最低限の生活を守る「保険」のことだ。ここから、「日本の年金制度の体系」を表した図2-1を用いながら詳しく説明していく。

〔日本の年金制度の体系〕



厚生労働省のウェブページを参考に作成

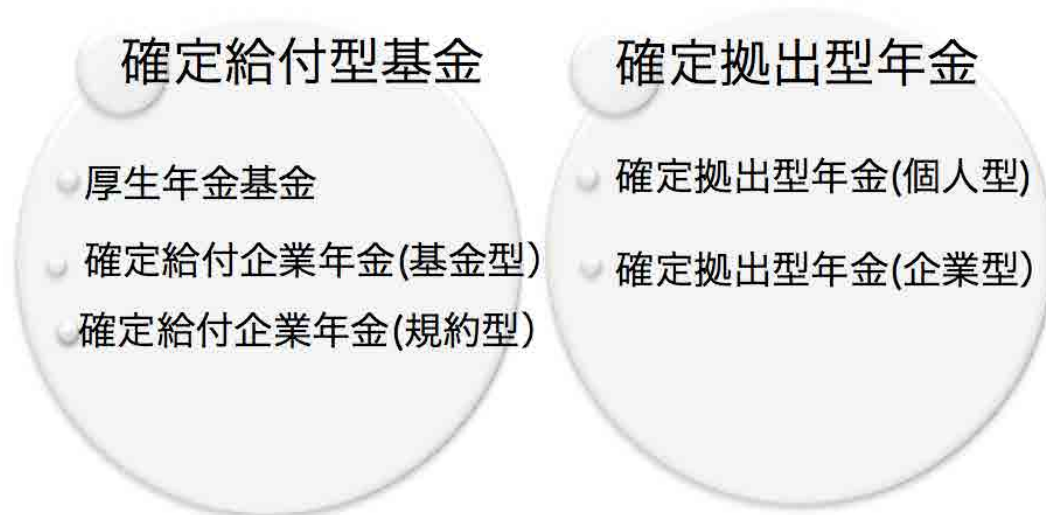
図 2-1 年金制度の体系

日本の年金制度は「3階建て」と言われる構造になっており、1階部分が全国民に共通した「国民年金（基礎年金）」といわれているものであり、20歳から60歳まで全ての国民がこの国民年金制度に加入する。全ての国民年金制度加入者に共通に給付される年金のことを「基礎年金」と言う。

次に、2階部分は1階の国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する「被用者年金」といわれているものだ。この被用者年金には厚生年金と共済年金の2種類があり、民間の被用者(例えば、民間の企業で働いているサラリーマンやOL)は厚生年金に、国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員等は共済年金に加入することになっている。

最後の3階部分は「企業年金」といわれるもので、「確定給付型」と「確定拠出型」の2種類がある。以下の図 2-2 は企業年金の仕組みについて表したものである。

企業年金



厚生労働省のウェブページを参考に作成

図 2-2 企業年金の仕組み

企業年金は企業が主体となって退職金などを年金として支給する制度。確定給付型年金はもらえる給付があらかじめ確定している企業年金のことであり、図に表している通り、厚生年金基金、規約型の確定給付企業年金、基金型の確定給付企業年金の3種類がある。確定給付企業年金の内、「基金型」は企業が法人格のある企業年金基金という厚生労働省から認可を受けた別法人を設立して運営することで、「規約型」は企業が年金規約を作成し運営することだ。

一方で、確定拠出型年金では拠出された掛け金は個人ごとにはっきり分けられて、掛け金と個人の運用指図による運用収益との合計額を基準にして給付額が決められる。

「企業型」と「個人型」の2種類があり、「企業型」はこれを導入した企業の従業員が加入対象となり、「個人型」は企業年金制度を持たない企業の従業員と自営業者等が加入対象となる。

次に、日本の年金制度の特徴について、制度成立の背景を交えながら紹介したい。日本の年金は「国民皆年金」、「社会保険方式」、「世代間扶養」という特徴を持っている。

「国民皆年金」はその名の通り、自営業者や無業者を含めた20歳から60歳までの全ての国民が国民年金制度に加入し、基礎年金の給付を受けるという制度のことだ。河村健吉著の『娘に語る年金の話』によると、昭和25年代は国民の大部分は年金制度と無縁の状態で、年金保険の適用を受ける者は1300万人を超える程度に過ぎず、就業者4200万人の3分の1にも達しなかったという。自営業者や農業従事者、無業者等は年金制度に加入できなかった。社会保険の未加入者問題は政党の注目するところとなり、

昭和 33 年には政府は国民年金制度創設を表明した。昭和 36 年には、日本で最初の年金制度が誕生して国民皆年金が実現したが、当時の国民年金の内容は被用者年金と大きく異なる特色があった。このような、制度が分立する特異な国民皆年金体制では加入している制度により給付と負担の両面で不公平が生じるといった実情があった為に、昭和 60 年の改正によって全国民に給付される基礎年金が設立された。また、同時に厚生年金や共済年金の被用者年金は、基礎年金給付の上乗せとして報酬比例年金を給付する制度へと再編成することで従来の制度からの改善を図った。

日本の公的年金の 2 つ目の特徴「社会保険方式」は、一定期間にわたり保険料を出し合い、それに応じて年金を受け取るという仕組みのことで、拠出と給付の関係がはっきりしていることから国民の理解を得やすいというメリットがある。また、現役時代の所得が低い人にも一定以上の年金を保証する仕組みなので、「所得の再分配」を伴うものでもある。なお、これと対比されるのが給付を全額税金でまかなう「税方式」で、公的年金の財源は運用収入を基本としているが、基礎年金の給付に必要な費用の 2 分の 1 は国庫（すなわち税）で負担しているのが現状である。

三つ目の特徴「世代間扶養」は、子が親を扶養する指摘扶養を社会全体に広げたもので、受給世代の年金給付費をそのときの現役世代の保険料負担で賄う仕組みである。現役世代の拠出した保険料がそのまま自分の将来の年金の原資となるものではない。この再分配の仕組みによって、物価スライドによって実質的価値を維持した年金を生涯にわたり保証するということが可能にしている。

ここからは、公的年金の加入制度と保険料について、以下の図 2-3 を用いながら説明していきたい。

(平成21年10月1日現在)

職業等		加入制度と保険料	
		加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等 20歳以上60歳未満で下記以外の人		国民年金 (第1号被保険者)	14,660円(月額) ※毎年4月に280円ずつ引き上げ、最終的に16,990円に固定
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人(民間サラリーマン等)	国民年金 (第2号被保険者) 	厚生年金 月収の15.704%(労使で折半) ※毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、最終的に18.30%に固定
	公務員 私立学校教職員	国民年金 (第2号被保険者) 	共済年金 加入共済制度により総報酬の12.23%~15.154%(労使折半)
専業主婦等 (被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人)		国民年金 (第3号被保険者)	保険料負担はなし 配偶者の所属する被用者年金制度(厚生年金または共済年金)が負担

厚生労働省のウェブページを参考に作成

図2-3 加入者の種類と保険料

加入者は第1号、第2号、第3号の3つに分類される。まず第1号の自営業者、農業者、学生に注目してみたい。第1号被保険者が加入するのは「国民年金のみ」で、毎月14,660円の保険料を納める必要がある。ただしこれは、毎年280円ずつ引き上げられて最終的に16,990円に固定される。そして、第1号被保険者が年金として受け取れるのは「基礎年金のみ」である。

第2号被保険者は被用者、つまり他人に雇われている人のことである。民間企業で働いている会社員やOLは「国民年金+厚生年金」を支払う。ここで注意したいのは、国民年金14,660円(～16,990円)に加えて厚生年金を払っているのではないということだ。「月収の15.704%(労使で折半するので本人負担は月収の7.948% ※毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、最終的に18.30%に固定)」の額を払うことで国民年金と厚生年金を同時に払ったことになっている。また、国家公務員、地方公務員、私立大学の教職員は「国民年金+共済年金」を支払う。これも民間の被用者と同様、「総報酬の12.23%～15.154%(労使折半)」の額を支払うことで国民年金と共済年金を同時に払っていることになる。そして、第2号被保険者が受け取れるのは「基礎年金+厚生年金」または「基礎年金+共済年金」であり、人によってはここから更に3階部分の「企業年金」や「職域加算部分」が受け取れる。これが他の加入者との大きな違いであろう。

第3号被保険者は専業主婦を指し、国民年金に加入するが、保険料負担は要さず、配偶者の所属する被用者年金制度、すなわち厚生年金や共済年金が負担している。専業主婦は「基礎年金のみ」を受け取ることができる。

最後に、公的年金給付の種類について説明したい。年金というと、退職して老後に支給されるというイメージがあるが、それに限ったことではない。最初に「年金は『収入を支えていた人が働けない状態』になったときに家族の最低限の生活を守る『保険』のことだ」と述べたように、「老齢になった場合」、「病気やけがで障害を有することとなった場合」、「年金受給者または被保険者（加入者）が死亡した場合」という3つの場合に年金が支給される。

3. 年金の問題点

この節では年金の問題点について挙げていきたいと思う。いくつか問題点が挙げられるので項目分けを行う。i.消えた年金問題 ii.年金未納問題 iii.生活保護と基礎年金 iv. 非正規雇用者の年金 v. 専業主婦の年金問題 以上5つについて扱う。

3―（i）消えた年金問題

平成19年2月に「宙に浮いた年金記録」が5000万件あるということが発覚した。同年の7月にはこの年金問題が争点となった参院選が行われ、当時与党であった自民党が惨敗し、民主党が躍進を遂げた。ねじれ国会が成立し、これを契機として国会運営が難しくなり、9月には当時の首相の安倍晋三氏は退陣している。このような状況下で、当時年金を管理していた社会保険庁への不信感も高まった。

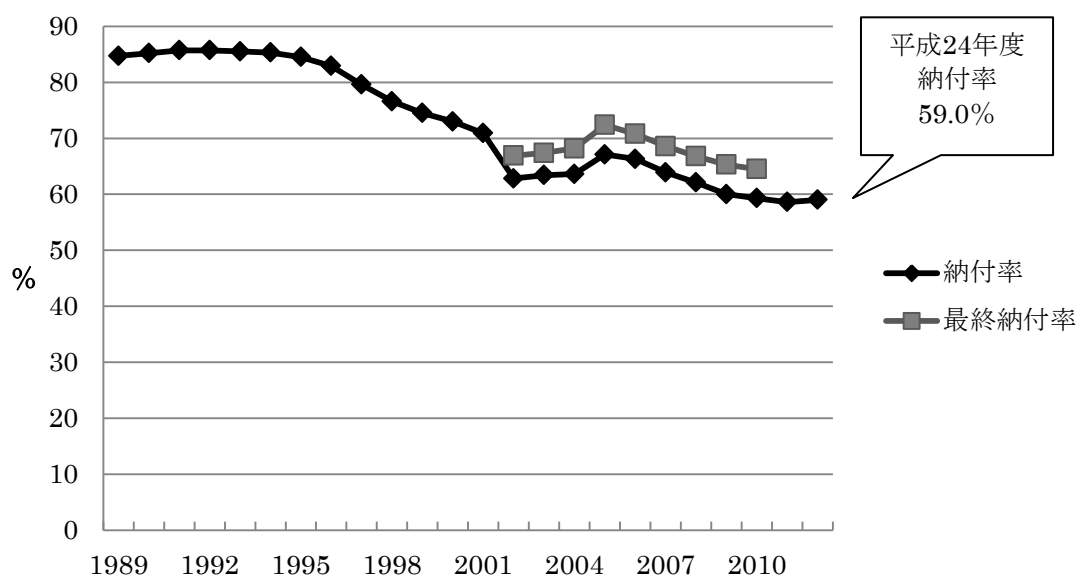
組織の変革を迫られ、平成22年年1月1日には日本年金機構が発足し、社会保険庁は廃止された。日本年金機構は役職員の身分を非公務員とする特殊法人である。国（厚生労働大臣）からの委任・委託をうけ、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・給付等）を担う機関とされた。しかし年金記録問題として未だ解決されていないものが残っている。日本年金機構のウェブページより確認したが、約5,095万件の持ち主不明の年金記録に関して、持ち主不明の記録がいまだ約2,186万件残っている（平成25年3月時点）。

日本年金機構は「気になる年金記録、再確認キャンペーン」として年金記録に漏れや誤りがあるのではと不安に感じている人に心当たりを申し出てもらおうというキャンペーンを現在も行っており解決を目指している。

3―（ii）年金未納問題

近年国民年金の未納者が40%を超えるようになってきた。前項でふれた「消えた年金問題」に端を発する制度への不信感と未納との悪循環に陥っている。また被保険者の経済的厳しさから未納に繋がっているという現状もある。この項では実際のデータをもとに年金未納問題の原因について確認していく。

まず、「国民年金保険料の給付率等の推移について」の図3-1を参照する。このグラフは日本年金機構が今年度（平成25年度6月）に作成した「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」を参考にし、作成したものである。



「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」を参考に作成

図3-1 国民年金保険料の納付率等の推移

2012年度は納付率が59.0%と未納率が40%を上回っている。保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。最終納付率を加味しても、年々納付率が減少し続けているというのが現状である。年金で未納が起こるとしたら、給料から天引きされることのない自己申告制の第1号被保険者ということになる。ここで第1号被保険者はどのような労働環境や経済状態に置かれているのかということを見ていく。図3-2「第1号被保険者の就業状況」の以下の表を確認する。常用雇用が2008年から2011年にかけて5.6%も減少しており、それとは対照的に臨時・パートや無職は年々増加を続けている。

	自営業種	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
2002	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
2005	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
2008	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
2011	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」を参考に作成

図3-2 第1号被保険者の就業状況

次に図 3－3「第 1 号被保険者の属する世帯及び本人の総所得金額」を見てみる。以下の表から納付者の所得も滞納者の所得も2005年から2008年にかけては増加し、2008年から2011年にかけて減少傾向にあるというのがわかる。滞納者本人の所得が2011年には96万と100万を切る金額になっており、経済的に毎月の年金を納めるといのが厳しい現状が読み取れる。

	第 1 号被保険者が属する世帯の 総所得金額		第 1 号被保険者本人の 総所得金額	
	納付者	1 号期間滞納者	納付者	1 号期間滞納者
2002	554万円	416万円	166万円	120万円
2005	505万円	323万円	158万円	105万円
2008	555万円	342万円	178万円	113万円
2011	493万円	295万円	152万円	96万円

「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」を参考に作成

図 3－3 第 1 号被保険者の属する世帯及び本人の総所得金額

3－（iii）生活保護と基礎年金

3 つ目に、生活保護と基礎年金を比較した際の問題点をあげる。年金は国民が自助努力で老後に備える仕組みであるのに対し、生活保護の財源は全て税で、自助努力とは対照的な制度である。本来は趣旨がことなる 2 つの制度だが、生活保護の支給額が、基礎年金が満額であってもそれを上回る場合がある。

生活保護のうち生活扶助の基準額は、住む場所、世帯構成、年齢により異なる。貯蓄など資産があるか否か、扶養義務のある親族がいるかどうかなどについての調査と審査も厳格に行われる。一方、基礎年金の場合、その他の収入の如何にかかわらず、保険料納付実績に基づいて給付される。

地域による支給額の差は級地制度によって定められている。地域によって生活様式や物価差など生活水準の差があるためだ。日本全国 3,180 の地区を 1 級地～3 級地、さらに各級ごとに二つの水準で区分し、全部で 6 区分に分類している。

たとえば、東京都区部 一級地在住の、65 歳単身世帯の場合、老齢基礎年金が満額なら月の受給額は約 66,000 円であるのに対し、生活扶助の場合約 80,820 円で、基礎年金を上回る。なお、一級地とは生活扶助の支給額が最も高い地域である。このように自助努力で収めてきた年金の給付額を、生活扶助が上回ることがあり、加入者の保険料納付意欲が低下する一因になっている。

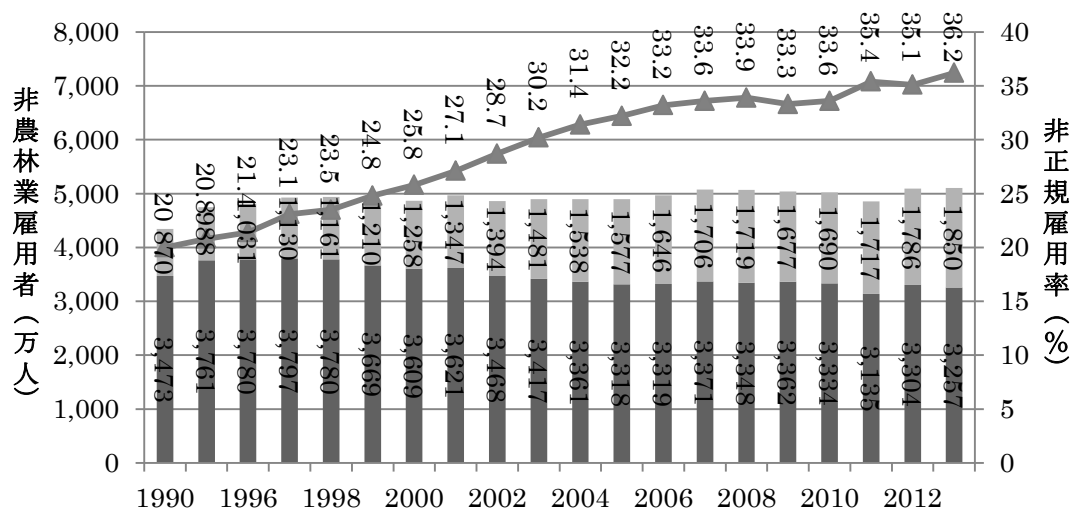
すでにみたように、国民の所得が低下し年金の納付率が低下する一方で、生活保護の受給者は年々増加し続けており、厚生労働省によると今年度 2 月時点で約 157.5 万世帯、

約 215.5 万人が受給している。

3— (iv) 非正規雇用者の年金

・非正規雇用者の年金の現状

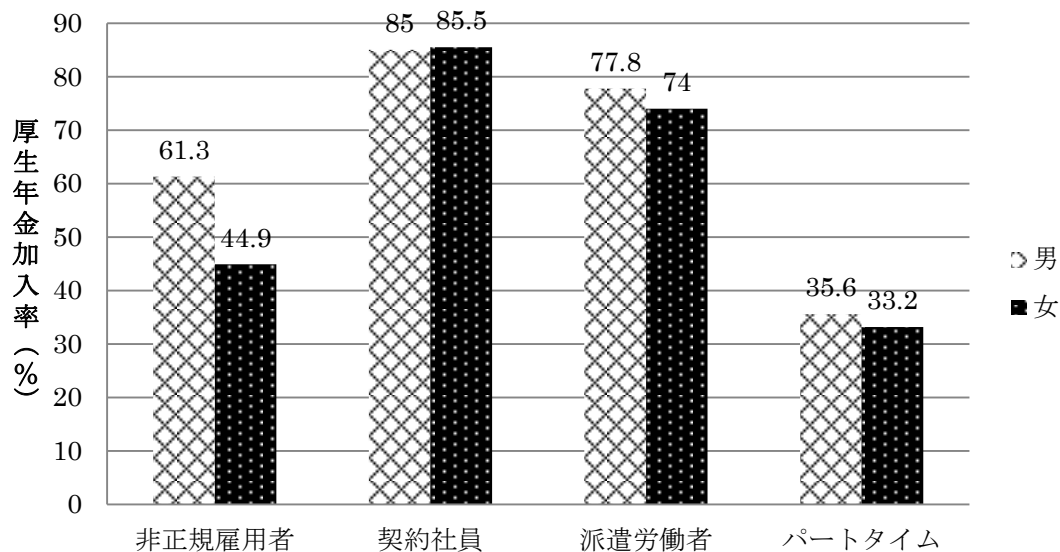
非正規雇用者のほとんどが厚生年金に加入せず、基礎年金のみを納入していることも問題の 1 つだ。非正規雇用労働者であるパート、アルバイト、契約社員なども、企業からの賃金で生計をたてていることは正規雇用労働者と変わらないにも関わらず、非正規雇用労働者のほとんどは厚生年金に加入していないため、老後の収入が老齢基礎年金のみとなる。老齢厚生年金を受給する正規雇用者との格差是正のためにも、厚生年金の適用をより広い所得層へ拡大すべきではないかとの声があがった。これに対し政府は昨年 8 月 10 日に改正案を成立させ、厚生年金の適用が拡大された。



総務省統計局「労働力調査（平成 25 年 5 月分）」を参考に作成

図 3－4 正規雇用者と非正規雇用者の割合

厚生労働省によれば、現在非正規雇用労働者は非農林業雇用者の 36.2%の 1,813 万人。そのうち厚生年金への加入率は以下の通りである。



厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査（平成 22 年）」を参考に作成

図 3－5 非正規雇用者の厚生年金の加入率

契約社員や派遣労働者の加入率は 80%前後だが、パートタイム労働者は 30%前後と低く、非正規雇用者全体の平均で見ると男女ともに半数前後の割合である。

・厚生年金の適用拡大をめぐる意見

適用を拡大することに対する意見は以下のようなものがある。

拡大すべきだという意見	反対論・慎重論
・短時間労働者に対する老後保障を充実させるべきだ ・正社員とパート間での保険料負担の公平につながる ・現行基準はパートが終業時間を調整したり、短時間労働者の賃金が抑制されたりする要因になっている。 ・パート社員の多くは第 3 号被保険者の専業主婦だが、この基礎年金給付のために必要な費用は、厚生年金の加入者全体で負担している。このためパートを多く雇う企業と、正社員の多い企業に社会保険料負担の不公平が生じているが、適用を拡大すれば不公平が是正される。	・負担が増える企業・パート従業員の理解を得るのが難しい。 ・パートの適用機軸を変えても、就業調整がなくなるとは言えない。 ・厚生年金と健康保険とは、共通の適用基準が使われてきたので、健康保険をどうするかも検討する必要がある。

・政府の対応

厚生年金の現行の適用基準は、労働時間・日数が通常の労働者の4分の3以上であることであり、これは実質、週所定労働時間30時間を指している。つまり、契約社員であろうとパートタイム労働者であろうと週の労働時間が30時間以上の場合厚生年金の被保険者である。この基準は昭和55年、当時の厚生省保険局保健課長から各都道府県民生主管部局あてに出された行政文書（いわゆる“内かん”）により規定されたものだ。厚生年金加入率が30%と極端に低いパートタイム労働者について、政府はこれまで対策をとってきた。

適用条件拡大に向けて政府がどのような対応をとってきたか見ていく。

平成12年	パート労働者に対する厚生年金の適用拡大がテーマになるも、第1号被保険者との逆転現象や、企業の負担増を懸念し基準改定を見送る
平成16年	厚生省「 週の労働時間が20時間以上、または年収65万以上 」の改正案提示 ※新たに最大約400万人の厚生年金加入を見込み →業界団体の反発に配慮し自民・公明により廃案
平成19年	政府 被用者年金一元化法案提出 ・厚生年金適用拡大法案も盛り込む 週所定労働時間20時間以上、月収9万8000円以上（その後引下げ）、勤務期間1年以上、学生は適用外、従業員300人以下の中小零細事業主には適用猶予 ※新たに10万～20万人加入見込み →一元化法案 審議されずに平成22年衆院解散・廃案
平成24年 8月10日 成立 8月22日 公布	・短時間労働者に関する厚生年金被保険者資格の取扱い 労働時間・日数が通常の労働者の4分の3以上を満たす者に加え、4分の3を満たさない者のうち、「週所定労働時間が20時間以上」、「賃金が月額88,000円以上」、「勤務期間が1年以上」、「従業員501人以上の規模である企業に使用されている」の基準をすべて満たすパート労働者（学生を除く）について、適用対象とする。 ・被用者年金一元化 公務員・私学教員も厚生年金に加入し共済年金と厚生年金の制度的差異は厚生年金にそろえて解消

以上の可決法案は平成 27 年度 10 月に施行予定である。

3—（v）専業主婦（第 3 号被用者）の年金

・第 3 号被保険者の現状

パート労働者の年金問題と密接にかかわるのが、第 3 号被保険者（おもに専業主婦）年金問題である。平成 23 年 3 月末現在の第 3 号被保険者の人数は 1,005 万人、うち女性が 993 万人、男性が 11 万人である。これは、公的年金被保険者全体の 14.7%にあたる⁴。

第 3 号被保険者の年金制度の現状は以下の通りだ。

1. 基礎年金の納入義務は無い（先に述べた厚生年金の適用条件にあてはまらない時）。
2. 老後に受給することが出来る老齢基礎年金は、厚生年金被用者全体で負担している。
3. 夫婦が離婚した場合には、夫がこれまで収めてきた厚生年金の 2 分の 1 を、妻が老後受給できる額とする（「3 号分割」）。

年金を納めていないにも関わらず老後に年金を受給できるという点に対し、「専業主婦を優遇しすぎているのではないか」という声がある。女性のライフスタイルが大きく変化していくなかで、第 2 号被保険者の女性や、単身の第 2 号被保険者との不公平などの問題が顕著になってきたのだ。

・現行制度までの経緯

ではそもそもどういった経緯で現在の仕組みが出来たのか。国民年金が発足した昭和 36 年時点では専業主婦の国民年金加入は任意であった。妻が任意で基礎年金を納めていた場合、夫婦二人の受給額は夫の老齢基礎年金と老齢厚生年金、そして妻の老齢基礎年金である。これは、40 年間年金を納付した場合現役時代の夫の収入を上回る場合もあった。また、妻が任意加入していない場合には、妻の名義では老齢年金を受給できないという問題点があった。それらの問題点をふまえて現行の制度になったのが、昭和 60 年の改正である。妻の名義での年金を確立させるため、専業主婦は「第 3 号被保険者」として国民年金への加入が強制となった。ただし、収入がない専業主婦は納付が不可能なため、専業主婦の基礎年金は厚生年金の被保険者全体で負担するという現在の形になったのである。

⁴ 厚生労働省『平成 22 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』より

・現行制度の意義

- ① 女性の年金権の確立。
- ② 子育てなどで収入が減少・途絶えたりして被扶養配偶者になった者に対しても年金保障を確保できる。

・現行制度に対する批判

- ① 本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を受けられるというのは、負担に応じて給付を受けるという社会保険の原則に反している。
- ② 一定の所得を超えない方が有利であるとして、女性の就労に悪影響を与えている（老同調性など、既述のパートタイム労働者に対する厚生年金の適用の問題点）。
- ③ 改正前は、多数の専業主婦が任意加入をして、自分の老後の年金のために自ら保険料を納めていたが、現行制度導入によって、専業主婦の自助努力の意識が失われた。

・改正に対する取り組み

この問題に対して、平成 13 年から女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会などが開かれ審議されてきた。

様々な案が検討されてきたが主に分類すると以下のようなものがある。

年金分割案	夫婦の年金は共同負担とし、夫の納める年金は夫婦で分割する
負担調整案	第 3 号被保険者が、何らかの保険料負担をする
給付調整案	第 3 号被保険者は保険料を負担しない代わりに、基礎年金給付を減額する

負担調整案には、妻が何らかの保険料を納める案と、夫が何らかの追加負担をする案がある。また、給付調整案では、妻の分の国民年金の一部を国庫負担とし、追加受給を望む場合は妻が任意で保険料を納めることができるというものだ。しかし負担調整案や給付調整案には、負担が増えても給付が変わらない、負担は変わらないのに給付が減額するなどの問題がある。

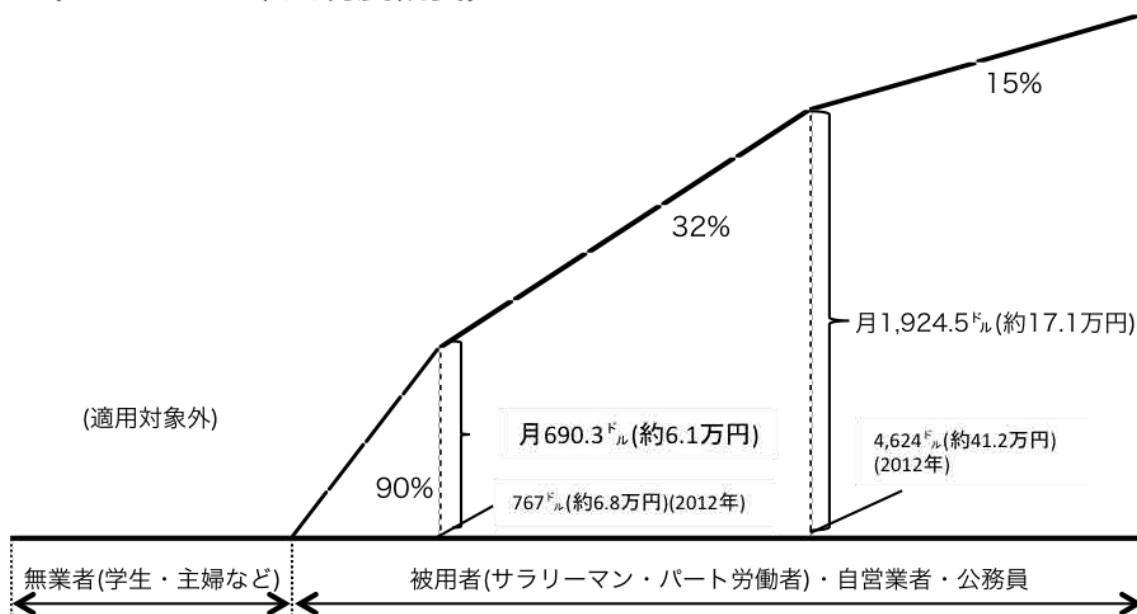
そこで、最も現実的で実用的なものとして年金分割案をあげることができる。これは、第 2 号被保険者（夫）の厚生年金は夫婦共同で納めたものとみなし、夫の納める保険料を夫婦で分割するというものだ。平成 16 年度の改正で離婚時には保険料の受給額の分割を認める 3 号分割が適用されたが、離婚時だけでなく納付も夫婦共同で行ったとみなすものである。このような分割案を、第 1 号被保険者（自営業者）と第 3 号被保険者の夫婦間でも適用できるか、また、事実婚の夫婦にどう適応するかなど、問題点も残っており、今後さらに検討していく必要がある。

4. 他国の年金制度の仕組み

この節では、他国の年金制度について紹介したい。「年金」というと、なんとなく日本特有のものである気がするが、決してそんなことはなく、他国にも存在する仕組みである。本レポートではアメリカとスウェーデンの2つの年金制度について取り上げたい。

まず、アメリカの年金制度について紹介する。図4-1はアメリカの年金制度の概要図である。

〔アメリカの年金制度概要〕



厚生労働省のウェブページを参考に作成

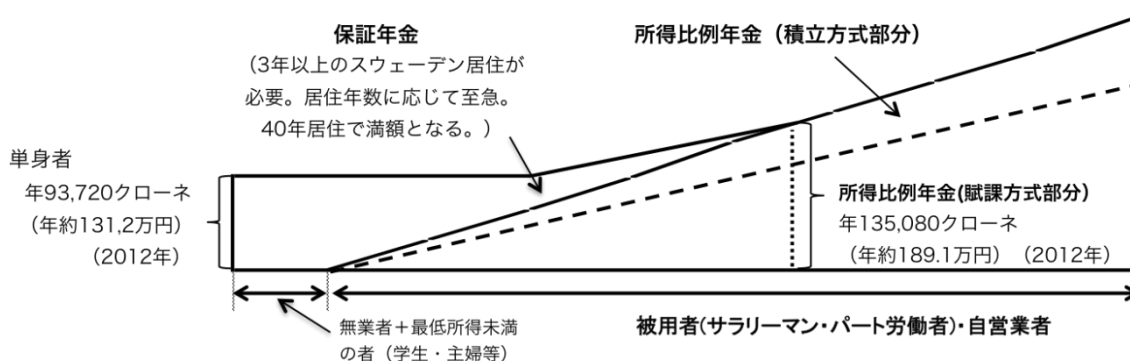
図4-1 アメリカの年金制度概要

アメリカの年金制度は、1937年に発足した老齢・遺族・障害保険の「OASDI (Old(-)Age, Survivors and Disability Insurance)」という制度で、被用者と年収400ドル(約3.6万円)以上の自営業者の強制加入が義務付けられている。日本と同じ「社会保険方式」により加入者が保険料を負担する。また、支給開始年齢が引き上げられている点も日本と同じで、平成14年までは65歳からだったが、平成21年から平成32年の支給開始年齢は66歳となっている。日本と大きく違うところは、1階建てであることや、第1号被保険者にあたる学生や無業者、第3号被保険者にあたる専業主婦が加入できないことだ。アメリカには日本のように個人単位で任意して加入する制度がないため、強制加入の対象でない人は希望してもOASDIに加入することはできない。また、日本の公的年金は保険料の免除制度があったり、所得の再分配の役割も果たしたりしていることから「社会福祉」の機能も持っているが、アメリカの公的年金制度はあくまでも「社会保障」にすぎない。そのため、働く人のみが対象で報酬に応じた保険料を

納めて、納めた保険料に応じた年金を受け取る仕組みになっている。

次に、スウェーデンの年金制度の仕組みについて紹介する。ここでスウェーデンを取る上げる理由は、日本の年金制度を「スウェーデン方式」と呼ばれるスウェーデンの年金制度に適用可能だと唱える意見があるということを目に挟んだからである。

〔スウェーデンの年金制度概要〕



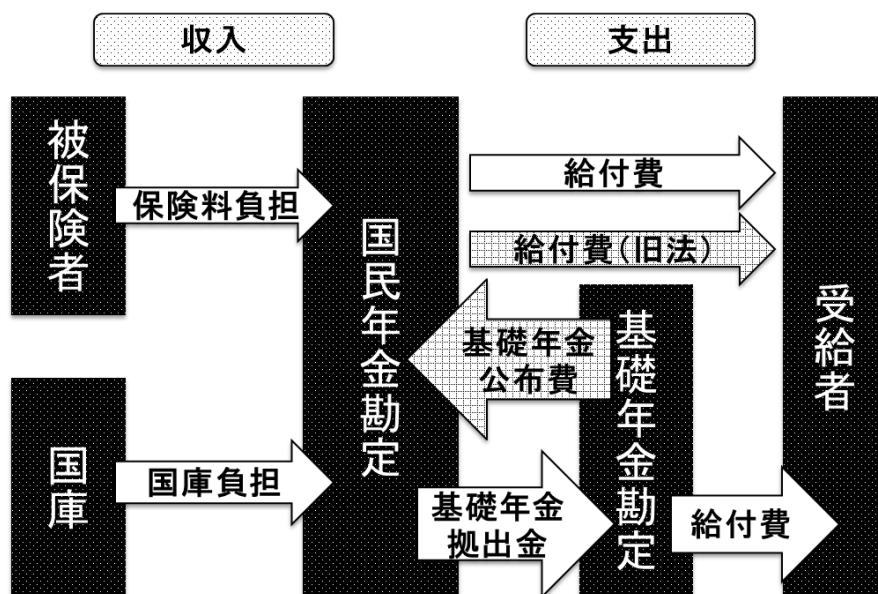
厚生労働省のウェブページを参考に作成

図4-2 スウェーデンの年金制度概要

持続可能な年金制度を構築する観点から平成11年に年金改革が実施されたスウェーデンの年金制度は、職業や年齢に関わらず、一定の水準以上の所得がある人は保険料の負担が義務付けられている。自営業者は保険料の全額を自己負担して、被用者は事業主と被保険者本人で負担する形を取っている。財源は保険料の負担に応じた所得比例年金と税金のみの最低保障年金という2つの制度を併用した独自の制度になっている。日本の年金制度が年金の給付水準を決めて、それに見合う保険料水準を設定するという手順で組み立てられている一方で、スウェーデン方式はまず保険料水準を決めてそれに見合う水準に年金の給付水準を調整するというものである。このため、少子高齢化社会が進展した社会にも対応できる形となっているのである。

5. 年金財政の将来

ここでは、年金財政の仕組みと年金再計算における将来推計について考える。基礎年金の財政は、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付をそのときの現役世代全体で支えられている。基礎年金の将来見通しにおいて国は、①毎年度の基礎年金に要する費用と、②毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金、共済年金の各制度が負担すべき基礎年金拠出金と国庫負担を推計する。以下の図5-1で、それは支出(①)と収入(②)にあてはまる。



厚生労働省のウェブページを参考に作成

図5-1 国民年金の収入と支出の概要

年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われている。国民年金には寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。寡婦年金は、25年以上の加入期間がある夫が年金をもらわずに死亡した場合、一定の条件を満たす妻に寡婦年金を支給する制度。付加年金は任意で少額を納めることで将来もらえる年金を増やす事の出来る制度である。付加年金に関して具体的にいうと、第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされるという仕組みになっている。これらは、年金制度はすべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であるという条文⁵に基づいている。

財政再計算の基礎となる数値は主に将来推計人口、労働力率の見通し、経済前提、基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）、被保険者や受給者の動向に関する基礎率の5つがあげられる。年金財政に最も大きな影響を与える要因は「将来推計人口」と「労働力率」である。ゆえに財政再計算で将来推計を行うにあたって、まず作業は将来の加入制度別の被保険者数の推計など、被保険者及び受給者に関するデータが整備される。

将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数は加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口及び労働力率の見通し等々のデータを使用し、推計される。厚生労働省の資料に

⁵ 国民年金法第1条（国民年金制度の目的）：国民年金制度は、日本国憲法25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は志望によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

よると 20 歳から 64 歳の人口と 65 歳以上の人口比は 2000 年では 3.6 : 1 であったのに対し、2100 年には 1.5 : 1 と推計されるようである。将来の労働力人口は、性別・年齢別に、将来推計人口に労働力率の将来推計を乗じて推計される。また、資金運用も行なわれている。運用利回りや物価上昇率、賃金上昇率などの経済前提は社会保障審議会年金資金運用分科会の報告に基づいて設定されている。

厚生労働省は少子化・経済の動向が変動した場合の手続きを、以下のように設計している。少子化が変更した場合の所得代替率への影響に関して、基準ケースでは 2023 年度以降所得代替率 50.2% となるところ、合計特殊出生率が 1.52 に改善した場合の所得代替率は 2020 年度以降で 51.7% と見込まれる。少子化が進行して合計特殊出生率が 1.10 にまで下がった場合、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて年金財政を均衡させるには、2031 年度以降 46.4% となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

また、経済前提を変更した場合の所得代替率への影響に関して、基準ケースでは 2023 年度以降 50.2% となるところ、運用利回りが 3.3% へと経済が好転した場合の所得代替率は 2023 年度以降 50.9% と見込まれる。経済が悪化して運用利回りが 3.1% にまで下がった場合、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させるには、2027 年度以降 49.2% となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

これら少子化進行のケースや経済悪化ケースはそれぞれ機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値を出している。年金額は通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていくが、年金額の調整を行っている期間は年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びに賃金や物価の伸びよりも抑えられる。マクロ経済スライドとは年金の被保険者の減少や平均寿命の延び、更に社会の経済状況を考慮して年金の給付金額を変動させる制度であり、平成 17 年 4 月から採用されている。なお平成 17 年 4 月以前は、物価の動きによって見直される物価スライド制が採られていた。以上のように、国は多面的なプロセスで年金財政の見直しを行なっていることが調べていてわかった。

6. まとめ

ハタチになって我々が初めて年金制度に直面したとき、複雑な年金の仕組みを理解できている若者はどれくらいいるのだろうか。ただ漠然と、果たして年金制度は将来の生活を支えてくれるのかという不安を抱えている人が多いように思える。年金制度は日本国憲法第 25 条第 2 項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に規定する理念に基づき制定された。そして昭和 60 年の改正以降、国民全体が強制的に加入する国民皆年金の制度が確立した。これはグラノヴェッターが語った「埋め込み」の構造に類似する。しかし現状では、全加入者のうち約 40% の未納者が存在する。更に、厚生年金に加入しない非正規

雇用者の増加や、第3号被用者と第1号・2号被用者との格差など、現行の仕組みは、日本の現状にそぐわない部分が生じている。少子高齢化も進行し、また経済状況も安定しないさなか、年金制度が日本社会の現状とのずれをいかに縮め、どのようにして全ての人に最適な社会保障制度へとになっていくべきか。我々は今一度当事者意識を持って年金制度という「埋め込み」の体制に向き合うべきである。

参考文献

- ・河村健吉『娘に語る年金の話』中央公論社 2001年。
- ・岩崎浩『公的年金制度の再構築』信山社 2012年。
- ・厚生労働省・第3回社会保障審議会年金部会資料
- ・『第3号被保険者制度の見直しについて』2011年9月。
- ・統計局『労働力調査』2013年5月。
- ・厚生労働省年金局・日本年金機構『平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について』2013年6月。
- ・厚生労働省『厚生年金・国民年金 平成16年 財政再計算結果報告書』2004年。
- ・[厚生労働省ウェブページ](#)(2013年7月13日参照)。
- ・[企業年金連合会ウェブページ](#)(2013年7月13日参照)。

The Pension System in Japan Today and its future

Osawa Aki Shigeta Naoko
Nagata Aya Yoshida Yuri

A Framework of Japanese Pension System

In Japan every people from 20 to 60 years old must become a member of pension system. One of the characters of Japanese pension system is “three-tier” system. The first tier is a Basic Pension, the second one is pension for employees, and the third one is the company pension. Basic pension is for everyone who paid pension; it includes students, self-employed persons, and unemployed persons. The second one is for office workers and public employees. When we retire from our working-lives, become handicapped or die, we can receive benefits.

The Problems of Pension System

We introduce the following five problems of the pension system in Japan.

1. Pension which can't be identified

In 2007, it is revealed that 50million records of pension which proved that people had paid it certainly disappeared. This caused abolition of Social Insurance Agency, which had managed system of pension, and a new organization, Japan Pension Service, was established.

2. Pension unpaid problem

It is a problem the number of people who don't pay pension is increasing.

3. Welfare and basic pension

It is a problem of a fair supply between households of on welfare and pay pension.

4. Pension of the irregular workers

There are so many irregular workers which do not participate in an employee pension. This is an issue about how to expand the application of an employee pension to them.

5. Pension of the housewife.

Presently full time housewives can receive pension however they don't have to pay it. Is it unfair? There is controversy on this subject for long time.

Various Pension System in Foreign Country

We introduce pension system in America and Sweden. American pension

system is called “OASDI”, and for only general employees and self-employee persons. Others like students or unemployed persons can’t become member of it. So, American pension system is “one-tier”.

Swedish pension system is carried out a drastic reform in 1999, it become able to correspond with aged society with a low birth rate. So some Japanese scholar advocates introducing this “Swedish system” in Japanese pension system.

The Future of Pension

Here, we consider the structure of a financing scheme and the future of Japanese pension system. The whole working generation at that time supports the finances of the basic pension. There are five elements in the foundation of fiscal recalculation. They are the population projections, the prospect of a labor force participation rate, an economic premise, the number of the foundation (initial data of the insured and a pensioner), experience assumptions about the trend of the insured or a recipient. The factors that have the biggest influence on a financing scheme are "population projections" and a "labor force participation rate." The Ministry of Health, Labor and Welfare design the procedure at the time of changing the trend of a decrease in the birthrate and economy. The macroeconomic slide system is introduced from April 2005. Thus, Government and municipal offices are looking over the financing scheme again and again in the many-sided process.

Conclusion

In 1985, the universal-pension-coverage system where the entire people joined compulsorily was introduced. This is similar to the structure of the "embedding" which Granovetter told. However, under the present circumstances, about 40% of all the members are nonpayment. The present structure has a not suitable portion in the present condition of Japan. We must recognize and be faced with the issue that we are “embedded” in the system which called pension system.

4 章 2008 年金融危機とサブプライムローン問題の本質

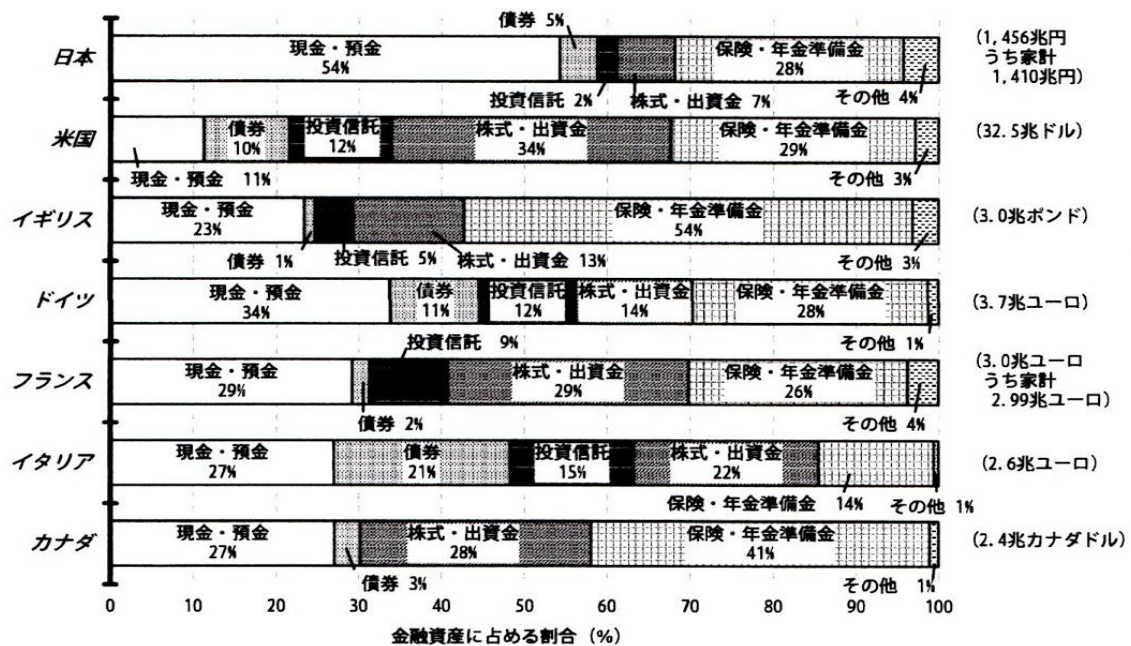
—weak ties との関連性—

池田尚多朗 松岡那苗 桑原留美

1. 本稿の目的
2. 投資銀行とその変化
3. 7つの要因と tie との関連性
 - 3—(i) 7つの要因
 - 3—(ii) weak ties of strength
4. 投資銀行と格付け機関
 - 4—(i) 投資銀行 —大量証券化のしくみと意図—
 - 4—(ii) 格付け機関 —なぜリスクが高い証券にトリプルAをつけたのか—
 - 4—(iii) 投資銀行と格付け機関の weak ties
5. まとめ

1. 本稿の目的

2008 年サブプライムローン問題から派生した金融危機。この金融危機は世界に波及し、多くの国の経済を揺るがす大事件へと発展した。2013 年となった現在でも、その影響を引きずっている国は多くある。なぜこのような事態に陥ったのだろうか。本稿では金融危機の大きな引き金役となった欧米の投資銀行を中心に、マーク・グラノヴェッター (Mark Granovetter) が提唱した「weak ties」との関連性に触れつつ、その根本的な原因を究明していく。

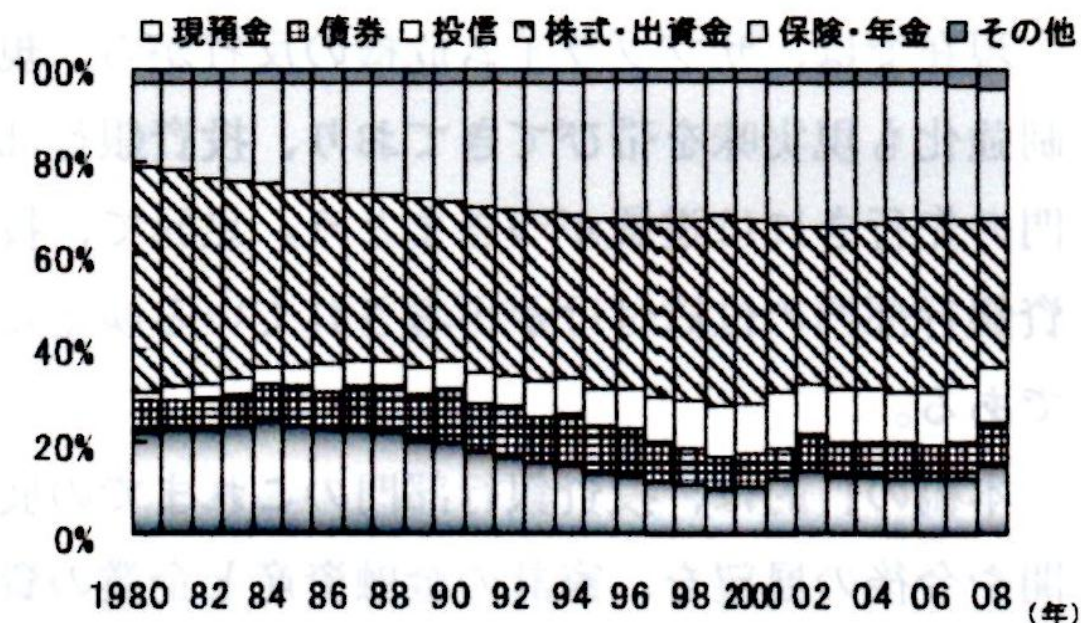


日銀資金循環統計 2003年12月

図1-1 各国の家計金融資産

2. 投資銀行とその変化

まず、投資銀行 (Investment Bank) とはそもそも何かについて述べていく。投資銀行とは証券取引免許を持つ金融機関で、端的に言うと機関投資家ならびに大投資家向け証券会社であり、社債、株式の引受、M&Aの仲介などをオーソドックスな業務としている。1929年の世界恐慌の教訓から1933年にはグラス・スティーガル法が制定され、個人から預金を集めて企業に融資する商業銀行と証券の売買を行う投資銀行は一線を画す存在となっていた。1980年代前後から米国を含めた先進国における高齢化が進み、年金や保険などの間接的なリスク性資産への出資が増大し始めた。また、各国の借入金、株式、債券などの資金調達構造の中で、借入金が大きく低下することが予測された。その中で、銀行借入から直接金融である市場調達へと変化する企業の資金調達構造に対応することが、各金融機関に迫られた。



みずほ総研論集 2009 年Ⅲ号

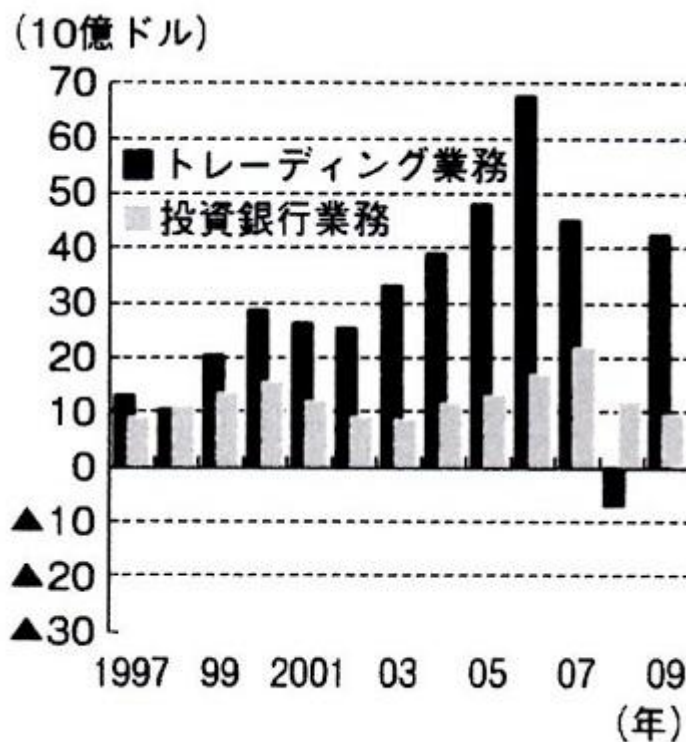
図 2-1 アメリカの家計金融資産構成の推移

グラス・スティーガル法は金融機関が高い利益を得ることを防ぐ法律だったが、1980年代に入ると金融緩和の流れで、この法律は徐々に緩和されていった。そして99年、ついにグラム・リーチ・ブライリー法（GLB法）が制定されたことにより、証券と銀行の兼業禁止が撤廃された。これによって金融の自由化が進み、さらに直接金融に投資が集まるようになり始めた。そうして大陸欧州を含めた多くの金融機関で投資銀行部門の強化が図られるようになり、次第に競争が激化していった。その結果、投資銀行のオーソドックスな業務の収益性は低下していった。2000年代に入ると、投資銀行の中核的業務はそれ以前のものとは変化していく。その中核的業務となったものは、証券化商品の組成・販売、債券・株式の自己売買などのセールス&トレーディング業務といった革新的な業務であった。またヘッジファンドなどの機関投資家の需要が増大し始めたことで、投資銀行の新たな収益機会が生まれることとなる。

機関投資家が台頭した背景として4つの理由が挙げられる。1つ目は家計金融資産における年金や投信の比重が高まっていることである。その理由として、主要国の高齢化が今後も上昇すると予想され、また各国政府が公的資金の不安から企業年金、個人年金などの私的年金を奨励する政策を展開していることが挙げられる。2つ目は年金基金が利回り向上を目的に別の機関投資家の運用商品に対して投資をし、機関投資家同士の投資が増大している点である。3つ目は富裕層の増大である。ヘッジファンドへの投資家の多くは100万ドル以上保有する富裕層である。2000年に約700万人い

た富裕層は 2007 年には約 1000 万人まで増えている。4 つ目は新興国の台頭によって石油を原資とした UAE のアブダビ投資庁などの国家ファンドであるソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）の拡大である。SWF は全機関投資家の投資額の 25% を占めるほど非常に大規模な機関投資家である。

そして年金基金、投信などは高利回りを追求してヘッジファンドといった機関投資家に投資し、さらにはハイリスクがあるサブプライム関連証券にも投資を拡大させ、大手の投資銀行は住宅ローン担保証券の組成・販売に向けて、住宅ローン購入や住宅ローン会社を傘下に収めるようになった。また、クレジットブームの相乗効果により低金利と豊富な流動性が相俟って投資銀行は隆盛を迎えた。下図のようにゴールドマンサックス、モルガン・スタンレー、メリルリンチの大手投資銀行 3 社を合わせた業務収入の中でトレーディング収入が 6 割を占めた。



みずほ総研論集 2010 年Ⅲ号

図 2-2 アメリカ大手投資銀行業務収入推移

順調に思われた投資銀行だったが、2007 年 6 月に米国大手投資銀行ベアスターンズ傘下のヘッジファンド 2 社の清算、同年 8 月に仏国 BNPパリ傘下の資産運用会社 3 社の資産凍結など証券化市場の混乱が相次いで発生した。また、機関投資家は市場や金融機関経由の借入に投資資金の多くを依存し、レバレッジを効かせた投資を行っていたため、資金調達が困難となってしまった。このように、世界に流動したサブプラ

イム証券は徐々に焦げ付いていき、最終的に世界を揺るがす金融危機の発生へと繋がった。

3. 7つの要因と tie との関係性

上記した 2008 年金融危機を産んだサブプライムローン問題を引き起こした要因として、様々な学術的研究を以下の 7 つに要約することができる⁶。

- ①サブプライムローンを低所得者層に大量貸付したモーゲージバンカー⁷
- ②サブプライムローンを証券化して世界中で大量に販売した投資銀行
- ③リスクが高い証券にトリプル A の格付けを付与した格付け機関
- ④ハイリスク投資を拡大させたヘッジファンド
- ⑤住宅市場のバブルを放置したグリーンSPAN連邦準備制度理事会（F R B）前議長
- ⑥レーガン大統領以来の「新自由主義」経済
- ⑦強欲さと倫理観の欠如

以上 7 つの要因を挙げたが、私たちはこれらの要因とグラノヴェッターの論文にある tie との関係性について考察し、そこから 2008 年金融危機の本質に迫ることを試みた。以下、その関係性の考察を述べてゆく。

3—（i）The Strength of Weak Ties

7つの要因と tie との関係性について論じる前に、tie とは何かについて触れる。tie とは社会学者マーク・グラノヴェッター (Mark Granovetter) が 1973 年に提唱した“The Strength of Weak Ties”（弱い紐帯の強さ）にて用いられた、人と人とのつながりの程度を示す紐帯のことである。グラノヴェッターによると、情報収集や情報伝達などの際は家族や恋人など常に親しくしている人々との絆（strong tie）ではなく、知り合いやたまに会う友人など、接触頻度が比較的に低い人々との絆が有効であるという。

我々はこうした weak ties がサブプライムローン問題にも関係しているのではないかと考えた。

3—（ii）2つの関連性の考察

weak ties の特質と 2008 年金融危機について考えた結果、金融会社同士に weak ties が働いていたのではないかと考察した。金融会社同士がお互いの利益を最大限に引き出すために weak ties を巧みに使い、有益な情報を共有するというビジネスを行う。そ

⁶ 尾崎弘之『投資銀行は本当に死んだのか—米国型資本主義敗北の真相』日本経済新聞出版社（2009）より。

⁷ モーゲージバンカーとはローンの貸し出しを専門に行う銀行のことであり、商業銀行と違い預金はできないノンバンクのことである。

の結果、明らかに危険な商品であるサブプライム証券は、あたかも利益があるように見える商品へと変化した。最後は、**weak ties** で繋がっていた人たちが意図的にこの危険なビジネスから手を引くことによって、2008 年の金融危機は勃発したのではないだろうか。

この考察を検証する上で、サブプライムローン問題の被害を拡大させた犯人であると言われている投資銀行と、その業務を可能にさせた格付け機関との関係に特に注目した。以下、これら 2 つの機関の間の **weak ties** を検証し、最後にサブプライムローン問題の本質に迫る。

4. 投資銀行と格付け機関

2 つの金融機関の関連性について考察する前に、それぞれの金融機関の仕組みを明らかにする。

4—(i) 投資銀行 —大量証券化のしくみと意図—

証券化とは企業が保有する様々な資産を取り出し、その資産を裏付けに証券を発行することであり、主に貸出債券や住宅ローンが対象となる。まず資産の所有者であるオリジネーターが自身の資産を S P C（特別目的会社）に売却し、S P C が買い取った資産を証券化する。そうして作成された証券と投資家との橋渡し役（アレンジャー）が投資銀行となっていた。アレンジャーである投資銀行は管理機関であったサービサーや信用補完機関など、証券化に関わるあらゆる機関を調整し、証券化全体を取りきる。

証券化ビジネスは、「商品化させる能力」「販売する能力」の 2 つの能力が求められ、そうした能力に抜きん出ている投資銀行がイニシアチブを取れるビジネスであった。そこで投資銀行は、得意の証券化という金融スキームを、信用力の低い個人向け住宅ローンビジネスであるサブプライムローンに持ち込むことにより、リスクを減らしながら期待リターンを得たいという投資家のニーズに答え、顧客基盤の拡大を図った。

ここで住宅ローンビジネスの証券化について簡単に触れる。住宅ローンビジネスとは住宅ローンや債券が商業銀行やローン会社にストックされ、定期的に金利が入るストックビジネスのことであり、このストックビジネスに介在しているのは商業銀行やローン会社などに限定されていた。しかし上記のとおり、住宅ローンの 1 つであるサブプライムローンも投資銀行によって証券化され、市場製品で価格が変動する有価商品へと変化した。その有価商品を市場で売買することでキャピタルゲインを得ることが可能になるフロービジネスに変わることにより、証券会社や運用会社などもビジネスに介在できるようになった。サブプライムローン問題が世界中に広がった要因は、この証券化が原因であると考えられる。

4―(ii)格付け機関 ―なぜリスクが高い証券にトリプルAをつけたのか―

サブプライムローンが債券化され、他の債券や投資信託など多くの商品と共にポートフォリオとして組み込まれていた。こうした金融商品に対して、明らかに甘い格付けを行って値段を吊り上げ、投資家の購買を誘っていたのが格付け機関である。

以下、その仕組みについて触れていく。まず、格付け機関とは、公共団体や企業が発行する債券について、発行体の財政状況などを総合的に分析判断し、特定の債券に対する発行体の元金支払い能力を記号や数字を用いてランク形式で発表する民間企業のことである。

ムーディーズやS & P（スタンダード・プアーズ）など主要な格付け会社は、リスクのあるサブプライム関連商品に対して不当な高い格付けを行っていた。サブプライムローンの焦げ付きが増えだし、問題が表面化し始めた 2007 年の秋以降、彼らはようやくサブプライムローンに関連する金融商品の格付けを一斉に下げ出した。サブプライム関連商品の危険性がようやく発覚したころには、既に世界を揺るがす大問題となっていた。

ただ、格付け会社の発表する格付けの公正さや正確さには、以前から疑問の声が挙がっていた。その象徴的な事例として、2002 年度に格付け会社ムーディーズが日本の国債をボツワナ国債よりも低い評価をしたというものがある。先進国最大の赤字国債を抱えているとはいえ、日本よりGDPが日本の約 500 分の 1 しかないボツワナの国債が高い価値を持つとは素人でも考え難い。ボツワナ程度の経済基盤だと周辺諸国の情勢によって経済破綻が引き起こされる可能性もあるが、日本が破綻するということとはあり得ない。なぜなら、日本の赤字国債はほとんどが日本国内で購買されており、外貨建ての債務はほとんどないからである。こうした事例もあり、格付け会社の信用性は以前から疑われていた。しかし、こうした不確実性が噂されていたにも関わらず、多くの投資家が格付け会社を信用してサブプライム関連商品を購入していた。

4―(iii)信託銀行と格付け機関の weak ties

なぜ第三機関として客観的に働くべき格付け会社が、こうした自身の信用を下げかねない行為をしたのであろうか。調べればすぐにわかるようなサブプライム商品を、本気で安全で健全なものであると評価したとは考え難い。

私たちは、ここに投資銀行と格付け機関の weak ties が隠れていると考察する。格付け会社にとって大手金融機関は大事な顧客、大きな利益源である。となると大手の金融機関が販売する金融商品なら甘い格付けを行うという「手心」を加える動きが出るのも、ある意味自然であろう。お互いの利益拡大という共通の目的を据えて投資銀行と格付け会社の間に存在した weak ties は、人の欲望を叶えるために都合良く使われたのではないだろうか。

5. まとめ

「バブルは崩壊して初めてバブルだとわかる」という格言があるが、まさにサブプライムローン問題もその状態であった。結局は欲望のために状況が読めなくなってしまう人の弱さに起因していると考えることができる。しかし、そうした欲望という人の弱さを引き出したものに、根本的な要因があるように思う。つまり、新自由主義社会の暴走が、この問題の要因ではないかと考える。レーガン大統領以来自由主義が発達し、これによって高度資本主義社会へと変わっていった。その中で「自分さえ儲けることができればいい」という人々の欲望が増幅されたと考察する。

もともとは共同体を作るものとして社会の中で生まれた経済が、新自由主義以降、お金儲けのための経済と変わってしまった。2008 年金融危機は、顧客と企業との間にあるべき **weak ties** が失われた経済の限界を象徴する事件だったのではないだろうか。この事件を教訓として、経済の在り方について今一度考えることが、資本主義社会に生きる現代の私たちに求められている。

参考文献

- ・尾崎弘之『投資銀行は本当に死んだのか—米国型資本主義敗北の真相』
日本経済新聞出版社 2009 年。
- ・倉部康行『投資銀行バブルの終焉—サブプライム問題のメカニズム—』
日経 B P 社 2008 年。
- ・西村信勝『外資系投資銀行の現場』日経 B P 社 2005 年。
- ・A・ファイト著 銀行経営研究会訳『格付けゲーム—格付会社の光と影—』
シュプリンガー・フェアラー株式会社 2003 年。
- ・[みずほ総合研究所](#) (2013 年 6 月参照)。
- ・[日本銀行ウェブサイト](#) (2013 年 6 月参照)。
- ・[検索 「格付け機関」 Buzz words 用語解説](#) (2013 年 7 月 16 日参照)。
- ・[検索 「挺身隊」 コトバンク](#) (2013 年 7 月 16 日参照)。

Economic Crisis in 2008 and the Essence of Subprime Mortgage Problem

Ikeda Naoaki Matsuoka Nanae Kuwahara Rumi

Economic Crisis in 2008

The world economic market is always in the middle of “Storm of confusing”. As regard in this confusing situation, we consider to study financial crisis happened from subprime mortgage crisis in 2008, referring function and essence of investment bank and rating agency, which these actors apparently related with this crisis.

We would like to explain about investment bank and rating agency plainly. Investment Bank is finance institution which has qualification of securities trading and issue cooperate bond and stock. And it improved system integration in accordance with the flow of time. For example, they deal with the non-cultural tasks such as selling securitized paper or selling and trading works regarding with institutional investor, hedge fund increased.

Furthermore, investor kept investing derivative based on a good interest from background of enlarging the scale of institutional investor and increasing wealthy people, and expanded invisible bonded-tie all over the world.

As investor expanding the scale of investment to securities of subprime mortgage with high risk and disseminate invisible toxics commodity.

Investment Bank and Rating Agency

Whereas, rating agency is private enterprise which “*comprehensively*” analysis financial condition of issuers about bond or stock and quantify ability whether they can pay on their mortgage or not. The most important point is that it is private enterprise which sways the destiny of companies and it pursued profit and kept rating. The aspect of “private enterprise” worked to bad way and therefore made the rate of subprime mortgage be higher than real and made people notice that these are bad debt. How did rating agency deal with this worst situation? — they suddenly rated questionable commodity down.

There, both investment bank and rating agency which tried to be “god” badly unioned together and financial crisis had happened.

Weak Ties between Financial Companies

And we here came to recognize “weak tie” is completely related with financial companies, such as they skillfully use to the fullest each other for profit and do business to share profitable information. However, no one expect that this relationship between weak tie and financial cooperation is too complicated to take back more than use each other for profit. After all, we systemize things it originally cannot systemize and we basically had no knowledge to recognize the essence of weak tie but focusing on base of the profit, subprime mortgage, the worst problem, had happened.

Weak Ties between Investment Bank and Rating Agency

When it comes to weak tie with rating agency more, no one know the truth why major rating agency such as Moody’s Investors Service Inc. and Standard Poor’s rate subprime mortgage related commodities a good debt if they strived to take time to search all resources and information and rated them. But here, we are apparently able to see combine the relationship between authority “weak tie” and them. And fundamental profit of rating agency is major financial institution, it is nature reason which they rate softly to customer. Although they should be third party, this fundamental circumstances let them centered of weak tie. Plus, the “tie” surrounded by them is also tied up to effective financial institution at the same time, so they have power to make crisis easily if they take a wrong step.

Conclusion

In this way, effective financial institution have had the idea of “*All things would be fine if I only can earn money.*” Economic subject moved from people to institution, people to system. Even if computational finance exist and superficially quantify financial system, we think that fundamental subject in economy is “a connection between people” and they taking use of greed made financial crisis happened. Therefore, subprime mortgage seemed that it was statue of limitation of economy which lost weak tie that should be included between companies and customers. Through these man-made disasters we should consider how actor at financial industry should essentially be and do.

第2部 B・アンダーソンの『想像の共同体』と

日本のナショナリズム

5章 竹島領土問題

手塚美有紀 高野純一 成田智洋 後藤早紀

1. はじめに
2. 領土問題の始まり
3. 両国の見解
 - 3―(i) 日本の見解
 - 3―(ii) 韓国の見解
4. 討論メモ
5. 竹島とナショナリズムについて考える

1. はじめに

近年、竹島の領土問題が日本、韓国の両国間で非常に敏感な問題として我々の眼前に立ち塞がっている。両国ともに妥協などみじんも考えずに、お互いの主張を通そうとするばかりで対話は水掛け論となり進展を見せない。竹島問題に解決への道はあるのだろうか。

竹島問題の歴史的背景を確認した後に、日本と韓国、両国の竹島に対する見解を日本の外務省、韓国の外務省を公式見解とみなし、要約する。なお、ここでは、わかりやすくするために「竹島」と表記する。

2. 領土問題のはじまり

まずは、竹島の領土問題がなぜ顕在化してしまったのかをあきらかにする。1951年に発効されたサンフランシスコ平和条約にて竹島は日本領に編入された。しかし、それに反発した当時の韓国の李承晩大統領は「李承晩ライン」を布告決定し、竹島を韓国領に取り込んだ。それ以来、日本と韓国の竹島に対する見解に争いが生じた。韓国は李承晩ライン以来、竹島を武力によって実効支配している。日韓基本条約の中には、李承晩ラインの失効を含んでいたが、状況は何も変化せず、韓国が竹島を支配したままである。

さて、歴史的背景を確認したところで、次は日本と韓国、それぞれの竹島に対する見解を簡単に要約しておく。まずは日本から見ていく。

3. 両国の見解

3―(i) 日本の見解

日本は竹島を日本固有の領土として主張している。時を遡ると、今でいう「竹島」はもともと「松島」と「鬱陵島」が「竹島」と呼称されていた。それがヨーロッパの探検家の測量などによって一時期混乱が起きた結果、今の「竹島」となった。竹島を認識していた証拠として、日本の外務省は長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』（1779年）を取りあげ、日本が古くから竹島を認識していたことを主張する。また17世紀の半ばには正式に領有権を得ていたことを竹島（当時の鬱陵島）への渡航免許を幕府が配布していたことから強調している。さらに1905年には明治政府は竹島を公式に日本領として編入すること決定している。これら他の諸々の出来事から竹島は日本の領土であるとするのが日本の公式見解である。

3―(ii) 韓国の見解

次に韓国の見解はどうであろうか。一言でいえば、「独島（竹島の韓国名）」は韓国固有の領土であるとしている。韓国では竹島ではなく「独島」である。また韓国領には鬱陵島があり、その中に独島の含まれていたとするのが、韓国政府の基本的な立場となる。韓国の歴史上初めに独島（鬱陵島）が登場するのは、6世紀初頭、512年、新羅が于山国を服属させた時からである。その後も、15世紀に于山国の領土に于山島（現在の独島）が含まれていたことから、独島は歴史的に韓国領であったと主張する。さらに韓国からすると、独島は韓国固有の領土であり、日本がどう主張しようと正当性はなく、そもそも領土問題は存在しないと発言している。

このように日本と韓国では竹島に対する見解が大きく異なっている。両国が領有権を主張するために、互いに相手の主張の矛盾らしき点を指摘することで、相手の主張の歴史的基盤を足場から崩そうとする論戦が繰り返されている。しかし、過去のことは我々にははっきりとした証人を引き出すこともできないので、論戦は堂々巡りで、進展は見られない。

4. 討論メモ

●日本の戦争行為は侵略だったのか。

日本の、アジア太平洋戦争における行為は「侵略」だったのか。「村山談話」は、日本の侵略行為を謝罪すると言った内容の声明で、日本の公式見解として継承されてきた。しかし、安倍首相は村山談話を継承しないとも解釈できる発言をしている。戦争期では日本の植民地支配は、アジアが西洋に対抗するために共同体を築き上げなくてはならないと理由によって行われたので、当時の政治家、軍人にとっては崇高な目的の達成でしかなく、侵略とは捉えていなかっただろう。我々はどう考えるか。

●ナショナリズムの解体は可能か。

ナショナリズムを構成することは危険性を帯び、一種の害悪なのではないかと考える。では、ナショナリズムの新しい方向性はあるのだろうか。なかなか見えてこないが、領土問題は明らかにナショナリズムを強化する懸案事項である。韓国の李明博前大統領は任期終了直前に竹島に上陸し、韓国国内のナショナリズムに火を着け、政治的思惑が垣間見えた。国家という枠組みがある限り、ナショナリズムは政治上の道具として扱われ、姿を現し続けるのではないだろうか。

●領土問題は解決可能か。

竹島の具体的な解決案として、かつて金鐘泌（キム・ジョンピル）は「竹島爆破論」を提案した。もちろん実行はされなかったが、究極の棚上げ論である。現実的には棚上げ論か戦争かの二択になってしまい、現実は厳しい。我々の中で、いつそのこと長期間、竹島を放置し、無干渉地帯にしてしまうという案も出た。しかし、実行支配している韓国がそれを認めるとも思えないと考えられる。

5. 竹島とナショナリズムについて考える

ここからは、ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』のコンテクストに沿って竹島に関して、ナショナリズムについて我々の考察を述べたい。

竹島は政治家にとっていい道具である。そもそもナショナリズム自体がステートにとっていい道具であり、具体的に言うと、ナショナリズム感情に訴えかけるうえでいい起爆剤となるのが、この竹島の存在である。

李明博前大統領は支持率が低迷し、政治の先行きが全く見えない中(任期も終了間近ではあったが)、韓国大統領としては初めてとなる竹島上陸を強行した。その際、支持率が多少上昇したとのデータもあるそうだ。

日本に目を移すと、尖閣諸島を東京都が購入することでナショナリズム感情に火をつけようとした石原慎太郎がいる。尖閣諸島購入によって東京都庁に寄せられた寄付金はおよそ 14 億円にも上る。それほどまでにナショナリズムの求心力が強力で、それを喚起するために領土問題が有効な媒体となることを証明している。

今まで挙げた解決方法としては、爆破、棚上げ、武力行使つまり戦争、協議による解決（これは日本と韓国のみで行うか、第三国を交える形で行うか、それとも国際司法裁判所に持ち込む形がある）などがある。しかし、どの方法をとろうにも進展は見せない。

ここまで進展を見せないのは何が問題なのか。それは、「地図」にはあるにもかかわらず、そこには「想像」が行き渡らない、つまり「均質で空虚な時間」を共有する人間が住んでいなかった、そして今もこれからも住まないだろうことである。よって解決方法としては、独自の見解に基づいた恣意的な主張を押し通すしかない。歴史を、文献を根拠に妄想するしかない。そこには実体はない。我々は机上の論を振りかざし、舌論を繰り広げるしか選択肢はない。だから、竹島問題は、両国がよほど歩み寄って、妥協に

妥協を重ねないと解決の糸口は手繰り寄せることはできない。

参考文献

- ・ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』
NTT出版株式会社 2004 年
- ・新崎盛暉、岡田充、東郷和彦、最上敏樹『領土問題の論じ方』岩波書店 2013 年。
- ・[日本外務省ホームページ。](#)
- ・[駐仙台大韓民国総領事館ホームページ。](#)

6 章 尖閣諸島問題

大澤章 重田尚子 永田彩 吉田有里

1. 本稿の目的
2. 歴史的背景
 - 2―(i) 日本の主張
 - 2―(ii) 中国の立場
3. 尖閣諸島国有化について
4. 討論メモ
5. まとめ

1. 本稿の目的

尖閣諸島は、東シナ海の南西部にある島嶼群である。尖閣諸島問題は、日本が自国領土とする尖閣諸島について、1971 年から台湾と中国が領有権を主張していることに関する日本と台湾及び中国との間の外交問題である。位置関係は図 1－1 参照。

2012 年 4 月石原元都知事の尖閣諸島購入宣言を皮切りに、都が国民に寄付金を求めた際、約 14 億 2 千万円もの金額が集まった。なぜ同問題に対して日本人はこれほどまでの姿勢を示したのだろうか。尖閣諸島問題は単なる領土問題でなく、我々が日本人のナショナリズムを捉えるためのひとつの切り口となるはずである。本稿ではその歴史的経緯を概観したのち、民主党野田政権による尖閣諸島国有化などに着目し、この問題について考え直していきたい。



図 1－1 尖閣諸島の地理

2. 歴史的背景

この節では、尖閣諸島に関する日本側と中国側の主張がどのようなものか歴史的背景から整理をおこなう。

2－（i）日本の主張

尖閣諸島は明治維新後の琉球処分により琉球王国が日本の沖縄県となると同時に沖縄県の地図に記載されるが、正式に日本領に編入されたのは日清戦争中の 1895 年 1 月 14 日。日本政府は尖閣諸島の領有状況を 1885 年から 1895 年まで調査し、世界情勢を考慮したうえで隣国の清国など、いずれの国にも属していないことを慎重に確認したうえで閣議決定し沖縄県に編入した。

尖閣諸島を開拓したのは、福岡県八女市出身の実業家古賀辰四郎。1870 年代後半に八女茶の販路拡大のために沖縄に進出し、高級ボタン用の夜光貝の輸出で富をなした古賀は、東シナ海の島の開拓にも乗り出し、1895 年に政府から尖閣諸島を 30 年間の期限付きで無償貸与され、鰹節工場やアホウドリの羽の加工場を設け、アホウドリの羽毛の採取や海鳥の剥製の製作、そして鰹節の製造などが行われた。特に鰹節の製造は島の基幹産業となり、最盛期、同島には 99 戸、248 人もの日本人が暮らしていた。しかし南洋諸島からの安価な製品が出回るようになると経営が苦しくなり、米軍の沖縄侵攻の可能性があり鰹節工場は閉鎖され 1940 年に無人島となった。その後、妻が所有し、1970 年代に埼玉県内の親交のあった人物に約 4,600 万円で売却。久場島と大正島は 1978 年まで在日米軍が射爆撃場として使用していた。

尖閣沖の資源開発をめぐるのは、最初に関与する権利である先願権を、大手商社の双

日が 72.2 パーセントを出資する「うるま資源開発」が握っているが、何がどのくらいあるのか、正確には把握できていないという。

日本は、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土であり、領土問題は存在せず、解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない、とする立場を取っている。日本の国内には民間レベルで灯台の建設を進めたり、定住したりしようとする計画もあるが、日本政府はそれを押し留めている。外務省が中国に対して弱腰であるという意見も存在する。

第二次世界大戦敗北後、尖閣諸島は沖縄の一部としてアメリカ軍の支配下におかれた。その後の 1951 年のサンフランシスコ平和条約と、1971 年の沖縄返還協定において、「尖閣諸島」の名は登場しないものの、規定に記された「琉球諸島および大東諸島」の定義では沖縄県の経度・緯度が明記され、そのなかに尖閣諸島は含まれている。これらの条約が結ばれる間、中華民国も中華人民共和国も尖閣諸島について抗議したという記録は残っていない（中国は抗議したと主張している）。日本が法的に尖閣諸島を領有していると主張するいわれはここである。

2— (ii) 中国の立場

1968 年 E C A F E（国際連合アジア極東経済委員会）の報告により、尖閣諸島海域に石油の埋蔵量があることが発覚した。この出来事が、中国が尖閣諸島領有を主張する契機となった。1972 年に日中の国交が回復されたため日本は台湾とでなく、尖閣問題について中国政府と対峙していくこととなった。1972 年の 12 月には、中国側が「魚釣島などの島嶼は、昔からの中国領土である。それは琉球、つまり現在の沖縄に属するものではなくて、中国の台湾に付属する島嶼であった。日本政府は、日清戦争を通じて、これらの島嶼をかすめとり、更に、台湾とそのすべての付属島嶼の割譲という不平等条約に中国を調印させた」という声明を出し、尖閣諸島が沖縄でなく台湾の一部であることを主張し始めた。

しかしその後しばらく中国は尖閣問題を日中関係の正面に持ち出すことをやめた。1972 年の日中国交回復や、1978 年の日中平和友好条約署名などに明らかなように、毛沢東と縁を切り経済開発への舵をとりはじめた当時の中国にとって、島の領有権よりもまず日本と正常な国交を結ぶことのほうが先決だったからである。周恩来や鄧小平はそれぞれの局面で、「今回は話したくない」「このような問題については、今は突き詰めるべきではない」といった「先送り」「棚上げ」の姿勢を示している。

しかし 1992 年 2 月、突如中国政府は「中華人民共和国領海および隣接区域法」により、「台湾及びその魚釣島を含む付属諸島は中華人民共和国に属する島嶼である」と規定した。その後 1996 年、日本が北小島に灯台建設したことに対して、香港・中国・台湾で抗議デモが起こった。2000 年、日中漁業協定の「北緯 27 度以南の協定水域においては既存の漁業秩序を維持する」という規定により一時沈静化したものの、2004 年に

魚釣島に7名の中国人活動家が上陸し沖縄県警に拿捕、2日後には上海へ強制送還された。

2008年12月、中国の海洋調査船2隻が尖閣諸島沖の領海を9時間半航行した。劉建超外務省報道局長は「魚釣島は古くから中国の領土。中国の船舶が中国管轄の海域で正常な活動を行うことが非難される余地はない」、「中国船の活動は完全に合法」だと発言した。孫書賢国家海洋局海監総隊副隊長も、「領有権の争いがある海域では国際法上「効支配」が有効。中国も管轄海域内で存在感を示し、有効な管轄を実現しなければならない」と、強硬な姿勢を見せた。

3. 尖閣諸島国有化について

この節では、尖閣諸島の最近の情勢である日本の尖閣諸島国有化の問題を取り上げる。国有化までの流れの詳細は「日本の尖閣国有化をめぐる動き」という年表3-1を参照。

尖閣諸島国有化は、2012年4月当時東京都知事であった石原氏の発言に端を発する。石原氏は訪米中に尖閣諸島購入について発言をした。これによって尖閣諸島購入計画が動き出し、東京都では尖閣諸島購入の寄付金を集め始めた。その額は最終的に14億2千万円にも上った。

この石原氏の動きに押されるように、民主党野田政権も「尖閣諸島を平穏かつ安定的に管理する観点から検討していく」と7月7日尖閣諸島の国有化を正式に表明した。9月3日には国が地権者から20億5千万円で購入することが決定した。

国有化が閣議決定する数日前9月9日にAPECの会場で胡錦濤主席は野田元首相に「国有化は違法だ」と主張していた。中国ではこの秋に胡錦濤体制から習近平体制に代替わりする共産党大会があった。その党大会を見越して胡錦濤主席は日本側に尖閣諸島への慎重な対応を求めていたのだ。しかし、日本側はこの訴えをうけた2日後の9月11日に尖閣諸島の購入を閣議決定し、所有権を国に移転した。これにより主席の顔に泥を塗る形となり、中国での反日デモは激化した。

東京都は集めた寄付金をもとに尖閣諸島の湾岸整備などを求めているが、政府は今後の日中関係を考えてこれ以上中国側を挑発しないためにも、現状維持の姿勢を打ち出している。

2013年6月25日に元首相の鳩山氏が香港のテレビに「中国側から見れば尖閣は盗んだと思われても仕方がない」という発言をしていた。この言い方は日本の元首相の発言として問題がある。しかし彼のそのような発言の背景には「日本政府のかたくなな態度が続いてしまえば日中関係をますます厳しくする」という考えがあり、その危険性は確かにあるだろう。

1982年イギリス、サッチャー政権の際に起きたフォークランド諸島のアルゼンチン対イギリスの戦争もアルゼンチンが始め先占という強硬な姿勢に出て、イギリスもそれに応ずる形で戦争に発展してしまった。日本側も中国側も強硬で実行支配にどちらかが

踏み切ることで争い・戦争は免れないだろう。強硬手段をとることで行きつく先が戦争ならば、なにか妥協案も考える必要があるのではないか。これまで日本政府は領土問題自体が存在していないという姿勢で対応し、また中国側も日中関係を優先し、領土問題に関しては「棚上げ」という姿勢であった。日本が領土問題について強硬な姿勢に出れば出るほど、中国側の反日感情が高まり、日中関係の悪化が生じている。

年表 3-1 日本の尖閣国有化をめぐる動き

- 4月 16 日 東京都の石原知事が尖閣諸島購入を表明⇒寄付金を募集（猪瀬氏の発案）
- 5月 13 日 温家宝首相との日中首脳会談で尖閣めぐり応酬
- 18 日 野田首相、関係者に尖閣国有化の検討を指示
- 6月 7 日 丹羽中国大使が英紙に「(都の購入は) 日中関係に極めて重大な危機を招く」と述べ、外務省が注意
- 7月 7 日 首相、国有化方針を正式表明 盧溝橋事件の日⇒反日感情刺激
- 11 日 日中外相会談で国有化方針を伝達
中国の漁業監視船 3 隻が領海に侵入
- 8月 15 日 香港活動家ら 7 人が尖閣上陸し、逮捕。後に強制送還
- 19 日 石原知事と首相公邸で秘密会談
- 17 日 都の尖閣上陸申請を国が不許可
北京で丹羽中国大使の車が襲われる
- 下旬 首相、尖閣国有化を最終決断
- 31 日 山口外務副大臣が訪中し、首相の親書を渡す
- 9月 3 日 国が地権者と「20億5千万円」での購入で合意
- 4 日 長島首相補佐官が石原知事に施設整備しない方針を伝達
- 9 日 首相、APEC会場で胡錦濤国家主席と尖閣で応酬
- 10 日 関係閣僚会合で尖閣諸島の国有化を決定
- 11 日 尖閣購入を閣議決定。所有権を国に移転
- 14 日 過去最大規模の中国の海洋監視船 6 隻が領海侵入
- 21 日 民主党代表選で再選
- 23 日 中国交正常化 40 周年記念式典が中止に
外務省の河相事務次官を北京に派遣

3. 討論メモ

胡錦濤主席が日本の尖閣諸島国有化に関して APEC で反発してきたのに対し、日本側が数日後には尖閣諸島購入をおこなったのは日本の中国情勢への無知に原因である。中国側は党大会を控え、党内の権力闘争も絡んでいたため、国内に強硬姿勢を示さな

くてはならなかった。

●日本はもっと中国情勢について把握し、戦略的に対応していくべきである。

国際法的には尖閣諸島は日本の領土である。中国は国際法に違反している部分が多い。

●国際司法裁判所に持ち込めば、日本が勝つことがわかっているため、中国側も裁判は拒否している。

●妥協はすべきではない。少なくとも記録に残るようなことをすると日本に不利になる。記録に残ると「忘却」ができなくなる。

●長期的なものより（教育、制度など）まず短期的な（外交戦略など）ものから実行すべきだ。

4. まとめ

日本が現在、尖閣諸島問題において中国に対して強硬な姿勢で示すことでなにかメリットはあるのだろうか？領土問題というのは、かたくなに強硬姿勢を貫き通すと、戦争を引き起こしかねない。自国の領土であるという主張はしっかり持つべきである。しかし、安易に反日感情を煽るようなことはすべきではないだろう。

日本において尖閣諸島問題というのは、ナショナリズムの高揚で国内の支持を集めようと利用されているのではないか。つまり政治のツールとして利用されているのではないか。実際、石原氏が尖閣諸島の購入を呼びかけ寄付金として14億2千万という巨額なお金が集まった。民主党野田政権も弱腰外交と見られたくないため、国有化に踏み切った節もある。このようにナショナリズムで以て、国内の支持や団結を得ようとしている。想像の共同体にもあったように、ナショナリズムというのは作られた共同体であるということをしっかり認識し、どのように自国のナショナリズムと付き合うかは個々が向き合わなくてはならない問題だろう。「記憶と忘却」を駆使してナショナリズムで固めることは簡単ではあるが、安易に流されるようなことがあってはならない。

参考文献

- ・保阪正康、東郷和彦『日本の領土問題—北方四島、竹島、尖閣諸島—』角川 one テーマ 21 2012 年。
- ・『朝日新聞』2012 年 9 月 26 日 朝刊 2 ページ「尖閣購入『20 億円』都から主導権」。
- ・『朝日新聞』2013 年 3 月 25 日 朝刊 2 ページ「ニュースがわからん！ 尖閣諸島の寄付金はどうなった？」。
- ・『日本経済新聞』2012 年 9 月 28 日 朝刊 37 ページ「尖閣、日本が『先占』」。

7 章 従軍慰安婦問題

池田尚多朗 松岡那苗 桑原留美

1. 従軍慰安婦とは
2. 従軍慰安婦問題の歴史
3. 研究結果から明らかになっていること
 - 3―(i) 慰安所の種類
 - 3―(ii) 慰安婦の多様性
 - 3―(iii) 設置の理由
4. 争点
5. 討論メモ
6. まとめ

1. 従軍慰安婦とは

従軍慰安婦とは 1932 年の第一次上海事変から 1945 年の日本の敗戦までの期間に、戦地・占領地の軍慰安所にて軍人・軍属の性の相手をさせられた女性たちのことである。

2. 従軍慰安婦問題の歴史

まず始めに、日本側の見解としては、この問題は 1965 年に締結された日韓基本条約において、両国間にて解決されたものとして認識されている。その条約内容は、これまで日韓両国間にあった過去のすべての問題を精算することを示している。戦争下では黙認されていた従軍慰安婦の存在が問題化するのには、戦後 30 年以上経った 1980 年代後半のことである。「韓国挺身隊⁸問題対策協議会」などを中心とする韓国の女性運動によって、問題が社会化し、現在では国連の議題にも取り上げられるものとなった。

1990 年に当時の韓国大統領だった盧泰愚元大統領の来日に際し、韓国の女性団体は「挺身隊」問題に対する謝罪と保証を求める共同声明を発表した。その後、1991 年に金学順（キムハクスン）さんらが日本政府に謝罪と賠償を求めて名乗り出た。この際、日本は国家・軍の関与を認めず、この声明を退けた。

しかしその後『朝日新聞』より当時の従軍慰安婦に関する資料が報道されたことがき

⁸ 任務を遂行するために身を投げ打って物事をする組織のこと。元従軍慰安婦は「従軍慰安婦」という言葉を嫌い、自らをこの言葉を用いて示した。

っかけとなり、日本側は当時の官房長官だった河野洋平氏が問題にまつわる談話を公表した。「本件は、当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」と軍の関与を認めている。また、「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と宣言した。

しかしこの後、元従軍慰安婦側から河野談話に対し、以下の批判がなされることになる。

- ①軍の関与は「間接的」だった場合があるとしている。慰安婦の徴収、軍慰安所制度の運用の主体は業者であるかのようなのである。
- ②慰安婦とされていた人たちは日本以外では主に朝鮮半島が大きな比重を占めていたとして、中国人・台湾人や東南アジア・太平洋地域の住民についてはほとんど言及していない。実際ヒアリングも一部の韓国人元慰安婦からしただけである。
- ③多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけたといいながら、お詫びと反省の気持ちを言明したにとどまり、徹底した真相の解明、罪の承認と謝罪、賠償、再発防止措置などが言及されていない。

以上のことが指摘され、この談話で問題が解決することはなかった。

1995 年「女性のためのアジア平和国民基金」が設置され、当時の首相である村山富一元首相の謝罪の文書と民間募金による賠償金、政府出資の医療・福祉支援金が被害を受けた女性たちに手渡された。しかし、これを受け取った女性たちは、少なくとも 1 万人以上いたと考えられている元従軍慰安婦の方のうち 285 名のみであり、韓国・台湾・フィリピンでは多くの女性たちが受け取りを拒否した。受け取った元従軍慰安婦の中でも、日本政府による賠償を別に求めている人もいるという。また、インドネシアでは、同国政府の方針により医療・福祉支援金を含め個人にお金が渡されることはなかった。中国・北朝鮮・ベトナム・マレーシア・シンガポール・タイ・ビルマ・東ティモールは事業の対象にさえなっていなかった。このことから、アジア女性基金での解決はかなり限定的なものであったということがわかる。

3. 研究結果から明らかになっていること

3-1 (i) 慰安所の種類

慰安所には 3 種類あったということが明らかとなっている。

- ①軍が直営する慰安所
- ②業者に経営させる軍専用の慰安所
- ③民間の遊郭等を軍が一時的に指定して利用する慰安所

上記①、②は軍が運営していたと言われている。

①、②のような軍慰安所は記録に残っているだけでも 200 ヶ所存在していた。また、これらの慰安所は戦地・戦場付近だけではなく、国内軍の基地周辺にも多数確認されている。

3―(ii) 慰安婦の多様性

従軍慰安婦には多様な国籍の人がいた。確認できているだけで朝鮮人、中国人、台湾人、オランダ人、フィリピン人、日本人も多くいる。年齢も幅広く、若い場合では 14 歳の慰安婦もいたという。

従事した人の数は 1 万から 20 万人程度と推定されているが、多くの調査研究がなされた今でもその総数は確認できない。その理由として、この問題が 1990 年代になって再び浮上してきたものであるということと、敗戦後、日本政府が組織的に公文書を破棄・隠滅したということが挙げられる。

3―(iii) 設置の理由

軍の資料から見ていくと、その設置の理由は 4 つあることがわかる。

①強姦の防止

日本軍による中国各地での戦闘が一段落すると、将校や兵士による民間人への強姦事件が多発した。日本軍側は、この問題を現地での日本の威信を失いかねない重大問題と見なし、そういった強姦を防ぐために軍慰安所を作るよう派遣軍が指示した。

②性病蔓延の防止

戦地や占領地にも民間の売春宿が存在していたが、売春宿に通うと性病にかかりやすくなると考えられていた。そうした性病による兵力の損失を防ぐために、軍人・軍属専用の施設として従軍慰安婦施設が作られた。ここでは娼婦たちの健康チェックが定期的に行われた。

③兵士たちのストレス解消

日本軍側が特に恐れたのは、戦場で溜まった兵士のストレスが上官に向かって爆発することであった。そうした不満を解消するため、慰安を提供しようとした。特に日本が行なった戦争の場合、大義名分がない侵略戦争であったことがストレスの大きさにつながったのではないかと「従軍慰安婦」を著した吉見善明氏は分析している。

④防諜（スパイ防止）

兵士が現地の売春宿に通うと、そこで女性と親しくなり、軍の秘密を漏らす恐れがあると考えられた。

上記 4 つの理由を示す資料から、軍が慰安所を置いたと考えられる。

4. 争点

それではこの従軍慰安婦問題の争点とは何か。それは大きく以下の2つに分けることができる。

①旧日本軍の関与

国家組織である軍が慰安所を作り拡大していったのか、それとも業者によって拡大されたのか。1993年に公表された河野洋平氏の談話では、軍の直接の関与性について曖昧に説明されている。

②慰安所の強制性

慰安婦であった人々の納得の上での従軍だったのか、あるいは本人たちの意思に反して強制的に連れ去ったのか。日本側は合意の上での従軍であったと主張しており、元従軍慰安婦側は強制的に連れ去られた慰安婦も多くいたと主張している。

5. 討論メモ

- ドイツは第二次世界大戦後、ポーランドやチェコなどの国々に対して個人を対象とした賠償を行なった。一方で日本は中国や韓国などの国々に対して、国に対する援助や賠償を行なった。現在、日本は今でも韓国や中国という周辺国と緊張関係にあるが、ドイツはEUの主力国家として、周辺国から一目置かれる存在となっている。
- 従軍慰安婦問題は国家間の差別の問題であると同時に、ジェンダーの問題でもあろう。日韓間での従軍慰安婦に関する争点は日本軍の関与性と、慰安所への連行を強制したかどうかの2点であると考えられている。しかし、そもそも従軍慰安婦制度を設置したということ自体に問題があると見なされるべきである。女性の社会進出が進み始めた時期に伴って、それまで黙認されていた従軍慰安婦制度が問題化してきたという背景からも、この問題のジェンダー的側面が伺える。

6. まとめ

1965年の日韓基本条約にて解決したと日本側が解釈していた従軍慰安婦に関する事例は約20年後、被害を受けた日本人たちからの訴えで、今に至るまで国家間の関係を揺るがす大きな問題と化している。

討論メモの内容を踏まえると、従軍慰安婦問題を考える上で大切な視点が2つあるといえる。1つ目は、従軍慰安婦問題など国を跨ぐ人権問題は、国と国との間のマクロなやり取りで解決を試みることは不十分であるという視点である。そして2つ目は、従軍慰安婦問題は単なる人種差別問題ではなく、戦争とジェンダーという、男性と女性の性差の問題でもあるという視点である。

1つ目の視点において、日本政府はこうしたミクロな視点で問題解決に臨まなかったがなかったがために、この問題の長期化・泥沼化を生んだのではないかと考察する。

彼女たちに心から謝罪し、残りの人生を有意義に過ごせるよう最大限の援助や配慮をすることと、彼女たちの苦しみが無駄にしないためにも、二度とこうした歴史を繰り返さないよう努力すること。当事者を介さず国家間で簡単に解決を図るのではなく、こうした問題の本質に迫ることが何よりも重要であったように考える。

2つ目に関しては、女性の社会進出が先進国の中でもまだまだ進んでいるとは言えない日本⁹が見落としがちな視点であろう。そもそも慰安婦の存在それ自体が女性を蔑視しているものである。しかし、現在日本側はこうした慰安婦の存在それ自体は問題にせず、旧日本軍が関与していたかどうか、慰安婦は強制的に連行されてきたのかどうかを争点としている。それらを争点とすること自体、おかしい話なのではないだろうか。女性の社会進出と共にこの問題が浮上してきたという背景が、まさにこの問題のジェンダー的視点を象徴している。

こうした2つの視点を考慮して従軍慰安婦問題に取り組むことが、この問題の解決の糸口となっていくであろう。

参考文献

- ・吉見善明『従軍慰安婦』岩波新書 1995年。
- ・吉見善明『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店 1997年。
- ・大沼保昭・岸俊光『慰安婦問題という問い』勁草書房 2007年。
- ・倉橋正直『従軍慰安婦と公娼制度-従軍慰安婦問題再論-』共栄書房 2010年。
- ・西岡力『よくわかる従軍慰安婦』草思社 2007年。

⁹ Global Gender Gap Report 2012 (『世界男女格差レポート2012』)より。このレポートは毎年世界経済フォーラムから公表されているもので、男女の格差を指数化し、国別ランキングを出している。上位の国ほど格差が少ないことを示す。2012年度のランキングにおいて、日本は135ヶ国の主要国・重要国中106位という、OECD加盟国の中でも極めて低い順位だった。

8 章 靖国問題

伊藤綾子 加藤彩 矢頭佳苗

1. 靖国問題とは
2. 問題の位相
 - 2―(i) 遺族感情の問題
 - 2―(ii) 歴史認識の問題
 - 2―(iii) 宗教の問題
 - 2―(iv) 文化の問題
 - 2―(v) 国立追悼施設の問題
3. 討論メモ
4. まとめ ―B・アンダーソンとM・グラノヴェターを参考に―

1. 靖国問題とは

まず、本稿の表題となっている「靖国問題」の概要を説明する。これは様々なアクターが複雑に関係し、今や遺族対遺族、遺族対国家といった対立だけでなく、中国や韓国なども関わる外交問題、憲法に抵触する政治問題や、国民あるいは非遺族対国家というような国内社会問題にまで発展している。その取り上げられ方も天皇・首相公式参拝やA級戦犯合祀問題と複数にわたっており、それぞれの解決方法に関してもバラバラな議論が展開されがちな状況である。本稿ではそれらのような派生した問題全ての根源となっている5つの位相を抽出し、靖国問題の本質に迫ることを目的にしている。

靖国神社とは、1869年に戊辰戦争の戦死者を顕彰することを目的として大村益次郎が行った発案の下、明治天皇の命により東京招魂社として創建されたことをそのルーツとしている。1877年の西南戦争以後は日本国を守護するために亡くなった戦没者を慰霊顕彰するための施設及びシンボルとなっている。では、この施設そのものと歴史にどのような問題が存在するのであろうか。

2. 問題の位相

2―(i) 遺族感情の問題

靖国神社は、明治維新以降の日本国に貢献して戦死した軍属関係者の死を顕彰（追悼ではない）することを目的としている。このシステムの本質は、戦死の悲しみを天皇のお役に立つことへの喜びに、つまり不幸を幸福に抑圧的に転換させることによって、国家が国民に愛国心を植え付け、戦争協力の後継者を途絶えさせない様に工作する装置的役割にあると考えられる。特にこういった機能は、「招魂祭」という天皇が直接に戦死

者を祀る儀礼の執行、それへの全国の戦死者遺族招待などによって加速されたと考えられる。

こういったいわゆる「感情の錬金術」（高橋、2005年）によって遺族感情はそれぞれの立場によって異なったベクトルで激しく高まり、問題の解決を困難にしているといえる。具体的に言うと、靖国反対派としては、以前日本に併合されていた国の遺族は「自分の家族は日本軍に強制的に徴兵されなくなったのに、日本国の守護神として顕彰されるのは屈辱以外の何物でもない」という風に考え、賛成派の意見としては、「家族は天子様のお役に立ちながら死んでいき、その後功労者として天子様直々に顕彰され、立派な御殿に入れてもらえた。これほど名誉あるアイデンティティはなく、それを保証してくれる靖国あるいはそこへの公式参拝を侮辱されることは、家族の死を侮辱されるに等しい」といったものが存在するだろう。

2―（ii）歴史認識の問題

ここで問題にされるのは、靖国神社の持つ歴史認識である。つまり、近代日本の歴史は植民地主義に基づく侵略戦争の歴史であると前提づけると、そういった戦争の戦死者の顕彰は、いわゆる適切でない思想を持った国家の平和・安全・繁栄のための「聖戦もしくは正戦」に亡くなった人を称え、この人たちの精神を受け継ぐことを促す行為に等しく、これは明らかに歴史認識の誤りから生まれる危険な行為だと結論づけることになる。

具体例としては、A戦犯合祀問題が存在する。これは一連の戦争において最も大きな罪を犯した人間を祀ることに対する海外、とくに中国と韓国からの批判を巡った問題である。これがどう歴史認識の過ちにつながるかというと、解決法に関する議論における誤謬である。有名なものとして、とりあえずA級戦犯を靖国神社から分祀することで政治的な決着を試みようとするものがあるが、そういったその場しのぎの案を通すのは適切でないと考える。つまり、極東軍事裁判における、戦場に駆り出され、殺人を行った市井の兵士は裁かず、政治的な采配に関わった人間のみを法廷に立たせるという戦勝国の恣意性の含まれた手法と全く類似したやり方を、この問題解決でも繰り返すのではなく、国家そのものが内包した歴史認識に対する恣意性を問題視するべきだという考え方である。

2―（iii）宗教の問題

これは靖国神社自体が政教分離に抵触した存在であることを述べたうえで、その非宗教化を目指す動きに対してある考えを呈示するものである。つまり、実際の司法判断においても、首相や天皇の公式参拝を憲法違反と判断したものや、その存在の違憲性を暗に示唆したものはいくつも存在し、合憲とした判決が1つも存在しないこと、更に明治時代からの政府との密着した関わりと、現代にも受け継がれているその精神を根拠に、

政教分離としか判断のしようがないことが言え、憲法改正もしくは非宗教法人化を通した「非宗教化」は不可能だと考える。

しかもそもそもかつて靖国神社が拠ってきた「国家神道」が国民全員を戦争に動員するまでの根拠となる装置と化したのは、その際これが仏教・キリスト教などといった他の宗教をも超越する「神社非宗教」「祭教分離」というカモフラージュによって非宗教化を演出できたからだと言え、これを現在に実現することが危険な行為であることが判断できると考える。

2―(iv) 文化の問題

靖国支持論の中に、よく「靖国は日本の伝統文化を代表するものだ」という意見が存在する。これに対して上記を踏まえて反駁を行うとすれば、靖国神社は日本の伝統文化（特に死生観）を代表するものなどではなく、飽くまで国家の政治的意志によるバイアスのかかった作為的な死生観もしくは伝統を表象しているだけである、と言えよう。この反駁の根拠は、靖国神社が軍属もしくは準軍属の人間しか顕彰しておらず、空襲や原爆などといった一般の戦死者、日本との戦争に関わった敵国の戦死者は顕彰されないという事実である。

2―(v) 国立追悼施設の問題

この問題を通して本当に問うべき問題をクローズアップする。おそらく、靖国神社以外でも、千鳥が淵戦没者墓苑や平和の礎、ドイツのノイエ・ヴァッへの例からも考察できるように、いかに創設の時点で宗教性・恣意性を排除したところで、追悼施設というのは政治に利用されることは免れないと考える。根本的な問題は施設にあるのではなく、そういったナショナリズムに拠る恣意性を操作する政治にあると言える。

3. 討論メモ

●日本が関連した戦争は侵略戦争と言えるか否かについては、諸説存在するとの指摘を頂いた。特に極東軍事裁判を傍聴したことのある石原慎太郎は、当該戦争の原因を西洋諸国の生み出した帝国主義に基づいた構造的な問題であるととらえており、それを日本の戦争責任論などに単純に帰結されることを否定した。しかし、日本がその時期にそういった帝国主義的思想に染まり、主体的に周辺地域の支配に乗り出した事実は否定できず、その点で日本が侵略戦争を引き起こしたという主張は曲げられないのではないかと考えた。

●靖国神社自体は今後どうされるべきかという問題提起がなされた。政府との関わりを断った、希望する遺族の戦死者のみを顕彰する宗教法人としての継続が理想と現実の最大値なのではないかと考えた。

●憲法9条はどのように扱われるべきか、という問題提起が出た。ここで徴兵制が肯定

され、自衛隊が国防軍と化した場合、再び靖国神社のような装置が必要になるのは免れないだろう。

4. まとめ —B・アンダーソンやM・グラノヴェッターを参考に—

我々は、靖国神社を巡る問題を通じて、ナショナリズムそのものの最大の問題点を見出したように思う。それは、ナショナリズムは人類の知性の在り方にさえも国家の恣意性を孕ませ、人間の相対的な思考を奪ってしまう点である。あらゆる問題解決に向かう知性は、愛国心とは別の次元に立ち、客観性を目指すべきであると考ええる。

しかし、更にここで問題になるのは、人間とは、グラノヴェッターの言う何かしら **strong ties** でもって初めて、大きな力を発揮するという点である。実際、人々が歴史上大きな力を行使するためには、必ず宗教や、愛国心のような強さを持った、人間をイメージで結び付ける装置に拠らなければ成功しなかったという事実が存在する。程度の問題として、それらが持っていた強さの結びつきを否定し、それらより弱い結びつきでの社会の在り方を指向することが、果たしてこの問題の解決につながるかどうかは、いまだ不透明である。仮に、以上で挙げたような共同体がいったんこの世から消え去ったところで、また似たような程度の **strength** を持った何かしらが生み出されるように思う。

インターネットの世界もこのジレンマが当てはまるのではないだろうか。遠隔の人々ともつながり情報を縦横無尽に駆け巡ることのできる自由を手に入れた人々は、結局そこにおける相対主義、または自由主義を前提とする **weaker ties** よりも、自分を守り生きる意味を付与してくれる **stronger ties** を指向し、そこに集合し、そこで与えてもらった価値観を根拠にしなければ大きな行動を起こすことができなくなる傾向にあると考える。ナショナリズムであればそれは愛国心であり、宗教であれば神の意思に適うことである。

いずれにせよ、ナショナリズムの議論は人類の知性あるいは生き方を問い直す、哲学的な議論と関連付けられねばならないことは間違いないだろう。

参考文献

- ・高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書 2005 年。
- ・B・アンダーソン『定本 想像の共同体』書籍工房早山 2007 年。

Tessa Morris Suzuki

Re-Inventing Japan

を邦訳する

テッサ・モリス＝スズキ著

2013年度前期森ゼミ一同訳

画像参考：上村松園「つれづれ」



第3部 「日本」とナショナリズムについて理論・思想的、 および経験的研究—Tessa Morris-Suzuki を精密に読む

— 5 章 —

Race

「たいていどんな場合でも、人間は互いに全く異なった種から構成されているわけではないということでは一致する。それどころか、元来ただ一つの種を除いて存在しておらず、それが地球全体へと繁殖し広がり、気候、食べ物、生活様式、伝染病、異なった個人の混合の影響で様々な変化を経た」（ビュフォン 1866 年、286 頁）。このように著した、ジョルジュ・ルイ・ドゥ・ビュフォン伯¹⁰は現在の意味での「race」という語を初めて使用した学者であった。彼の業績の最近の再評価で指摘されることは、ビュフォンの古典的 *Histoire Naturelle, Generale et Particuliere*¹¹(1749 年出版)は、自然的世界の徹底的に新しいイメージを形作った(スローン 1995 年、112-131 頁)ということである。それは実際に自然史であった。言い換えると、自然の見方は時間の感覚によって新たな意味合いを持った。ビュフォンはリンネの分類法を厳しく批判した。そのリンネの分類法では、外見的な特徴が上位分類、下位分類するのに用いられ、平面的で共時的な自然像を作成した。それとは反対に、「分類体系は種を形成する類似した個々の集団でも集合でもない。それはこれらの種を形成する諸々の個体の不断の継続や切れ目のない刷新である。このように種というのは抽象的、一般的な術語であって、自然において時間の連続や創造物の不断の破壊と刷新を考慮したときのみに存在する」と主張している(スローン 1995 年、132 頁引用)。ビュフォンの業績の中では、race は、本来的には単一な人間の系譜の中で徐々に多様性を創造した歴史的経験の産物であった。しかし、ビュフォンはまだチャールズ・ダーウィン¹²の世界よりルネサンス期の世界に、より近かった。それゆえ彼は「原始的」状態から不平等な進歩の歴史としてではなく、元来の創造の規範から不平等な退化の歴史として、race の歴史を見た。そしてその規範は白人の race が最も近似していた(ビュフォン 1866 年、280-281 頁)。

¹⁰ ビュフォン(Georges Louis Comte de Buffon 1707-1788 年)フランスの博物学者、数学者、植物学者。

『一般と科学の博物史』の著者。博物学、科学思想へ大きな影響を与えた。

¹¹ 『一般と科学の博物史』

¹² チャールズ・ダーウィン(Charles Darwin)は進化論に関して、自然選択説を提唱した。

冒頭の引用はまた、いかにビュフォンの **race** の概念が人類を単一の地球上の種であるとみなす認識に関係づけられていたかということも示している。この関係は決定的に重要である。**race** という近代の考えが地球上の人間という考えと同時に出現したこと、あるいは単一の人の種という見方の芽生えであった普遍的人権という理念が、ヘルダーの、世界は異なる「諸民族」(Völker) としてそれぞれ完全に分類されるという考えと、同時に発達したことは偶然の一致ではなかった。ヨーロッパの探検家によって持ち帰られ、また、ビュフォンとヘルダーによって広く引用された諸説によって、世界中に人類が存在し、共通の自然を保有し、信じられないほどの生活様式の差異を創造してきたという骨の折れる考えに学者たちは直面した。「**race**」なのか「**Volk**」なのかという意見は、この当惑させる多様性を、扱いやすい仕組みに変化させる取り組みであると見なすことができる。一度その仕組みが創造されるや、それらが提供したのは人種差別主義の諸実践のための知的枠組みである。これが、かつて人権と市民権という新しくできた理念にある警戒すべき意味合いを抑制し、鎮静するために使われた。ゲルマン民族至上主義という考えの起源は、フランス革命後の世界において、自分たちの位置を再主張しようとするフランス貴族の一部分子たちの試みに遡ると指摘されている。つまり近代の人種差別主義は、フランス人の人権的起源の信念に基づいており、もしそうでなければフランス貴族に与えられていただろう権利から発生した、諸々の個人、集団を除外しようとする振る舞い、概念、構造だとみなすことができるだろう。それがなされるとき、近代の人種差別主義はまた、国民国家という共同体の中に「含まれている」と描きだす想像上の結束を強固にする。われわれがこの定義を受け入れるなら、**race** と人種差別主義という想念の進化は、人権と市民権という考えを含む、現代における鍵となるその他の考えの進化に関連するものだと理解されるべきである。奴隷制がなければ自由という考えはなかったに違いないが、それと等しく、権利という想念がなければ、それらの権利を否定することもないに違いないというオランダ・パターソンの主張は正しいのかもしれない(パターソン 1982 年)。

近代初期の日本における「ウチ」と「ソト」

こうした論評が明らかに示しているのは **race** や **racism** (人種差別主義) といった言葉の感覚で、今日的な意味での考えは日本には存在していなかったと言わざるを得ない。西洋の社会思想と政治思想が到来する以前の日本で存在していたとは到底言えない。しかしながら、中世と近世の日本を含む多くの社会において、現在の **race** という言葉のイメージの中に与えられているアウトサイダーたち(よそ者)のイメージが否定的なイメージを持っており、時折「奇怪」や「凶暴」というイメージを持たれることさえあったことは確かである(これらのいく

つかのイメージは鮮明に第1章で論じた『萬國全圖』¹³で表わされている)。

『日本における人のカテゴリー化』という最近の論稿の中で、タイモン・スクリーチ¹⁴は西洋人と現代以前の日本人の **race** とジェンダーに関する考えの決定的な違いを描いている。ヨーロッパ人が常に想定してきたのは、はっきりと規定される二つの性だけがあって、しかしながら **race** の多様性の存在は受け入れて来た。スクリーチによると、日本ではジェンダーは複合的で多様なものとされている。「男」であるか「女」であるかは本来的に家族の中の立ち位置に関連していて、僧や尼のような家族のソトにいる人々は、職業的な女役のような人々と同じく、中性的な幅を持っているとみなされ得るというのである。対照的に、スクリーチは日本における **race** は風変わりではっきりと定義されていると、根拠を持って論証している。「日本はいつも自分たちを民族的に純血だと考えており、これにより人種的に多様であるにもかかわらず、自分たちを中国や韓国と区別している」(スクリーチ 1995 年、136 頁)。

この論点を補強するためにスクリーチが言及するのは日本人とヨーロッパ人の初期の接触である。最初のヨーロッパ人宣教師や商人が 16 世紀から 17 世紀初期に日本にやってきたとき、彼らの存在は必然的にヨーロッパ人と日本人の血が混じった子供が生まれる成り行きとなった。1630 年代にはオランダ人を除くすべてのヨーロッパ人たちが日本から強制退去させられていた。同時にこれらの混血の子ども達もまた強制退去させられた。「それから先、混血の子ども達の記録は時折あらわれる」とスクリーチは記している。「話は彼らについて書かれていて、悪知恵に満ちて賢すぎる子どもたちは神話像となった。しかし、『オランダルーツの子どもたち(オランダ種子)』は承認されたカテゴリーではなくなる」。手短かに言うと、日本の政府はヨーロッパの為政者が両性混合を見た恐怖と同じように、日本の為政者たちも人種混合をととても恐れた。それゆえ、「日本人の血管の中に外国人の血が流されるべきではない」と結論を下した(スクリーチ 1995 年、132 頁)。

第6章のジェンダーの問題に立ち返るが、ここではむしろ **race** に関する異なる結論を提案する。実際、17 世紀、18 世紀、そして 19 世紀初期の間では、日本人とオランダ人との間の子どもたちの家族柄に関する公式な参考文献はいくつもある。17 世紀後半以降では、彼らは他の日本人と同様に、日本人として扱

¹³ 文化4年(1807)、世界図作成の幕命を受けた天文方高橋景保が間重富、馬場佐十郎とともに、最新情報をもとに文化7年(1810)に完成して上呈した蘭学系世界図の傑作。

¹⁴ タイモン・スクリーチ(Timon Screech 1961 年-)はロンドン大学アジア・アフリカ研究所(SOAS)教授。日本近世文化美術専攻。

われ、海外への渡航は禁止されていた。しかしながら、彼らは別個で出生や死亡、そして婚姻を登録する必要があり、他の日本人よりもより格式ばって行われた（古賀¹⁵ 1969 年、113-125 頁、145 頁引用）。その子どもたちの多くが偏見や苦難に直面したようだが、しかしながら私たちは以下のことを知っている。少なくともある一人（オランダ人の父によって精力的な議案通過運動が行われたのちに）は長崎町奉行の役人に任命され、そしてまた別の一人はドイツ人の医者、フランツ・フィリップ・フォン・シーボルトの娘であり、彼女は日本で西洋医学を実践した初めての女性である（古賀 1969 年、板沢¹⁶ 1960 年、75-78 頁、150-152 頁）。

実際に、17 世紀や 18 世紀の日本において、**race** の一貫したイデオロギーに似ているものを見つけることは難しかった。彼らはおそらく社会集団から排除されたり招き入れられたりしたのだろうが、排除や内包の根拠は、第一に幕府の権力に対する服従という点から説明されがちであった。おそらく、徳川時代の間、最も厳しい排除の政策は、1637 年から 1638 年にかけて、九州の島原地域におけるキリシタンの反乱以降、上記のような「外国人」に向けられたのではなく、本質的に危険分子で、幕府を揺るがす影響があるものとみなされていたキリスト教に向けられた。島原の乱の要因は宗教的なものであると同様に社会的、経済的なものでもあったのだが、その結果はキリスト教信仰に対する無慈悲な弾圧であり、より興味深い特色を持ったものの一つに「踏絵」の利用があった。これはキリストの聖像であり、臣民のキリスト教信仰否定の可視的な証拠として、これを踏むことを求められた。徳川時代の間中、九州全地域の村人と町民は軒並み踏絵を踏むという儀礼を行わねばならず、また、似たような儀礼は社会不安のあった時期に日本の他の地域でも行われていた。これらの儀礼が、実際のキリスト教徒による政府転覆の脅威が後退した以後も長く続いたという事実は、以下の事を示唆している。それは、その儀礼自体が、社会的統一と政治的忠誠を改めて確認する公的な見せしめとしてのより深遠な象徴的価値を獲得したということである。

確かに国家の権威への服従もまた目に見える特徴によって象徴され得た。それは正しい服装を身に纏うことや髪型を整えることなどである。それは時に、身体的な違いを含むことを伴ったが、同時に「ウチ」と「ソト」の間に引かれる境界線は、現在私たちが「エスニックグループ」と呼んでいるものを分断する。例えば、長崎の港に住んでいた数千の中国人コミュニティは、はっきりと

¹⁵ 古賀十二郎(1879～1954)は長崎郷土史の研究者。

¹⁶ 板沢武雄(1895～1962)は日蘭文化史を専門とした歴史学者。

真二つに分断されていた。一方で中国人商人の集団があり、商人たちは中国の国家に忠誠を誓っていたと見なされ、日本と中国の往来を許されたが、長崎に滞在している間は「唐人屋敷」と呼ばれる強制居住区に閉じ込められた。一方で長崎には「中国人の定住者」がいた。彼らは中国から日本へ、忠誠を転向した人々として見られた(山本¹⁷ 1983 年；木宮¹⁸ 1955 年)。彼らは(他の日本人と同じように)国を出ることは許されなかったが、長崎の好きな場所に自由に住むことができた。そして実際に、徐々に一般住民に溶け込んだのである。

明治以前の日本社会を人種的排他性のはっきりした問題点によって結び付けられたものとして見るよりもむしろ、本来的に不平等な社会秩序はすべてが天皇や幕府に代表される中心部から、らせん降下する複雑な地位の集合体に、理論上は占められていたと考えるほうが理に適っている。秩序や礼節、美德は一般的に中心部—社会的、地理的両方の意味で一において最大となり、それは周縁部へ移動していくにつれて減衰していくと考えられていた。そのため、アイヌや琉球諸島の人々のような、日本列島の最も遠端に位置する準編入的なカルチュラルグループは国家によって(我々が今までそうしたように)、粗野なふるまいをするという因習的なイメージを持ったまとまりとして描かれた。彼らは乱れた髪、変ったかぶりもの、刺青の入った腕や顔、奇妙な儀式、食習慣を持っていた。

類似したイメージの集合、たとえば乱れた髪、刺青などもまた、社会において下位層と見なされた共同体と結びつけて考えられたのである。有罪判決を下された犯罪者はたいてい刺青をしており、そして刺青は日本の都市が膨張するに伴って街道や川岸に現れた娼婦や芸人などの限界コミュニティの複雑な芸術様式へと展開していった。社会秩序の周辺部に位置する染物屋、竹細工、船頭、石工、革細工、葬儀屋を含む＝様々な職種の人々はきちんと髪を結んだ他の社会的集団に規定されるものとは対照的に、特徴的な服を身に付けたり、藁のひもで髪を縛ることが求められた。政治的権利の明確な観念がないこの世界では、「race」に関する権利から人々を排斥する本当の観念は存在しなかった。むしろ、社会機能、秩序、礼節、政治的服従という点から明らかになった社会的グラデーションの無数のまとまった概念が存在した。この概念は、なぜ、近代日本における差別形態として最も広範囲に広がったもののいくつかが他の日本人とは「人種的」には決して異なるわけではない人々に対して向けられたのか、ということを説明するのに役立つ。つまり、先祖が明治以前の社会秩序におけ

¹⁷ 山本七平著『1990 年の日本』1983 年 福武書店。

¹⁸ 木宮泰彦著『日華文化交流史』1995 年 富山房。

る職業上の集団から排斥された職業に従事していた人々で構成された、現在でも差別を受けた村々（被差別部落）として知られる共同体に向けられていたということである（実際に日本の社会における差別の疑問を調べようと試みた誰もが被差別部落への差別を扱った多数の日本語の文献が存在するという事実にすぐさま突き当たるだろう）。20 世紀後半における、様々な差別から切り抜けることは一見、あらゆる点で風変わりで、説明しがたいが、9 章を振り返れば、政治的用途としての「マイノリティ」の点から一部理解できるかもしれない。それは明らかに「**race** を伴わない人種差別主義」という、日本だけでなく、むしろ 21 世紀の他の社会に見られる広範囲な現象の一部である。一つの興味深い例にアイリシュトラベラーズ¹⁹（もしくは「ティンカーズ」）という事例があり、彼らもまた「エスニックマイノリティ」に分けられるのではなく、職業上の集団から排斥された先祖なのである。言い換えれば、差別が違いを生むのと同じように、違いが差別を生むのである。

近代日本の **race**

明治維新後の日本国家の変化は、二つの根本的な様式における内包と排除という様式を再定義した。まず、市民権という西洋の発想が導入されたが、非常に限られ薄められた形式によってのみだった。維新後、キリスト教の禁止はもちろん、着るものや生活様式、そして内部移住といったものに関する制約に沿った身分制度は禁止された。続けて、全ての国民は自分自身を、等しく日本人であるとみなすよう奨励された。それは、はっきりと境界づけられた国民国家の一員であるという意味においてである。そしてその国家に、全ての国民は、ロイヤルティの平等な義務を負っていた。しかしこの献身の平等は、決して権利の平等を与えるということが意図されたものではなかった。ひとつには、ほとんどの西洋諸国で当時そうだったように、男性と女性の権利と義務は明らかに区別されていた。もうひとつには、参政権のような重要な権利は、1920 年代まで、ある集団の男性たちにしか与えられなかったのだ（指定された水準以上に税金を払っていた人たちである）。連帯と不平等の両方が強調された、新たな社会の秩序を正当化するために、日本の為政者たちはことさらに家庭（家族、あるいは家）のイメージを利用した。家庭では、全ての人がひとつの共同体の一員であるが、また家庭では同時に、人々はその共同体の中で異なる権利と義務を有している。家庭というイメージはとりわけ適切であった。なぜなら、それは日本社会における天皇の最高権威を擁護するのに、理想的な構造をつくりだしたからだ。それ以前は陰に隠れた、影響力を持たない人物であった天皇は、いまや国民の父、家族国家の長として再定義された。この国家のイメージを植

¹⁹ イギリスやアイルランドなどの欧米の国において、キャンピングカーなどを用いて移動生活を行う集団。

え込むことは、日本の知識人とより広い大衆が、エスニシティ（民族性）や race といった外部から入ってきた想念を消化する方法に、深くかかわりを持つことになった。

19 世紀後半における第二の主要な発展といえば、これらの概念そのものの輸入であった。つまり初期（特に 1860 年代と 1870 年代）における race（人種）という概念と、そのすぐ後（大体 1880 年代後半以降）の Volk やエスニックグループ（民族）という概念のことである。明らかに、日本における race の概念の主な普及者は、もっとも雄弁な明治時代の西洋文明の通訳者である、福澤諭吉²⁰であった。人間の差異に関する西洋的分類は 17 世紀から 18 世紀の間にオランダから得られた地理誌の翻訳を通じて日本に導入され始めた。つまり、race という概念の、最初の真に影響力のある説明がなされたのは、1869 年、福澤が『世界國盡²¹』を出版した時であり、これは学校で使用する地理の教科書として意図されたものであった。この簡潔で豊富に図示された作品は、読者に丁寧に、肌色で暗号化された人間の見方を紹介した。ヨーロッパ人は白く、アジア人は「わずかに黄色」く、アフリカ人は黒く、太平洋諸島の人々は茶色く、そして「アメリカ大陸の山岳部」の住民は赤いといった風に（福澤 1926 年、689 頁）。福澤のアジアに関する説明には「アジア人種の中国人召使」の挿絵が添えられており、それは 19 世紀西洋人の東洋学者による図解の完璧な模写だった。この世界の肌の色に関する多彩な観念は、同世代の日本の学校教科書に組み入れられ、そして少なくとも一人の著名な学者—人類学者 鳥居龍蔵²²—は後にこの観念は人類の研究において彼の関心を刺激すると考えた（鳥居 1976 年、156 頁）。

race（人種）とシビリゼーション（文明）の両方の観念の普及者という福澤の役割は、この著作の重要な主題を明るみにしている。18、19 世紀におけるヨーロッパの知的な財産は、差異を定義する二つの軸を提案した。一つ目は、「race」と「カルチャーエスニシティ」という密接に関係する観念によって表される、地理的空間にある軸である。国民の連帯性と、ときに国民の優位性という観念をつくりだすために、イデオロギーに染まりやすい人々は共通の起源（race）である血のつながりによって関連付けられるグループという概念か、もしくは共通の言語や伝統（エスニシティ）によって関連付けられるグループという概念を当てにすることができたのである。これらの概念両方は、ある人間集団から異なる集団を分ける、深く分割された境界線の存在を示した。二つめの軸は

²⁰ 福澤諭吉（1835 年～1901 年）は日本の蘭学者、著述家、啓蒙思想家、教育者。

²¹ 『世界國盡』（せかいくにづくし）は、福澤諭吉の著書の一つ。世界地理の入門書。

²² 鳥居 龍蔵（1870 年～1953 年）は日本の考古学者、人類学者、民俗学者。

時のそれであり、「進歩」や「シビリゼーション」という概念によって表された。これらは単一で普遍的な道に従う人間というイメージを示した。このように、「我々」は「彼ら」よりも、より進歩していたということ（もしくは逆に、「我々」は「彼ら」よりも、より遅れていたということ）を示すことによって、国民の差異は主張された。しかしながら、実際、空間や時という要素―「race」「エスニシティ」そして「シビリゼーション」―は必ずしも別々に展開されたわけではなかったが、それらは複雑な方法で組み合されたり混ぜ合わされたりしていた。とりわけ影響がある混交はソーシャルダーウィニズム（世紀の変わり目の頃の日本においてはとても影響力のあるものだった）という考えにより示され、そこでは異なる **races** は一般的に「文明化」に向かう進展において、異なる段階を表すものとして見なされていた（ロー 1997 年）。

以前からの章で、我々は主眼点が「空間」の局面から「時間」の局面へと変遷していき、それが日本においてナショナルアイデンティティという感覚をどのように創出したかを見てきた。中心部から離れた周辺部の地域、とりわけ代表的な沖縄、アイヌの地域は、その時々、単一の「日本民族」、そして後に単一の「日本文化」の「異なる」もしくは「遅れた」一部と再解釈されるようになった。このことは、もちろん「内向きの人種主義」が大衆の言説から消えたことを意味するわけではない。例として、北海道ではアイヌの人々の祖先はたいてい、そしていまだにときどき、人種差別主義者のステレオタイプや侮蔑の支配下に置かれている（例、小川²³ 1986 年）。実際に、アイヌやほかの人々を「古来の日本人」と限定する事業はアイヌと「近代」日本人との間の人種的關係について複雑な物議を醸し、人類学的頭蓋骨測定、骸骨収集という品位を貶める過程とともに進行することがよく起こった（萱野²⁴ 1994 年、98-99 頁；シードル 1996 年、78-88 頁）。この過程は次々に「アイヌ」の一般的な人種的偏見を与えた外見的特徴の粗雑なイメージを次々と生み出した。

しかしながら、国境を越えて世界を扱う際は、政治的実体としての日本と、「race」や「エスニシティ」、そして「シビリゼーション」の概念の關係は、さらに大きな緊張に満ちていた。これらの緊張は植民地化のプロセスによって強められた。日本は台湾(1895 年)、樺太と関東州(1905 年)、韓国(1910 年)、太平洋の委任統治領(1919 年)、そして 1931 年に満州の事実上支配、さらに 1937 年

²³ 小川正弘 現在、アイヌ民族文化研究センター研究課の課長を務めている。アイヌ教育史、近代北海道史を研究している。

²⁴ 萱野茂 日本のアイヌ文化研究者であり、自身もアイヌ民族であった。アイヌ文化、アイヌ語に保存、継承に尽力した。

に華北にまで植民地支配を拡大したので、政治支配と人種、文化的共通性、および単一的な文明の通り道に沿った進歩に結びつく問題は、ますます複雑で扱いにくくなった。植民地を統治する日本の権利は、それらの植民地支配に対して、日本人統治者の固有の人種的優位性に基づいていたのだろうか。あるいは、一方で、日本社会が単一の近代「文明」より、先進の形態を体現したという事実に由来したのだろうか。これらの各々の要求は、植民地政策に対しても、そして確立した植民地の権力と日本との関係に対しても、日本社会の要求そのものに意味があった。

これらの質問に関する戦間期と戦時中の議論を吟味することは重要である。なぜなら彼らは現代の日本においてネーション性、エスニシティまた文明社会といった理念に関して絶えず板挟みの状態に陥っているからだ。ここで私が論証するのは、前の章で概説した論点に対して全く答えられていなかったということである。植民地を拡大していくことを正当化した三つの根拠、**race** の独特性、エスニシティの通有性、そして文明の進歩といった理念は 1920 年代、1930 年代、1940 年代の知的世界の中で異なる空間に同時に存在した。曖昧な「ネーション」と「エトノス」というイメージからなる「民族」という言葉を使うことは、絶えずずれを生じさせ、それは正当化の異なる水準の間を前後に揺れていた。

西洋における人種の概念は白人優位性に関する理念とよく絡み合わされており、それは日本人の読者にとって必ずしもしっくりくるものではなかった。かつて「人種」という言葉は英語の「**race**」の同義語としてみなされ、一部の文化人類学者によって広く用いられていたが、およそ 1890 年以降に関しては、「民族」という言葉を好む日本人作家が増えていった。民族とはおそらく、ドイツ語である **Volk** を最も明確に日本語訳したものである。つまり、民族は必ずしも互いに物理的に関連のある人々の集団を表すだけではないのだ。それはまた言語や伝統という紐帯によって結ばれたコミュニティのことをも表し、そして時として（歴史家のケビン・ドーク²⁵が力説したように）英単語の「**nation**」と近い意味合いで用いられたのである（ドーク 1997）。それゆえ民族は、「エスニシティ」や「人々（「世界の諸民族」におけるような）」という概念よりも「**race**」の概念により近いのであって、欧州的や北米的な「エスニックグループ」のイメージと結びつける、すべての曖昧性を含んでいる。日本語を正確な英語へと

²⁵ ケビン・ドーク (Kevin Doak) 1982 年、米国クインシー大卒、シカゴ大で日本研究により修士号と博士号を取得、ウェークフォレスト大、イリノイ大での各助教授を経て、2002 年にジョージタウン大に移り、東アジア言文化学部の教授、学部長となる。

翻訳しなおそうとするこれら全ての取り組みは、実は日本語のそれ自体の扱いにくさのみならず、英語の「race」「ネーション」そして「エスニックグループ」が驚くほど一致しない使われ方をしているという事実によって挫折させられている（ウォーラーステイン²⁶ 1991b,77）。

1890年代に日本政府は治外法権の廃止について交渉し、異国民のための居住地域を切り離した。その際、日本の民族優位性ではなく、民族劣等性について謳う作家たちによって激しい外国人嫌いと排他主義の感情が表された。もっとも有名な実例としては、宗教哲学者である「井上哲次郎²⁷」の書物があげられる。彼は「雑居」に反対している。というのも、もし異国人と共に暮らすことを強いられたとしたら、身体的にも知的にも劣る日本人は、より聡明で強い西洋人との生存競争には生き残れないと彼は考えるからである（井上 1928年）。

人種的純潔のイメージ

しかしながら、日本の経済、軍事力が増大するにつれて、これらの恐れは日本人優越論という発想にすぐに取って代わられてしまった。この主題に関する徹底的な調査において、小熊英二²⁸は、日本の **race** やエトノスが高揚することに対して、本来は矛盾した二つのアプローチが存在していたことを指摘している（小熊 1995年）。一つ目は、日本人は人種的に同種の集団として、文字通り共通の血統から由来し、その本家筋が天皇家だと説明した。逆に二つ目は、日本民族は混合した人種的起源によって成り立っているという事実を認めるだけでなく実際に強調し、またしばしばこの雑種性をナショナルストレングスと帝國的支配の資格の源と見なしていた。この章の続く節では、これら両方の思潮を概説し、次に 1930年代後半あたりで特に影響力を発揮した三つ目のアプローチに関する考察に移っていく。つまり、**race** という観念全体から逃避し、普遍的な人類の運命という観点から帝國的拡大を正当化することを試みる風潮である。

²⁶ イマヌエル・ウォーラーステイン(Immanuel Wallerstein) アメリカの社会学者。カール・マルクスがその政治経済学の根底にすえた唯物弁証法や史的唯物論、国際政治経済学での従属理論、それに歴史学のアナール学派の代表的存在であるフェルナン・ブローデルの研究方法を踏まえて、ヨーロッパの大航海時代がもたらした世界的交易を起点に、世界は政治経済・社会的差異を包含して機能する一つのシステム化し、今日に至るも続くとする、世界を単一のシステムとする巨視的な観点による、政治経済学と社会学を包括した世界システム論を提唱、確立した。

²⁷ 井上 哲次郎（いのうえ てつじろう、1856年2月1日（安政2年12月25日） - 1944年（昭和19年）12月7日）は明治時代に活躍した日本の哲学者であり、1884-90年、7年近くドイツ留学。欧米哲学を多く日本に紹介し、帝国大学で日本人で初めて、哲学の教授（1890-1923年）となった。また、新体詩運動の先駆者でもある。

²⁸ 小熊英二（1962～）は日本の社会学者。著書に『民主と愛国』『単一民族神話の起源』がある。

日本のナショナリズムに関する大多数の文献は、ナショナリズムと人種的同質性の関係を強調した。しばしば以下のことが指摘されるが、國體（ナショナルボディ、またはナショナルエンティティ）という概念は、19世紀最後の数十年に穂積八束²⁹のような保守派の論者によって展開され、より新しい時期に取り入れられた人種的純潔の観念と18世紀後半の国家神道から取り込んだイメージを組み合わせた（小熊 1995 年、53-55 頁；グラック 1985 年、142 頁、186-187 頁）。論及されているが、日本人は単一である天皇家の血統によってつながっており、その起源は神々の時代にまでさかのぼる。第一次世界大戦のあとの数年のうちに、この概念は保守派の思想家だけでなく、近代化の社会的犠牲に対する過激な批評家によっても唱えられた。

この鮮明な例は「国家社会主義」やまたはマルクスの資本論の日本語翻訳家である高島素之³⁰の「ナショナルソシアリズム」で明らかである。高島の刊行物『国家社会主義』1918年にはじめて出版され、彼は様々な点においてマルクス思想に深く影響を受けたが、しかしネーションの疑問についてはマルクスとは異なっていた。高島は、ネーションを資本主義の到来以前に出現していたのだとみなしており、またネーションを資本主義以前の時代に形作られていた、純潔な統合へ再生させる革命の存在を信じていた。彼は論及しているが、すべてのネーションは社会的統合と社会的制御の構造であるという観念において類似しているが、しかし日本のネーションは独特な方法でこれらの機能を果たしたのである。

「理想的な国家のための必要条件は、その統制の中心が堅固で不変な様式で確立されるべきということである。変わりやすい統制の中心は支配権威の発達を妨げ、また国家統合への成長の障害物であった。この意味において、私たちは日本國體というものが実に理想的であるということを断言できるだろう。そのうえ、私たちの天皇家はそのネーションの人々の間にある血縁関係を保ち、またこのように何千年も統制の中心としてその立場を守ってきたのである。この理由のために、国民の天皇に対する態度は不思議な尊敬の形式と子としての敬虔の念を具体化し、それは根本的に他国の君主と臣民の関係とは異なったのである」（引用、小田 1938 年 84 頁）。

人種的純粋性のイメージと天皇の神秘性はそれら自体、壮大なレトリック、通俗的な修辞を付与し、この理由からナショナリズムについての、大衆的な報

²⁹ 穂積八束（1860～1912）は日本の法学者。民法典論争に際し『民法出デテ忠孝亡ブ』を発表した。

³⁰ 高島素之（1886～1928）は日本の社会思想家、哲学者。国家社会主義を唱えた。

道、公的な声明で繰り返され、特に 1931 年、中国での衝突が発生したのちに繰り返された。ジョン・ダワー³¹は太平洋戦争中の **race** についての優れた分析の中で、日本、アメリカ両国において、戦時中の **race** のレトリックを入念に詳細な分析を行った。日本の場合、それはよく光と色の象徴化を引き起こすが、視覚的隠喩はナショナルパワーと純粋性のイメージの強化に利用された（ダワー 1986 年、210-212 頁）。あるユニークな特徴を示している例は、1943 年に完全に無名の、退職した官公吏によって書かれた『日本人の優越性についての基本的研究』に関する本である。この本の全体的な概要は、その始めの文章が伝えている。

日本は黄金の光に照らされている。そしてその理由によりその国は世界で最も優れていて、人々も最も優れている。日本人は黄金の民族である。黄金の民族とは、どういう意味だろうか。彼らは白人でも褐色肌でも黒人でもない民族であり、東アジアに唯一住んでいる特別な **race** である。しかしながら、東アジアの黄金の民族はすべて同じというわけではない。彼らの中には純粋な黄金（本黄人）の民族とそれに類似した黄金の民族（準黄人）がいる。なぜ日本人は純粋な黄金の民族なのだろうか。それは彼らが神聖な（もしくは天皇の）道（天道）という輝く黄金の光の下に住んでいるからである（末広 1943 年、1 頁）。

同じ傾向で続くページにおいて、その本は特筆すべき視点をもって、日本人の体格がもつ多数の独特な利点を列挙している。

日本人の人種的な純度における同様の信念は、戦前と戦時中の考古学、民族学者の少数派によって、より学術的な用語で表現された。これらの学者の中で、最も影響力があった者は、1938 年から東京大学の人類学の教授を務めていた長谷部言人³²で、彼は単一の **race** が人類の起源以来、継続的に日本列島を占領していたと主張した（小熊 1995 年 263-267）。

³¹ ジョン・ダワーはアメリカ合衆国、マサチューセッツ工科大学教授の歴史学者で、専攻は日本近代史。

³² 長谷部言人(1882～1969)は人類学者。昭和時代において日本人の人種論について大きな潮流を作った。

訳者

池田 尚多朗／伊藤 綾子／大澤 章／加藤 彩／桑原 留美／後藤 早紀／
重田 尚子／高野 純一／手塚 美有紀／永田 彩／成田 智洋／松岡 那苗
／矢頭 佳苗／吉田 有里 （敬称略、名前順）

編集者

成田 智洋

2013 年度 夏合宿 活動記録

2013 年 7 月 6 日～8 日 早稲田大学軽井沢セミナーハウス

発行日

2013 年 7 月 26 日

発行者

早稲田大学 文化構想学部
社会構築論系 現代共生理論
森ゼミナール